路を行く事なれば、少も滞なくゆきしに、巳の下刻ばかりに官廳に着たれば、極めて參里餘はあるべしと孫太郎答へき、

翌五日の巳の剋に、加吧丹孫太郎を携へ、日本渡海の弐艘の内、本船に乘し、直ちに碇を起し數多の石火矢を放ち開帆せり、船中上官八人加吧丹船師ロス」百參十四人、是を水手とす、鐵匠木匠其他の諸工皆備る、孫太郎を加へて都合百五十參人なり、（案に、船中の役號は、孫太郎審に聞ざる所にて、上官八人黒坊十人の外は、皆「マタロス」と心得たるなり、「カピタインテルセヱ」船頭也、「カピタインロイラナシト」上按鍼役なり、「ロイテナント」按鍼役也、「シユロイテナント」下按鍼役也、「コンヌタアフル」石火矢打也、「コンスタアノルマアト」同副也、「ホッテリイル」酒食を掌る役也、「ホッテリイルスマア」同副也、「ホヲツマン」水手を掌る役也、「シキイマン」帆綱を掌る役也、「シキイマンスマアト」同副也、「クワルテイルメエストル」日雇頭也、「ブロホヲス」罪人を取扱ふ役也、「マタロヲス」水手也、「ブロイムカラアフ」掃除人なり、船中の分職座列斯の如し、又「ヲツフルメエストル」上醫官也、「ヲントルメエストル」次醫官也、「テルテメエストル」第參醫官なり、右毎船是ありといへども、役席の外なり、尤も座列は、上醫官は上按鍼役の次坐なり、次醫官第參醫官は石火矢打と同坐なり、）上官八人の居所は甚奇麗なる飾にて、其廣さ方壹丈四五尺仰版は種々の彩色を用ひ、獅虎等の物象を畫き、席は花崗を敷き、隔亮は皆假玻璃にて、開かずして四方を見る、食事は上官八人のみ別に割烹して喇叭を吹鳴し食す、其餘は巨大なる銅釜にて飯を炊き、飯熟して鐘を鳴せば、孰も毎手に小鉢を持より、飯を受とる、渡し畢れば爨室火を滅し、局に錠を下す、飲物は毎朝水を五合ばかり、「フラスコ」に入れ渡す、渡し畢れば水桶に錠を下す、其外は少しも許し與へず、下飯は枯魚を生にて喰ふ是は人々自ら辨するなり、酒を好ものは、燒酒を盛りたる「フラスコ」を箱にいれ、糖にてつめ置、時々取出し喫す、是又自己にさするとぞ、孫太郎は別外なれば、「フラスコ」に燒酒を盛り、兩日に壹箇宛渡し、魚も必ず燒て與へ、居所も上官の傍に設け置けり、殊に恩情を加へたりとみへたり、火禁甚だ嚴しく、烟草を喫するにも烟管頭に蓋を施せり、（蓋は銅線にて制す）

巳に港を發し、參晝夜走行て、フレンバンと云る所に碇を卸し（フレンバン下に見）類船を待うけ、本船より盛饌を設け、副船の八人を請し歎待す、是は遙々の海路、互に心を合せ謀を協へ、堅固に長崎に入津すべきとの誓約なりとぞ、

フレンバン、萬國地名考を按に、バリバン又バレンバンと呼ぶ、須麻太剌の東涯北に廻れる所にして、北東に番加島と對せり、是印度南部中の一街坊にて、大なる港なり、和蘭暦に、南緯一度二十八分經百二十度の地なり、

出船より今日までは、二艘共に枝船三隻宛摔來りけるが、誓約すみたる上にて、枝船を盡く舶内にとりのせ、再び帆を開き、晝夜となく馳ゆく、上官の八人時々柁樓に上り、架にかけたる方三寸許りの玻璃鏡三箇にて遠望す、（是、「ヲクタント」なるべし「ヲグタント」は大陽赤道の距離を測る器なり、）苟も島山を見れば、必ず其形狀を摸寫す、大なる自鳴鏡ありて、晝夜二十四時を報ず、（子未に一聲起り、午初に至て十二聲をなす、）鍼盤は太さ一尺許りありて、四十八方を正し、水路を考ふ、（螫製羅經三十二方十二聲をなず、）鍼盤は太さ一尺許りありて、四十八方と覺ゆるゆへ、しばらくこれに從ふ）なること顯然たり、再三問難すれども、孫太郎四十又百五十尋の繩に鉛錘をつけ、海の深淺を測る、最も賞すべきは、舶中の人衆晝寢は禁せざれども、夜は一人も寢ることを許さず、夜間時に役人より聲をあぐれば、百餘人一同に答て寢ざるを示す、毎夜斯の如し、行くこと十三日カシボラヲと云小島の東南に至る、（是和蘭人の、履の形に似たる故名づくと云へり「カシヲ」は履「ボラヲ」は島也）此島奇異の島にて、船を遠ざけ乘れば船を吸よせ離さずとて、一二町ばかり間近くのる、又晴天なれば常の如くの履の形

りに見へ、曇れば突起して高く聳ゆと船中の黒坊語りしとなん、（案に此島支那海廣東の南にあり、黒坊呼でフーロスハース和蘭呼てスノーンエ、ランドと云、孰れも履島の義なり、カラシホラヲいまだ考へず、さて船を遠ざけ、れば惡しとて、間近くのるは、暗礁の類を避るゆへにや、總て西洋船は風濤を恐れず只石礁を恐ると云り）時に羹（校曰？）船後れて見へざる故、帆をたゝみ待居けるに、後より紅質にして白文にて十字の標旗を立たる大船馳來る、是はフランケシと云ふ國の船のよし（案にフランケシは、フランガレイキの轉音也、又フランスと呼ぶ、歐羅巴洲にあり、明人佛郎機、拂狠察などと譯するもの是なり、）和蘭人見て大に驚怖し、此方も急に十字の標旗を立、石火矢に鏃丸（鐵鏃に壘み、鉛葉にて包たるものなり、此丸を用ひて敵船の桅檣を打折ると也、實に船軍の要法也、）封錄等を充て、又數多の鳥銃に子藥を裝し、鎗戈の室を脫し、毎手に是を執れり、孫太郎は危き性命を保ち、漸く歸路に趣きたるに、又如何なる不虞の災厄にか係らんと、甚寒心しけるとなり、斯て賊船は、僅一町許りに近よりしが、何の事故もなく、東をさして馳さりける、其人物は和蘭人に似たり、船内大に安堵の氣色にて、兵器等とり藏る間に、羔船も追付たり、船内には、毎々長崎に渡り日本語に通せし者もあれば孫太郎フランケシのことを委く尋問せしに、和蘭人、彼は廣東に渡る商船なり、彼船大さ此方の船にさのみ替りなく、人數も大抵相當れども、此方の船は石火矢を一段半に備るに、彼は三段

に備ふ、（一段二十門を備れば、三段にては三十門、左右合て六十門なり、）其上海戰に慣て、毎に我船を窘めしことあり、此方二艘にても敵しがたければ、一艘にては誠に當るべからずと語るされば如何して戰はざりしやと問ければ、此方より同し標旗を立たるは、全く同國の船と見せしための謀畧なれば、其謀に乘りしか、又は戰鬪の備へ堅固也と見て近づかざりしか、此二つの外なしと語りたるとぞ、舶内の人を夜中寢せしめざるは、斯ることもあるゆへなるべし、

按に孫太郎を帶來りたる加毗丹、アヽレントウイルレンヘイト、長崎鎭臺に獻ぜし風說書には、此節洋中フロスバットの邊にて、茅那馬爾加の船に逢ふ、定て廣東渡海の船ならんと云り、孫太郎が聞し所に異なり、因て考るに、和蘭人初は拂狠察の船と見誤り、後茅那馬爾加の船と見定めたるなるべし、如何となれば、紅質白文の十字は、拂狠察の屬國マルタ、意太里亞の屬國サホイエ、及び茅那馬爾加國以上三箇所の印紋也、但標旗の長短等少く異同あれども、洋中遙に見たる時は、委く辨じ難かるべし、然れば前後の說符合せざるに似たれども、其事情を察すれば、孫太郎が聞たるは其粗にして、ヘイトが言るは其精なりと知るべし、

或時洋中にて、「マタロス」一人帆なみを直すとて桅檣に上りけるに、誤り墜て即死す、役人査點の上、屍は海中に沉む、其比病臥したる者三人あり、内一人病氣の趣を役人に告ざりければ、

法令を亂す奸人也とて引出し、裸體にて伏しめ、苧索に瀝青をぬりたる三尺餘りの杖にて、臀を箠つこと七十二にして止む、皮肉糜爛しければ藥脂等傳け、れども、頓て困み死す、二人の病者も種々養生しけれども、皆追々に歿す、死骸は孰も海に沈めたり、死者凡四人に及ぶと雖ども、元來人數衆多なれば、減少したりとも見へず、さて馳ゆくこと日數を歷れば、廣東の山を見出さんとて、（廣東の港、北緯二十三度十五分、經百二十八度二十八分の地也、）桅檣に上り遠望す、衆に先だちて山を見出したる者は、銀錢五文を與へ、又數日ありて琉球を見出せば、（琉球首里北緯二十七度四十五分、經百四十七度零八分の地也、）銀錢八文を與へ、夫より日本の山を見出したるに、銀錢十二文を與ふ、いづれも賞賜也、さて日本の山を見出せしとき、加毘丹孫太郎に對し、本國の山なれば見知つらんと云ければ、孫太郎東國にのみ乘たれば、西國の山は知らずと答ふ、さもあるべしと笑ひけるとぞ、斯てタイコン官が家を出て、凡六十一日にして（孫太郎が語る所の日數を合せ考るに、此方の曆日に兩日の不足あり、尙孫太郎に問難すれども、相違なき由いへり、詳びらかに考へがたし）長崎の津口高鉾島の南に至り、石火矢あまた放し、津口にて又放つこと三回、夫より津に入り、泊り場に至り、又石火矢を放ち、碇を下し、出島和蘭館に上る、（長崎北緯三十三度無分、經百四十八度四十八分の地なり、）時に明和八年辛卯六月十六日なり、さて役人孫太郎を撿問し、櫻街の牢屋に入置きける、同八月二十

一日、東都の御裁許あつて、鎭臺の御奉行夏目和泉守殿より、筑前の聞役興膳善大夫を招き、孫太郎を韓泊に返したまへり、(孫太郎時に年二十〇〇〇〇七、)彼地より携來りし物件の內、劍一口のみ鎭臺に召上られ、其餘は盡く下し與へらる、孫太郎を帶來りし褒賞として、同日鎭臺より交留吧「セチラアル」に米五十苞、此節渡海の加吡丹に三十苞、船頭に二十苞を賜はりけるとぞ、

物産

此物產は、渤泥の物產を盡すにあらず、僅に孫太郎記憶する所を載るのみなり、(カラカン蘇錄等は、皆傍海の小島にて、水土物產全く同じ、故に此に係く、)壁(校曰譬)へば其國の名產明人錄する所を、把雜爾片腦の類種々是ありといへども、孫太郎說話せざるものは固より錄せず、凡草木鳥獸魚蟲、此にあるものは彼になく、彼にあるものは此になし、是天勢により て、水土大に異なるゆへなり、されば其水土を委く察せずしては、疑惑解かたし、余孫太郎に謂て曰、明人の記錄及和蘭萬國全圖を閱するに、其國印度海中にありて、海島の頗る大なるもの也、東は麻葛沙爾に隣し、東北は婆羅島に向ひ、西北は印度地方滿剌加の出崎を望み、南方に爪哇國あり、是西儒所謂八季の國なり、(西儒曰、東西四線晝夜平分、天下之中也、北線晝長夜短、南線晝短夜長、凡在二中線已上一爲二北方一、在二中線以下一爲二南方一、其近線之地、以二月半一爲二一季一、一年共八季有二春二夏二秋二冬一、其南北則南方爲レ冬、殆因三日輪所レ照

有二遠近一故也、)其說に曰、赤道の下春秋二分、大陽正に其天頂を過て、日中影なし、春分を過れば影南にあり、秋分を過れば影北にありと云り、是等のこと爾じ考ことありや、答て曰、其國の廣狹及近隣の國名共に詳かにせず、右の內麻葛沙爾とは、マンアサルのことなるべし、是とても方角は知ざれども、近國なるにや商船常に往來せり、其人は皆黑坊也、又交留吧は、和蘭船に乘行とき、坤をさすと覺たり、大陽は常に頂上を過て、日中は影なし、八季とやらんも、春秋二分を過て影南北にあることも覺ゑず、終年極熱雷雨數々にて、本邦五六月の季候の如し、土人霜雪を知ざれば、一物に譬へて諭せども、妄言也とて信せず、又た問て曰、輿地山川の形勢如何ん、答曰、僕經歷せし內には、此方の富山淺間白山などの如き高山はみへず、川は皆大川也、鄕邑は總て川に傍ふ、國中未田なく、噴溜なる原野多し、草木暢茂し、枝葉黃落することもなく、百花爛熳として芥(校曰芬)芳常に春の如しとぞ、

椰子　黑坊喚て「カラッハ」と云ふ、樹形梭欄に似て、大なるものは二十尋もあるべし、毛圍は大小三四十箇ばかり、葉間より垂て、鈴を綴りたるが如し、其實未熟なる時は、殼內皆水なり、是を飮に、香氣ありて甚美味なり、よく熟せしめて油をとる、油をとるには、實を兩箇に割れば、穀(校曰殼)內は空虛にして雪花菜の如きもの、厚さ弐參分ほど付を、刮落水にてとけば、白汁となる、其滓をさり、釜にて煎じ、陶器に入れ冷せば、油凝りて水面に浮ぶ

を酌とり、再び釜にて煎ず、是油の製法なり、油壹升銅錢八拾文に易ふ、各家の週迴皆此樹を植ゆ、又山野にあるものは、此方の松山を見るが如く夥し、

檳榔　黑坊呼で「ガンヒル」と云ふ、其樹聳直枝條なく、形狀椰子木に似て、皮膚は青桐樹の如し、木巔葉を生ず、頗る蕉葉に似たり、實は葉間より垂て簇生す、宛も椶櫚の實を見るが如し、黑坊好て此實を啖ふ、其實を啖には、「ボウヨ」と云る蔓草の葉をとり、（「ボウヨ」紫莖碧色、牡香に似て味ひ辛香を帶）蠣灰些許を入れ、四ッ折りにして、其内に檳榔子の四箇に割りたる壹箇を入る、名づけて「ロウヒヨウ」と云ふ、是を啖ふとき、始は赤き唾を吐去る、賓席などには、必最初に「ロウヒヨウ」を鉢にもりて出す、此方にて烟盒を出すと壹般也、嗜める者は壹日に百も其餘も喫す、齒あしき者は臼にて搗碎啖ふ、此品を店にても市ふ、銅錢壹文にて五箇宛賣なり、

案に、本草綱目、南方草木狀、桂海虞衡志、星槎勝覽、益部方物記等に、蒟或は扶留藤浮留藤又は葦葉金麻など呼もの皆各所の方言にて、其實は壹物也、即孫太郎か「ボウヨ」と云る草是也、史記の西南夷列傳に載る蒟醬は、此草にて製したるもの也、或人の說に曰、俗に「フウタウカツラ」と云ふ物、即扶留藤也と、余其然か否を詳にせず、たとひ同物也とも、草木の性は其水土によりて異なるものなれば、形狀は似たりとも、氣味効能は夐別なりと知べし、

さて長崎の人某が覺書に、寛文の比東埔寨人官人リクヲクナノオウと云者、長崎に來りしが、金麻の鉢に盛たるを黑坊に持せ、常に是を喫せしを親く見たりとぞ、是即「ロウヒヨウ」のことなり、

波羅蜜　黑坊呼て、「ナンカ」と云ふ、其樹枝葉枇杷に似て巨大也、花さかずして實を枝間に結ぶ、大さ冬瓜の如し、厚皮あり、其膚え儡砢として佛髻の如し、皮を剝去れば枇杷の實の如き子貳參百枚あり、甘きこと砂糖に過たり、其核至て堅し、形ち銀杏に似たり、炒て喫するに栗を啖ふが如し、

「マンゲシ」（唐名詳ならず）　木果也、木は橙樹の如く、葉は少しく圓なり、六七月の頃實熟す、大さ橙子の如し、外皮紫色にして內は黃也、此方にて梨子を喰ふ如く、紫皮を針（校曰剝か）さり割り食ふ、味甘美にして嘗するに耐たり、唐山人茶菓子などに用ゆ、此果久しきを歷て敗れず、都て「マンケシ」なんか等の木果は、黑坊ともバンシヤラマアシの上流より、夥しく船につみ、港に下り時價を以て市ふとぞ、

丁子　樹高さ丈にすぎず、細枝繁茂して宛も金柑樹を見るが如し、黃色の小花を發す、花蔕卽ち丁子となる、黑坊皆此を種て產とす、和蘭人蕃主に開手銀を納をき斤を此方の銀百六十目程に易ふとぞ、

胡椒　蔓草也、形狀全く落葵に似たり、子を結ぶこと夥し、土人專ら是をうゆ、此草種を播ことなし、芽を摘み地に挿は蔓生すること速也、さて胡椒丁子は、彼國第壹の産物にして番主是を和蘭人唐山人に交易し、大に利とする所なり、黒坊等歳課を納るも、胡椒丁子米の三種なりとぞ、

「カナシ」（唐名詳ならず）　園圃に栽る草なり、葉は杜若に似て大なり、長さ二三尺許り、四五月の頃葉中より條を抽んで實を生ず、其狀歸茹枝に似たり、綠色にして黄班あり、皮を剝さり啖ふに、黄色にして味梨子にひとしく、甜くして水あり、渴するとき牧に佳也、葉をとり水に浸し置こと十四五日なれば、葉腐腐敗して白髪の如き筋線となる、其線甚高價なる品なり、唐山人の女子絹帛に刺繡するは、金絲のとぢ糸に必此線を用るとぞ、

「アタフ」（唐名詳ならず）　水草也、狀蒿蒲に似て長さ五六尺、此方の蕉葦の如く、洲渚に族生す、土人刈て屋上を葺く、葉の筋を「ホチョク」と云ふ、是を緝編して蓆或は船帆等を作るとぞ、

按に、「アタフ」は茨草に類す、瀛涯勝覽滿剌加部曰、渚生水草曰、茨菴長加刀狀靭堅、其子類茨枝、大若雞子、以釀酒、曰茨菴酒、亦醉人、葉可作簟席、星槎勝覽爪哇部曰綿茨菴、（恐菴寫誤）葉覆屋、海語掘維部曰、水棚板閣陰以茨菴、無陶瓦也、然れども其子篇（校曰訪）枝

に類すと云を以て考れば、又前に載る「カナシ」に似たり、姑く後考をまつ、

甘蔗（さとうきび）　形狀蜀稷の如くにして、二種あり、其紅黒色なるもの即氷糖を製する蔗也、さて氷糖の製法は、先に釜に豕の油を刷き、甘蔗のこし汁をいれ、竈に薪火を燒し、杓子にも油を刷き、是を攪る、今一二品を加へ、結成よるものあり、其加減石花菜の如くなりたるとき、鉢に寫しいれ、得と封緘し、是を汚濆泥中に埋め置こと一夜、凝結して氷塊をなすとぞ、總てバンシャラマアシにては、專ら沙糖を製するゆへ、甘蔗を積たる船港に來る時は、家々是を爭ひ買ふ、琉きこと也、其船を喚に、「マリマニサン」と云とぞ、（「マリ」は來「マニサン」は甘蔗なり、）

案に近世本邦にも、注（校曰往）々沙糖を製するものあれども、氷糖の製法はいまだ傳へざるにや、其沙汰を聞ず、然るに頃日平賀氏が物類品隲を閲するに、氷糖の製法を識せり、其說全く天工開物の和解也、孫太郎か說とは異なり、余いまだ、是非をしらず、但加味の品を記せず憾むべきなり、

芭蕉　此方の芭蕉と大に異なり、花を着け子を結ぶこと夥し、是下賤の者の食物也、各家皆是をうゆ、又カラカン、ゾヲロクの人は、芭蕉子蕃藷のみを常食とすさて蕃女皆蕉紗を織る、其法芭蕉の皮をとり、流水にて得と漂し乾あげ、至細に破折し、麻の如くに紡績す、機

具甚異なり手を以て緯を通じ、只一條つゝ、織りなす、其少（校曰さ）ま此方にて蓆を織るに似たり、

蕃藷　本國の產に同し、山谿の間自然に夥しく延蔓せり、黒坊是を采て食とす、孫太郎カラカンにありし時は、每日藤籠を負ひ、蕃藷とりに行けるが、此方にて喜撰葛根なとほるが如しとぞ、

米　黒坊「バライ」と呼ぶ、長粒にして粘なし、俗に所謂たいとう米也、其外別の種類なし、米一升銅錢二十文に貿易す（是唐山錢なりとぞ）是、ハンシャラマアシの定直也、さて黒坊稼穡の次第は、まづ木杷を以て山野を平衍に鋤ならし、尖りたる棒を以て地を突き、其穴に種を撒き、土一撮を掩ふまでにて、澆糞をせす、耘ることもなく其儘にて薬をけば、牙生すること速かにして、穫實ること夥し、熟すれば穗を抜きとる、稻穗は立かれとなる、其跡は再び種ることなく、又新かに圃を開きうゆ、自己の働き次第、一歲に幾回も收むとなり、農具は一切木にて作る、一も鐵器とてはなし、不便利なる器械のみ也、稼穡斯の如く容易なれども、前に云る如く、胡椒丁子を以て彼國第一の利とすれば、人皆農を務めずとぞ、

按に、晝夜平線の南北四十七度以内に居る國は、水土皆同しければ、渤泥眞臘に限らず、邏羅蘇門答剌爪哇呂宋等各國、孰れも一歲中三熟四熟なりと知べし、

鹽　其製法、類（校曰數）多の巨竹筒長さ五尺許にして一節を底とし、横に小孔を穿ち栓兒を設けたるに、潮水を汲入おき、薪蒸を積みて、火を燃し、火勢盛なるとき、每手に竹筒をとり栓兒を引ぬき洒ぎかけ、其灰を取て又海水に淪し、浮たるあくを大なる土鍋に酌いれ、是を煎煉すれば、凝結して鹽塊をなす、是ソヲロクにて見る所なり、

烟草　本國の產に同じ、然し下品也、さて黒坊の烟盆は、多く細竹の根ほりにて造る、烟管頭烟管嘴共に銅鐵を用ることなし、又ソヲロクの人は、烟盆を用ひず、「アタプ」の葉に烟草を包み、是を捻り火をつけ喫す、其形紙燭の如し、名づけて「ロウコ」と云、二三寸ばかりに吸なして捨つ、客あれば「マカンロウコ」と云て（「まかん」は喫せよと云ことなり）是を進るとぞ、

按に、如今世界萬國船楫の通ずる所、烟草を用ひざるものなし、此草初め拂狠察の人亞墨利加中墨是可の海島タバコの地より種を得て、歐羅巴中に栽ゆ、各國も亦此稱呼を用て「タバコ」ト云フ、亞齊亞諸方是を用るは、二百年前以斯把泥亞より呂宋を根城とし、專ら東洋諸國に商舶を通せし比、其種を各國に傳へしと聞ゆ、本朝に是を栽るも、以斯把泥亞船帶來りしより始る、

燒酒　糯米一斗を蒸し、黒糖百斤をまぜ、清水にて釀し、其沸起したるとき、鐵の釜に掛

いれ、其上に飯をあて、錫の釜に水を盛り、飯の上に居へ、薪火を發す、其餘は大抵此方の法に同じ、是バシジャラマアンの製法なり、

莽藤　節に皮あり、竹皮の如し、巨大なるものは四圍五寸許り、海岸川傍濕氣の地皆是を生ず、延蔓すること夥し、土人是を采て諸器械を造る、其大なるものは、槍桿或は杖等に用ゆ、

竹　數品あり、巨竹多し、一節を斬り桶樽に用ゐるものあり、常年荷子を生ず、是を食ふに味ひ甚美なり、

燕窩　黒坊呼て「サランボロン」と云ふ、（「サランボロン」は窠なり、「ボロン」は鳥なり、卽鳥の巢と云ことなり）大河の危岸絶壁の際より出づ、孫太郎其鳥は見ざれども、「ボロン」は毎々手にとりたり、其形椀の如く、色は白蠟に似て凝結たる物なり、內に黒羽の雜りたるを見れば、いかさま黒き鳥にや、ハンシャラマアシにて賓筵などあれば、必此品を膳羞に加ふ、味淡薄也、さて此品は彼國の名產にて、蕃酋の利とする所也、和蘭人唐山人兼て「カピタン」に銀を納めをき、一斤を銀八拾目程に買取とぞ、さて「サランホロン」に附一つの說話あり、右に云る如く、蕃主の利とする品なれば、黒坊の私に采ることを厲禁し、役人あり常に是を邏守る、或時タイコン官が近隣の舖に、黒坊「サランホロン」を盜み來り竊に賣けるに、カイタン

の役人兩名是を見あらはし、徑に店に立より詮議に及ぶ、さま〴〵と詐り抵賴しけるを、役人愈〻強く檢問すれば、黒坊兒れがたくや思ひけん、忽ち飛かゝり役人の佩刀を拔取り、二人の腹を剚り、血刀を提てかけ出す、貳人は創口を押へて壹町ばかり追ひかけしが、血逆流て何れも途中にて仆れたり、追々役人數拾人馳集り、鎗鳥銃或は吹筒を携さへ、賊を蹤跡しけるに、賊は山つたひに逃れ、數十尋なる喬木の梢に躲閃しを、追手の者遂に見出し、銃丸にて放斃す、其玉股に中る、傷淺ければ死なざりけるを捕へ歸りぬ、

按に、岡部疏泉南雜志等に、窩燕を說るは、奇を好て誤り傳るもの也、海語海澄縣志等を幷せ見れば、本文を補ふべし、

孔雀　ハンシャラマアシにて、各家是を畜ふ、早天より飛去り、日中は虛空に翱翔す、仰て是を望むに、燕の大さにみゆ、薄暮には家々のねぐらに歸り宿すとなん、是「ヲランヒヤシヨ」の舟（人を「ヲラン」と云ふ、是「ヒヤアシヨ」人と云ことなり、）滯來り販くとぞ、

鸚哥　種類甚多し、紅白綠或は五色を備へしもあり、孫太郎薪樵に行しとき、山野にて每々見たり、三々五々聯翩として花樹の際に飛集す、奇觀云ばかりなし、ハンジャラマアンにも籠鳥にして愛玩す、甘蔗沙糖水にて銅とぞ、

火雞　其狀雞の巨大なるが如し、好で炭火を食ふ、又葉器を砕き與ふれば、是をもよく

食す、孫太郎ハンシャラヤアシの和蘭館にて是を見たり、彼國の物産なるや詳ならず、

按に明清の諸記錄東西洋考等の書、渤泥の物産に、火雞をのせず、恐くは別國の産なるべし、

象　或時孫太郎カイタンの川畔にて、黒坊巨象を擇來り洗ふを見たり、是ラトの象なるよし、象を使ふには、長き撓鈎を用ゆとなり、

馬　カイタンに牧場ありて馬を產す、土人耕作にも馬を使はず、荷物を運ぶにも牛馬を用ることなし、時ありてカイタンの役人等の馬に騎たるを見る、又カラカンソヲロク等の地には牛馬共に絕てなし、

按に渤泥入貢記に、王興馬なく、出入徒行すと記すせば、其比までは渤泥にも馬はなかりしと聞ゆ、

牛　ハンジヤラヤアシにのみ是あり、皆唐山人の食料なり、牛に二種あり其壹種巨大にして面貌獰ものあり、是を常に川に放ちをく、其肉殊に脆美なりとぞ、

長尾猴　孫太郎ソヲロクノ山中にて、大小數百羣をなせるを見たり、面貌毛色等は此方の猿に替ることなし、其尾甚た長きのみなり、

香猫　土人呼て「テンカアロン」と云ふ、其狀尋常の猫兒に比すれば面少しく長く、尾甚長し、性猛惡なるものにて、叫ぶ聲甚烈し、何にても眼前に遮れば忽ち嚙む、故に延鐵の圈中に入れをく、タイコン官か家にも畜へり、

しければ其香倣し放に、富家にあらざれば畜ひがたし、さて其香は後門にあり、是を取るに、まづ鐵鎖にて首を繫ぎ、圈の中央に釣あげ動かざるやうにして、竹篦を以て刮けとる取ることゝ月に參回、壹庭どりたる香、僅に黄大豆壹粒に足らざる程なり、其色白蠟の如し、是絶品の香にて、彼國にても容易には得がたし、貴人豪家の女子等、此香を少許油に調和し、髮髭に施し、染れば芬芳室中に香るとなり、此獸時ありて「ヲランピヤアシヨ」舟持來り、湊に鬻くとぞ、

ヲランピヤアシヨ　夥く是を畜ひ置とぞ、

野牛、羊、豕、鹿

交易す、唐山人も此方の雞犬の如く、家々皆畜牧す、常々舟に積下り湊にて諸方の人と

水精　黒坊呼で、「インタン」と云ふ、山居の黒坊とも時ありて持來り、唐山人に市ふ、

玳瑁　沿海の黒坊ども、是を采て唐山人に賣く、

「トアイ」（唐名詳ならず）　巨具なり、全形蛤の如し、殻外ひだあり、最巨大なるものは重さ五十斤ばかり、徑り一尺四五寸、片殻に水五升程も入るべし、孫太郎カラカンソヲロクにて、毎に「トアイ」采りに行けるが、是をとるには、長さ一丈四五尺の竹竿に、五寸ばかりの鐵鉤付けたるを持ち、船を划ぎ廻し、海底を伺ひ「トアイ」の口開きたるを見て、急速につけば、

忽ち口をとぢ、是を兩人にて稍くに引上げ、肉柱ともに食用すべし、一柱を二人の食に供す、味甚だ美なり、

按に「トアイ」は、唐山に所謂車渠なるべし、本草の說幷せ考ふべし、

鯔、河豚蝦蟹沙吳　魚類本邦の產に似たるもの是のみなり、餘は皆孫太郎其名を知らず、

蟹殼の大さ七八寸一尺に及ぶものあり、沙吳長さ二尺ばかり、其白□なるものあり、沿海の黑坊專ら海參を製して諸方に交易す、黑坊魚を呼て總て「イカン」と云ふ、

水蛇（蟞名唐名共に詳ならず、水蛇とは余强て是を名づく）　バンジヤラマアシの川に、一種の蛇を產す、常に水底に潛る、長さ一尺ばかりより二三尺に至る、其膚へ星鰶の如し、這蛇に一奇事あり、是を中斷して二箇となし、一箇を籠につり、一箇を下にをく事一夜、合して全形となるとぞ、其胎胞よく創夷を愈す、

鰐　黑坊呼で「ボアヤ」と云ふ、水族なり、四足ありて全形蜥蜴の如し、巨大なるものは一圍餘り、長さ六七尋に及ぶ、頭は龍の齒を見るが如くにして角なし、脊上半より尾に至るまで鱗あり、尾端は三稜にして尖る、足毎に四指、爪は鐵鉤の如し、全身淡黑にして腹唇は黃なり、鱗甲甚堅く、兵刃も徹することあたはず、只肚に少しく皮薄き所あり、年々三二月の交ひ、河岸にはひ上り、巖下に卵を產す、大さ毬の如し、生むこと三十六箇を限る、卵を部

れば兒を川に進入れ、馳逐すること數回、よく泳ぐものを育し、餘は皆咬殺す、兒をつれたる「ボアヤ」船に逢へば甚怒る、故に船師是を避るとなり、其靈なること尋常の魚蟲に異なり、此に一話あり、其國炎熱耐へがたければ、人々晝寢兩三次川に浴し、暑を凌ぐ、ハンジヤラマアシの川は、底も測られざる大川なれば、漂溺せざる爲に、方一丈餘の柵を岸より張り出し、底にも格子をつけ其內に入て澡洗す、川畔所々に是あり、皆梯子にて上下す、或時巡邏の唐山人廿歲許りの者なりしが、夜間只一人彼柵にて浴せしに、「ボアヤ」格子の朽壞より內に入居たるが、巡邏の片足を腿より嚙切る（是人翌日死す）苦叫ぶ聲頻りなれば、街人每手に兵器を提げ、火炬を點し馳集りけるに、「ボアヤ」出所を失ひ、柵中に蜿蜒騰躍するを、棒撓釣鳥銃等を用て、遂に是を打殺して引上げ見るに、長さ四尋に及べり、ハンジヤラマアンの土俗、「ボアヤ」を殺せば必祟りをなすと云傳れども、人を害せしを報じたる故にや、其祟（校曰祟）りなしと評說しけるとなん、

按に、寬永中南海の船人德兵衞が、遐羅紀行に云、遐羅國の川に無角龍を產す（俗傳ふ、往昔釋尊說法の時角を脫落すと）間人を害す、故に川に浴するもの、其害を避んため、竹柵をつけ、其內に入て浴すとなん、是即ち「ボアヤ」を云ふにや、

風俗

此編は、各國の雜話を集記す、固より蠢爾たる南蠻海陬の頑民、利を胃り生を偸むの陋俗にして、稱述すべきことなし、然れども諸蕃の人情智愚獷馴を察せんと欲するときは、其風俗に原づき據ざれば得て考ふべからず、是風俗の泄すべからざる所なり、余孫太郎に問て曰、渤泥蘇祿カラカン等の人物言語、全く同きや、カイタンの武備刑罰等のこと如何ん、答て曰、蘇祿カラカンは僻地なれば人物別て鄙しく、此方の暇夷人を見るが如し、買賣柔は渤泥國中にありといへども、別に一種の俗をなせり、言語はいづれも舌人を借ずして通ずカイタンの武備其詳かなることを知らず、文郎馬神に番所を構へ、海寇の備へあり、罪人は人を殺したる者にても、生捕たれば他邦に賣放ち、刑殺することをなさず、又問て曰、各國の民農工賈等の恒産ありや、總て生業の概畧を聞ん、答て曰、凡民定りたる職業なし、大抵渤泥の人は胡椒丁子の類を利とし、蘇祿カラカンの人は專ら山海の佃漁を事とす、何方も家は皆自ら造りて匠人百工の類なし、日用の諸器物は、皆唐山より舶來する所なり、女子は皆蕉紗を織ることを營む、是其概畧にして、游年（校曰手）惰民甚多し、文郎馬神の唐山人は、風俗格別にして、男子は專ら貨殖を務め、婦女は皆絨線を事とす、常に唐山より舶來の布帛に、禽獸花卉種々の模樣を刺繡しけるとぞ、

服象　男子は剪髮を被り、眉上に至る、「サブタガン」と云へる手巾の如きものにして、顱頭を包む、（「サブタン」は、花布條布の類を用ゆ）又一種剃髮の者あり、其人片藤にて作りたる頭形の笠を被る、是佛道を修するの徒にして、出家にはあらず、衣服は都て同じ、短衣袖なく、此方の吹貫を見るが如くにして、僅に腰に至る、（衣を着するには、頂上より被り、首を脫出す）下體は褌襠を着す、長さ膝に及ぶ、遠方に行ときは、庶人も皆短刀を佩ぶ（刀劍の鞘に纏ふ、）女子は腦後に椎髻す、其狀此方處女の髻を横さまにしたるが如し、耳朶に眞鍮の環を綴り、上衣下袴す、衣は窄袖にして、都て紐鈎を用ひず、乳を掩ひ隱せり、（花布を纏ふには、脊より兩胸の下に引廻し、胸脇まで引遶へて留む、）總て男女貴賤共に跣足なり、貴人め衣裳は多く印花布、或は唐山の綵帛の類を用れども、下賤の者は皆國産の蕉紗を用るとぞ、

種類　孫太郎バシジャラマアシにて、諸方の黑坊を見しが、百人中壹人惣身深黑にて漆塗りたるが如き者あり、其人必ず毛髮短くして縮りとぞ、

拜西　黑坊平生の修行あり、西方に「アラタアラ」と云ふ尊き神佛ありとて、朝夕淸水を汲み、手と耳とを濯ひ、兩手を擧て額に齊ふし、西方を仰ぎ誦して曰、「アラ、アラアライラ、

アライフイラ、アライラ、ア」と數百遍復唱す、(海語滿剌加部曰、男子雞鳴而起、仰天呦々而呼哈喇、蓋吟喇者天地父母の通誦也、)又、「ヲランクワアサ」と云る行ひあり、(「ヲランクワアサ」とは、「クワサア」の行ひをする人と云ことなり、)是は就中信心者のなすとにて、多くは剃髮して藤笠を戴きたる徒なり、其行ひは歳首參旬ばかりの間、夜間のみ食事して、晝は些の物も食せず、同志の者數十人宛處々に集り、西方「アラタアラ」を念誦す、其聲甚聒し、斯修行をすれば、死後果報を得ると云へり、

暦日　黑坊一年を十二箇月、一月を三十日と定め、年に閏なく、月に小盡なし、もし朔日に滿月ありて、十五日に無月なることあれば、數日を除き去て、月日を建更るとなり、此壹件は孫太郎土人の說話を無意にして聞たる所なれば、其詳なることは考へがたし、

習書　孫太郎、ソヲロクにて土人の習書を見たり、盤に沙を盛り、蚯蚓の屈曲せる如き文字を左行に書す、時に孫太郎、日本にては數文字を三までは斯の如く書すると云て、一二三と書ければ、黑坊四まで、

前 ▬ ▬ ▬ ▬ 後　斯の如く、横行に畫して示しけるとぞ、

按に、孫太郎見る所の文字、如今印度地方に用るマレイス字なるべし、

染齒　女兒嫁する時は、齒を染るなり、醫師の如き者ありて、先づ齒さきを齊ゆ、其法は、

女に枚を含せ、一人後より女の動かざるやうに堅く抱持し、一人は左右にて女の頸子を押へ、右手に礪石を執て齒さきを磨す、痛苦むこと甚し、磨すること數十遍にして、齒の長短出入なく揃ふ、時に椰子殼を火にて烘り瀝る黑汁を取て齒を染れば、端的此方にて鐵漿をつけたると一般なり、

進嫁　孫太郎或時バンジャラマアンにて、黑坊の進嫁を見たり、其打扮は、衣を脫し常の如く印花布を纏ひ、乳を隱しさて、左右の眉より腕に至るまて、上色を以て絢り、香花汁をすり、又「チャンハアカヲ」と云へる種々の名花を、(「チャンハアカ」花英躑躅に似て黃なり、香氣丁子に勝りて、最も高價なりとぞ、)數十枚、「カナシ」(產物部に見ゆ)の筋線に貫き、頭上より幾條もさげたり、いかにも掃興なる形粒ながら、香氣道路に滿て馥郁たりとなん、

川漁　孫太郎ソヲロクにありしとき、黑坊夜々魚捕りに帶ゆきだり、黑坊手に鉋を持ち、孫太郎に火把を燃させ、渚に沿て徐行す、魚をとれば、遽に頭をきる、皆二三斤の大さの魚なり、或とき數十人川漁を催す、前日より下流の家々に川水を汲ざるやうに觸をき、上流の側に毒を投ず、毒は木の實を(即通紀に記せし、孫太郎等食て毒に中りたる木實なり、按に是所謂芫華なるべし)石臼にて碎きたるものなり、其毒酷烈にして、衆魚は云に及ばず、水中にあらゆる生類苦て喩喁するを、各々手捕にして許多の魚を得たり、其時「ボアヤ」(物產に見ゆ)の丈

許なるが、死て浮たるを見て、大に驚きけるとぞ、

咖嘴行樂　カイタンに、年々一回の行樂ありて、八九月の比と覺ゆ、平衍なる廣野の中央に、高さ十仞週廻貳百歩ばかりの禿山あり、形勢假山の如し、其山を白布花布の類を以て遍く包み、又紅白種々の綵帛を用て大なる花樹を造り、所々に是をうゑ、山上に方三丈餘の露屋を設け、四面幔幕をしぼり、其中に「ラト」を始め、役人等各々椅子に踞せり、下には牕旛夥く建ならべ、其華麗云許りなし、さて黒坊とも喇叭を吹鳴し、鉦鼓大鼓を打起せば、急裝したる騎馬の者貳十騎ばかり、槍鳥銃を携へ兩方より立向ひ、槍を合せ、玉なし鳥銃を放ち、山を廻り馳逐して鬪ふこと數回なり、是を觀る者、士人と云數を知らず、一推一交して容易には見がたしとなん、

咖嘴泛舟　バンジヤラマアシに、和蘭船唐山船入津すれば、「ラト」見物のため、龍頭船を浮べて湊に下る、其節は川内他船の往來を禁す、陸より縱觀することは苦しかざるなり、「ラト」は舟中に椅子に踞す、前に「ロウピコウ」を鉢にもり、捧げたる者一人、左右に「サブタガン」を臺にすへ持たる者、劍を持たる者各一人、其外近習侍婢など數多列侍す、孰れも打扮華麗なり、さて「ラト」和蘭人に對する時は、「サブタガン」を被る、唐山人に逢時は被らす、和蘭人には餘程敬禮をなすと見へたり、總てサブタガンを戴くは、敬を致すなりとぞ、

商船　ハリ（萬國地名考を按るに、山哇の正東に一小島（校曰島）あり、ハリ人ハリイと云是なるべし）ホトン（地理書を按に、ホウトン又ハトンとあり是なるべし、明人勃烏敦と譯す）セレヘス（東南の一小島なり）ソロハアヤホケン（二國ともに通紀に見ゆ）マアカアサル（產物部論に見ゆ）以上皆黒坊船なり、ホツキン（福建なり）クイタン（廣東なり）レンハウ（寧波なり）イモヘ（厦門なり）是等は皆唐山船なり、此外諸國の商船時に來るもの多く是ありといへども、孫太郎皆忘れたり、

防寇　バンジヤラマアシは、諸蠻瓦市の要津にて、往來の船皆各國の名產貨物を積齎すゆへ、動もすれば海賊入寇することあり、故に其備へあり、港より半里ばかり下流に番所を構ふ、是をハヘアンと云ふ、前に石火矢を設け、槍鳥銃或は十丈の鐵連環等を庤の其外燒草を夥く積貯へ、黒坊數人にて抱守す、又川の兩岸に二圍ばかりの巨橛あり、孫太郎右の橛に鐵痕の付たるを見て、其原故を黒坊に問ひければ、往年賊船數艘來りしことあり、其船を港に誘きいれ、此橛に鐵鎖を張り、水路を斷絕し、上流より燒草を積み、火を放ち賊船を盡く燒亡せりと語りぬ、

余黒坊の行事を聞ごとに、噴飯滿案することを多し、但海寇の戒備に至ては、實に良策と謂つべし、抑承平の世は、患唯外夷にあり、是明の葉高向茅元儀等が、四夷を論じて慷慨する所

なり、

東照宮の宣へるは、日本治世たりとも、外國亂あらば警備怠るべからず、故に外國の動靜を聞事肝要なりと、不易の御遺訓成べし、既に明和辛卯の年、魯西亞人ハロンモリツアラアタルハンヘンコロウと云へる者、國生（校曰主）の命を受け、要害の地を察せんため、「カリョウト」船二艘「フレカット」船一艘、（「カリョウト」「フレカット」は船の名なり、）加摸西葛杜加（魯西亞の屬國なり、蝦夷の東北にあり）の海灣より開船し、海外を廻覩せしこと、縮に聞ところなり、

割刺　ヒヤアシヨはバンジヤラマアシ上流の山村なり、水行拾四五日にして其地に至る、其地カイタンの支配を受けず、別に壹區域をなせり、土人皆獵戸にて、常に畜類を販き生とす、男子は白布を以て螺髪を卷き、（カイタン地方の「サブタガン」と異なり）遍身を割て蛇形或は怪獸の狀を黥し、肘より手腕の間を鍼線にてまき、又膝より跗に至り、同く鍼線にて韜み、腰に白布を纏ふ、（褌なり、此方の下帶の如し）女子は皆生花を采て釵とす、男女共に耳朶に環を綴る、女子は連環を綴りたるもあり、其外衣衫等は替ることなし、

吹筒　ヒヤアシヨは鳥銃を禁ず、他邦の人鳥銃を持ものは、決して其境内にいれず、黒坊吹筒を以て第一の利器とす、筒長さ五六尺、其制此方の吹筒に同じ、矢長さ六七寸、木にて頭を

作り（風を受る所少し凹）鏃は毒魚の骨を以て制す、此を用ひて妙を得たり、孫太郎或時山狩を見たり、各々裸體徒跣にて、深林荊棘の中に入り、野牛羊の類を驅り出し、吹筒を以て射るに、百發百中其利銃丸に異らず、唯一矢にて殪すこともあり、誠に目を驚かす絶技なり、手足を鍼線にて包みたるは、斯る働の爲なるや、

賣首　タイコン官が岳父某、畜類交易の爲め、年來ヒヤアジヨに客留せり、或時其起居を問んとて、弟カンヘン官孫太郎を從へ、船に陶器を積のせ、ヒヤアシヨに赴く、是孫太郎ヒヤアシヨに往來する初なり、水行十餘日に及びければ、漸々に山深く、左右の岸は古木蓊鬱とし て時々異禽鳴叫び、景物凄冷たり、人居間近くなりて、薄暮に及びければ、カンヘン官指揮して、舵を取直させ、川の中央を泝りけるが、程なくヒヤアシヨの港イリンカワと云へる所に着し 載物を揚げ、岳父の旅館に到りぬ、其翌日カンヘン官孫太郎に陶器を擔はせ、所々徘徊せしが、或家に立寄りし時、棚上を見るに、人首を三箇並べたり、孫太郎毛髪竪立し、竊にカンヘン官に向ひ、彼首はいかんと問ひければ、賣物なりと答ふ、孫太郎愈不審なれば、旅館に返り、首を買る始末を尋ね、此地の滯留甚るべしと云ければ、カンヘン官諭して曰、爾安心すべし、余以前より數々往來して知音も多く、且つ唐山人商賈のため來る者は、曾て害することなし、然れども此境に入とき、日暮より後は、船を川岸に傍ひ通るべからず、其故は、岸上所々に臺を

設け、機輪を施して小船を据へをき、賊是に乗し、客船前を過るとき、俄に其上に突下し、船人の首を奪ふ、故に夜間なれば、唐山人とても危ふしとぞ、抑此所の人、親子兄弟など死すれば、別の首を切て葬に添ること習俗なり、木を以て蛇形に造り、地頭に人首を据へ、是を家上に置く、斯くせざれば死者必ず祟(校曰祟)りをなすと云傳へり、豪富なるものは、常々添首の儲けに、他國の人を捕らへ、或は買取て養ひをく、逃去らざるやうに、脛間に延鐵を横たへ、鐵索を以て兩脚を縛着し、頸より鐵索を懸けて是をつり、鎖を下し放ち置く、雨脚相過がたく、終日歩行すれども百歩の外に出ること能はず、葬に臨み、其首を斬り用ゆ、貧者は平生養ひ置くこと能はず、舗に鬻ぐ所の首を買ひ得て、是を用ゆとなり、孫太郎前に見し三箇の首即ち是なり、首の貯へ様は、得と薫べ、斯して枯し置くことなれば、久しきを經て敗爛せず、其後孫太郎も、家上に首を置たるを往々見たりとぞ、

防蚊

終年此方の五六月の氣候なれば、蚊蟲甚だ多し、故にバンジヤラマアシにては、晝夜となく室中に蚊帳をつり、内に香花などを活け置く、又黒坊どもは、身に椰油を塗て、蚊蟲を防ぐ、孫太郎薪樵などに行くに、山中は別て蚊蟲多ければ、いつも身に椰油をぬりて行しに蚊蟲決して近づかず、歸りて水にて洗へば、油は輒く去るとなん、

歲時(以下彗星に至るまで、唐山人の風俗を記す)

除日には、室中を除殘し、花布を逢連ねて客堂の頂格及び壁に張り、戸外に銅子の巨燈一盞を燃し、戸外より「サラマッ」(新禧を祝する詞なり)と云へば、内より「ジフノ」(入來れと云ふ詞なり)と答へるまでにて、内には入らず、又紅紙の名帖を戸外に貼て過る者もあり、親族は皆戸を排き、席に着て恭しく賀詞を演ぶ、主人酒肴を供して祝す、總て年始の賀莚は、此方の商家に畧同じ、年餻は、糯米粉を沙糖水にて混交し、(白餻は白糖、黒餻は黒糖を用ゆ)甑に蒸し、三月三日は置酒して佳節を祝するまでにて、平日にさのみ替ることなし、五月五日は糉を作る、糯米粉を混じ、竹葉に包み、沙糖水にて煮もあり、又蒸もあり、凡そ節辰を祝するは、五月までに限る、

七月は盂蘭盆會あり、朔日より始り、廿日に畢る、其間毎夜戸外に燈籠をかぐ、十三日より各家佛壇の前に種々の菓子等を庶し、朝夕の靈供は酒肉を用ひ、珍味を盡し享禮甚腆し、十五日未の刻の比より「タハイコン」(寺を云ふ)の前に厠壇を設け、供養あり、各家より五升飯八升飯、自己の分限總應に炊き、巨鉢に盛り、五色の紙に死者の名を記し、竹串に挿み、飯の上にたて、又酒肉菓子など持來りて、厠壇に供ふ、唐僧等多く集り、讀經す、讀經の間は、少年等寺の門内にて木棍を操ふ、何の故なることを知ず、讀經畢れば、少年童子混雑し、厠壇の前に

葬り、毎手に供物を爭ひとり、持返りて我家に畜置ける羊豕などに與ふ、申の剋の比より、近隣相催し、大きなる筏を拵へ、前なる大川に浮べ、巨蠟數條に火を燃し、家々の佛前に供へし諸品を持ち集り、筏にのせ、又金銀の紙方五寸なるを數十葉巻て筒の如くにし、「ホチヨク」の筋（物産に見ゆ）に貫きたるを載せ、流に從ひ放ちやる、人家遠き所に到り、右の紙に火を點ずれば、一時に空虛に散亂して甚だ美觀なり、是は金銀の火を以つて聖靈を送るの情なりとぞ、斯の如き筏、各街より數多流すゆへ、川内甚だ繁華なり、又墳墓には十三日の夕より廿日の夕まで、燈籠を燃し、香花を供して祭るとなん、

冬至は定日あり、十一月十八九日の比なり、孫太郎詳かに覺へず、其日は各家喫素して佛を祭る、其委きことは聞ざれども、佛升券の日なりと云へり、此日少年ども所々に會合し、酒宴を設け、各々横笛喇叭琵琶胡弓銅鼓など合奏して樂みをなすとぞ、

按に、孫太郎冬至の説考へがたし、唐山人は、清朝の時憲暦を奉ずるに、冬至に定日ありと云へるは疑はし、月令廣義注曰、占城國古越裳氏、俗定十一月十五日爲冬至相慶賀、此説を幷せ考れば、定日を立るは、即ち文郎馬神の習俗にして、唐山人も其地に居ては、其土俗に從ふにや、

葬

タイコン官か親族に喪ありしとき、厥役の助けにとて孫太郎を遣せり、故に葬式を委しく見たり、棺長さ六尺幅二尺五寸深さ二尺五寸、厚さ二寸の板を以て造る、内に金紙を敷き、褥子を敷て枕を置き、死者に四襲の服を着せ、（内三襲は白衣、外一襲は黒衣）仰ぎ臥さしめ、腰嚢烟袋摺扇など、隨身の物件皆棺内に納め、又金紙を其上に被らしめ、棺蓋を加へて四方に四丁の鐵釘を打つ、槌すること釘ごとに四丁に限る、棺上に白絹を覆ひ、墓所に舁出し、地を攘ひ方木を敷列ね、西方を頭にして棺を据へ、四圍積を築き、蠣灰にて封じ、上を瓦にて蓋き、前に祠堂を建て銘を彫刻す、さて妻子は百日の喪を行ふ、妻は素絹を蒙り、晝夜靈室に籠り、端座し、香木金箔を焚て靈牌を祭る、（按に金箔を焚とは、則ち紙錢のことなるべし、）子は毎日墳墓寺觀に詣じ、香花を奉じ祭る、喪を除けども三年の間は行樂せず、慶賀の筵席等にも會せずして、身を愼しむとぞ、

成親

或時タイコン官が弟、カンヘン官と呼ぶ、生年十八、同じくバンジャラマアシに居住する唐山人の女なり、吉辰を撰び成親をなす、先づ夫婿の方より納幣あり、其物件は衣服三襲（青紫紅の羅を用ゆ皆單衣なり）金指展六枚、金釧二枚、（手腕に掛る環なり）金釵十二枚、履韈子各一雙、銀錢百二十個、燒酒二瓶（二斗なり）巨蠟燭二條（赤色の密蠟、一條の重さ五十斤）右の數品、或は箱にいれたるもあり、臺に載するもあり、又豕羊雞家鴈各雌雄奴僕十餘人にて是を運ぶ、さて申の刻の比、新郎氷人を

伴ひて親迎す、其儀飾は、前に丈許の猩々絨を張り、（兩端に竹の柄を着け、兩人街坊の左右に分り捧ぐ、）後に槍鳥銃を備ふ、斯て婦家に到り、祝宴をなす間に、婦家より奩粧を贈る、貨包一箇（新娘手づから是を製す）摺笠一枚、（上に猩々毛を着く、）綳枕六箇、（長さ二尺五寸なる二箇、是本枕なり、同く二尺なる二箇、是足の枕なり、皆綳帛にて製す、かく枕に數品あるは、其地常に極熱なるゆへ、是を用ひて身體をすかすとぞ、）其外裝齎極めて饒なり、又夫婿の方より贈りたる品の内、銀錢二文を留め、其餘は返す、蠟燭も一條を留め一條は返す、羊豕雞家慈は皆雄を留め雌を返す、是は兩家にて其夜の饌羞に用ゆとなり、薄暮の比、新郎岳家を辭す、新娘繼て發す、猩々絨を張り、兵器を設くること前儀の如し、さて行頭に一箇の巨蠟を燃し、又新娘の前後に行燈を點じ、同年齢の女子兩人左右に伴ふ、盛服麗甚し新娘は、其飾り持に著く、紅衣紅裳に十二枚の金釵をさし、耳朶に金鈿を綴り、手腕に金釧をかけ、後ろより華蓋を覆ひて、十二の釵より金銀珠玉の瓔珞をたれて、顔面半は遮りて見へず、歩に隨て鏘々として聲あり、婿家は戸外に米を盛りたる桶を居へ、其上に巨蠟を燃し、新娘の來るを迎ふ、斯て此夕は、親族は勿論朋友幷に街裏の少年とも、各々蠟燭を持來り、（壹斤或は半斤、）蜜蠟燭に火を點し、祝詞を演べ、直に新娘の閨房に持行き燃しをく、蠟燭夥しく、後は室中にもあまり、燊堂まで燃し連ぬとなり、總て唐山人の女子は、七歳より套房にてありて、專ら女工を習はし、假にも戸外に出すことなく、華燭の夕に及んで、始て容貌をあらはし、人に相見せしむるとなん、

童子師

タイコン官近隣に童子師あり、弟子とも稱してシエンセイと云ふ、（先生の轉なるべし）毎夜四更より五更を限る、（晝は熱き故なるべし）童子數拾輩其宅に集る、（七歳より十四五歳を限る、）最も幼稚なる者は、父兄等負ひ來るもあり、先生別に先つ白讀を授け、因て其章句を書寫せしむ、年齢に應じ、或は一句一章、或は一編を書することなり、一字一畫にても誤れば、不精なりとて先生捶を執て掌上を打つ、誤字多ければ其數捶うつ、（幼長に準し捶大小あり、尚又稽古の規矩など侵し、罪重ければ終夜食を與へず、佛壇の前に（恐くは聖像前なるべし）立せ置くとなり、爰に一箇の可笑説話あり、先生毎々孫太郎を賴み、捶を造らせたり、孫太郎ことさらに大に作れり、童子等見て、日本が鞭は皆巨大なりと甚だ迷惑す、孫太郎我に錢を賜らば小く造るべしと懇れければ、童子等縮に銅錢壹文貳文づゝ持來り、孫太郎に賂かひ、仕形して「セユノ」と云ふ、是小くせよと云ことなり、

余孫太郎に、素讀の聲聞覺へずやと問しに、少し覺へしとて暗誦するを聽に、朱傳の大學なり、轉音は勿論多けれども、全く福州音なり、左に記す、

ちうてんちうわたいはくこんしいちいちうわ（子程子曰大學孔子之遺書）

截瘧　或時孫太郎皮寒病をやみけるに、紫檀の火墨を活し、香木を焚き、臍を炷り、頭上より綿子を被せ両人にてとらへ、苦み耐がたきに及んで是を去る、其主意は、「クウハ」（牛なり）「メエハ」（馬なり）の汗穢の風なれば、斯く渦潔なる火にて炷れば厭勝すと云ふ、其言の如く、病忽ち落ちけるとなん、

闘雞　少年等、何に闘雞を催す、孰れも金距を用るゆへ、勝負甚速かなり、良鳥は只壹撃にて斃すとなり、

彗星　或時彗星出たるに、唐山人云けるは、古より此星見る時は、兵革起ると云ひ傳ふ、吾儕匹夫の知ることに非ず、王公貴人の思ふべきことなりと甚懼れけるとぞ、

按に、唐山雑兵家の書籍に、星變を論ずること煩冗なり、大率分野を以て吉凶を占ふことなり、凡分野の説は、三百六十度の乾象を、僅に亜齊亜の一隅方六百里の土地に配附したることとなれば、勿論假寓方便の説なり、歐羅巴天學の説に、彗星は金水二星の變なりと云へり、さて明和七年の比かと覺ゆ、余幼年なりしが彗星見へしことあり、是孫太郎渤泥にて見し時なるべし、

海賊三條　或時バンジヤラマアシの唐山人八人、水手黒坊千人乗りたる商船、ソロハアヤより歸帆して川口に泊り居たり、其時カイタンの役人（「ラト」の妹婿にて、重き役人なり）

黒坊五人を從へて漁艇を泛べ、逍遥せしが、商船に乗り移り叩りに貨賄を要す、唐山人は兼てなれしことなれば、隨即絹を二三匹出し進め、今番の生意利潤なかりしゆへ、貫物不腆なりと理りければ、黒坊憤然として大に罵り佩刀を、抜て忽ち一人を剌殺し、又一人を剌んどしける皆雇はれし水手なれば、さのみ怕れずして船に殘れり、港より是を聞き、役人數艘を馳せて下りしに、重き役人の所爲なれば咎むべきやうもなし、因て逃ざりし六人の跡を追ひ、川傍の山林にて捜し得たり、六七日經て一人は上流より黒坊の船便りに送られ歸りけるとぞ、「右第一條、」

或時福州船來りしが、誤りて干潟にのりすへ、來潮を待居たり、黒坊の惡徒等是を覬覦し、小船十隻ばかり乗り出し、即船を圍み、鳥銃を放て攻近づく、唐山人は不慮に出たることなれば、大に驚き防がんとすれども、兵器もなく、帆を上げ馳出さんも水淺ければ、力に及ばず爲方なく、匹頭を取り出し、是を張て銃丸を防ぎ、乗移らんとする黒坊を、白挺或は水竿にて打攘ひ、又皿茶碗等の陶器を、毎手に擲かけ、其間に鉛を溶し、熱湯を振かけ、れば、傷害する者少からず、黒坊是に僻易して敢て近づくことを得ず、されども小船にて進退自由なれば、透間を見て遠に划よせ、船艙を打破らんと計りける、さて鳥銃の音頻りに港に聞へければ、追々番所に注進す、吏人等急に指揮して兵具を備へたる快船數艘、飛が如く划下り、鳥銃透間なく放ちけ

れば、黒坊等散々に打れて、遂に跡なく逃去ぬ、福州船は數十隻の小船にて港に擁入れ、傷夷を査點するに、凡四人創つけり、一人は頰を打ぬかれ、一人は腕一人は腿を打ぬく、疵れも半死に及びけれども、和蘭人の療治にて愈ることを得たり、今一人は柁工なりしが、銃丸眉間に當り、療治かなはずして沒しけるとぞ、「右第二條、」

或時、カイタンの役人、マニラ船に歸帆せり、孫太郎其船をみるに、和蘭船に少しも異ならず、又其柁工とて、一人連來りしが、服象全く和蘭に似て、只服色異なり、さて其船を奪ひ(シ)顚末を委しく聞に、黒坊洋中にて彼船の泊り居たるを伺ひ、其貨物を奪はんことを謀る、されども此方は小船彼方は大船にて、人數も多く、其上數門の石火矢を備へたれば、容易にかゝらば不覺をとることあらんとて、先づ何となく近づきより、慇懃にカメヲイ(校曰四字明ならず)次後酒肴を調へ、毒を加へ、音物なりとて贈りければ、マニラ人計らざる貽ものを得て大に感訓し、船中集り酒宴をなして樂みける、須臾ありていづれも瞑眩して臥し伏す、黒坊等思ふまゝに謀りすまし、時刻を考へ、二十人許り一同に乘り移り、毎手に佩刀を抜き、マニラ人を盡く刺殺し、洋中に投棄けり、時に艙の上段に、柁工一人晝寢して居たりしが、槍を提て飛下り、四方八面に突て廻り、立どころに五六人棚倒す、されども小船に殘りし黒坊ども、追々乘り移り、遂に柁工を推伏せ、既に殺さんとしてけるを、頭目制し

と留め、船中の便利を知らんため、一人を助命し連來れりとなん、此船に積し物件は、胡椒丁子鉛絲頭綢緞、其外金銀若干ありしとぞ、

按に、マニラは呂宋の國都なり、呂宋は我九州を去ること三百里餘、西南にあたり、臺灣に近き島國なり、古昔は國王ありしに、二百年以前以斯把泥亞の爲に其國を奪はれ、今に至るまで酋長なを以斯把泥亞の人なりとぞ、以斯把泥亞は歐羅巴洲の大國なり、所謂南蕃の本國にして、昔年は本邦にも通商しけれども、國初以來是を禁ぜらる、されば孫太郎が見し船の形狀、和蘭に似たりと云へること然るべし、「右第三條、」

黒坊譯言

○人◎子○乳○君長○和蘭○唐山○火○鳥○魚○甘蔗○番所○米○木○來れ○死す○食へ○何方より來るや○何方に行や○左○右○一○二○三○四○五○六○七○八○九○十○百○千○萬

唐客譯言

○天○地○日○月○里○火○水○人○男○女○頭○眼○父○母○祖母○兄○姉○弟或は兒を云○主人○衣衫○帶○豕○寺○竹○甘蔗○烟草○油○醬油○酒○茗○米○紙○文字○鹽○蠟燭○椀○釜○枕○烟管○豕○雞○家鳴○牛○馬○猫○和蘭○黒坊○同上

○番主

○寢よ○飯を喫へ○粥を食へ○酒を喫へ○茶を喫せよ○烟草を喫せよ○好い天氣○惡い天氣○大便を放○小便を放○何を致せ○何を致す○それを取來れ○眼見へすかと罵、

○一○二○三○四○五○六○七○八○九○十○百○千○萬

孫太郎其國にありし時は、唐山人黑坊の言語も、當用のことは大抵覺へ居たれども、年久しければ皆忘れけるとぞ、

黑坊俗謠三首(バンジャラマアシの歌謠なり、唐音を交へ作りたる所あり)

其一

ボ引ロンラ引ホ引テ引引ダラハンカシヤンホ引引インチェタラホテ引引ホフランカチイナ引

リンラ々引レ引レ引ラ引引ラアラレェラ引レ引

其二

ニヤアイサ引フ引ワ引ヒンカンニヤ引ランヒン引引ハアロリハ引ロ引ク引ヤアタシダ引ダ引リンラ、引レ引レ引ラ引引ラアラレェラ引レ引

其三

アナクロ引チイナ引引ハンニヤウムゥニヤゥラムアナクロ引チイナ引引テンビンカヘェビン引

右鋍鑼大鼓を以て節を拍つ、りんら、れんらは餘聲なり、

俗謠譯義

第一謠、崑侖奴之女、悅二支那年少顏色白哲一、惜二其歸一也、

○鳥なり○白なり○飛なり○語助なり○集なり○少年なり○白哲なり○歸なり○語助なり○支那なり、

譯曰、白鳥飛未レ過、少年白哲且歸二支那一、

第二謠、崑崙奴、悅二隣新婦一、思而勞焉也、

○隣家新婦なり○細腰なり○若柁之なり○乳邊なり

譯曰、新婦細腰不レ盈レ把、欲レ抱二持之一必乳下、

第三謠、支那年少、隙覗處女、慕而未得也、

○子なり○語助なり○支那なり○覗見なり○繡衣なり○重言なり○上なり○語助なり○下なり

譯曰、刺繡右闥兮、少年何爲、桃兮達兮、

南海紀聞 終

題南海紀聞後、

定遠先生、既致仕塾于栗里、以文化九年六月十六日卒、遺命而校此書、安陪士魚亦與焉、漂民孫太郎、嘗與先生討論渤泥水國兮、言或作文郎馬神謠、余亦令聞之、則附錄此書、而孫太郎死亦、先於先生五年、實一夢而已、先生初爲西學句讀師、後數有長崎之役、及魯西亞國使節來于長崎、先生奮起即至、至而六日以疾即歸、時有答問十荣之撰、先生失題詩曰、何物胡兒起北隅、幷呑震旦百王都、無端更得唐虞術、能使民神歸版圖、我閱滿淸輿地圖、秦時列徼覺區區、長城萬里巍然在、定爲如今容北胡、其一斑可窺、

梶原熙士敬識

筑前福岡之儒、南冥龜井魯、寛政甲寅年、選奇觀錄、述伊勢幸太夫等漂海之顚末、題後有言、云、我藩民有孫七者、長幸太夫十一年、寡孤貧困、傭賃取活、不齒乎鄕人、余以其嘗漂墮渤泥、寓乘蘭舶以歸、頗珍愛之、時々招取留宿廡下、乘閑絮話、自其山川風土人物人事、以至禽獸草木賄貨衣粮遊戲謳歌之細、苟啓口吻莫弗奇異怡耳、吾黨靑木興勝精覈地維者也、作南海異聞上下卷、備記所聞於孫七者、實奇帙、今得此錄讀之、其奇政比肩而立焉云々、附記備後考云爾、

明治廿八年十一月廿七日午下

石井研堂識

孫太郎のことにつきて記せる書類多きが中、南海紀聞のみは孫太郎を親しく招きて說話せる其筆記なりといへば、最も確實にして信をおくに足るべし。今紀聞に據れば、孫太郎の歸鄕は、明和八年にて、年二十七なり、後ち寡孤貧困にて、僅に日傭とりに生を送り、鄕人に齒せられざる如き境遇に在り、（龜井南溟の言）文化五年（梶原熙の紀聞跋）六十四歲にて死せり。明治三十三年春、研堂又識す。

安南國漂流物語

常州多賀郡磯原村船頭左源太（別本に左平太）宗旨は禪宗にて年亥の三十五、同水主友七禪宗にて歳四十九、庄兵衛禪宗歳四十一、吉四郎法華宗歳三十八、善左衛門死、十三郎死、

一、我々ども難風にて安南國へ漂流仕ゐ處、南京當亥の四番船安南國え商ひにわたりゐに付、便船に乗せ送られゐ安南より直に長崎へ當明和四年七月十六日着船仕ゐ處同日、御役所へ被呼出、宗門御糺し踏繪被仰付、漂流の次第一通り御詮義之上、揚屋へ被遣、猶亦段々御詮義に付、委細申上ゐ趣、左之通に御座ゐ、

一、水戸樣御領磯原村彌八郎船姫宮丸十二反帆乗組六人にて、明和二年酉十月十五日奥州小名濱へ罷越、牧野越中守樣御米六百二十俵請取、同廿五日積み立、其夕方に出帆仕り、同廿八日九ツ時分下總國銚子浦へ着船仕、十一月朔日米俵不殘河岸揚仕り、役人より請取之證文を取、夫より十一月五日辰の刻、順風に任せ歸帆に趣きゐ處、いかさま六七里も北の方へ參りゐ頃、西南より難風俄に吹來り、東沖へ吹飛されゐゆへ、帆を下げ、碇を二ツまでつけゐ得ども、風次第に烈しく、船止り兼ゆへ、帆柱をきり折ゐ得ども、船中へかけ浪高く打込みゆゐゆへ、

垢水を汲出し、強く働きゐ得ども、防ぎ難く、乗組のものども覺悟仕、各かみを切り、おの〳〵神佛に祈誓をこらし、大綱をたらしに引せ、六日の晩方まで東北の方へ流れ行ゐ、いづれ成とも方角相知不申へども、奥州相馬浦などに可有之と存ゐ、然る處、六日の晩方より、風しづかに成、少々戌亥の風に變りゐ、むかしより難風に逢ゐもの、北沖へ流れ、命助かるものは無御座、西南へながれゐものは助かり申事聞及びゐ間、此風はよろしく存ゐゆへ、たらしを引土、帆桁を引て柱にこしらへ、十二反を八反帆にして、風に任せて辰巳の方へ吹返され行ゐ、八日夕方より大北風、その上大雨にて西南之方へ十日之晩方迄走り行ゐ、然れども島山一切見當り不申ゐ、夫より戌亥の風吹出し、十一日迄辰巳へ走り、方角何處とも相知れず、又その夜より十二日迄雪交りの風雨、大あらしにて西の方より東沖え吹かけ行ゐゆへ、網あり丈ケたらしに引せて、勢れ行ゐへども、風ます〳〵強くなり、船くつがへらんといたしゐ間、亦帆桁柱をもきり折、てんま舟を突放し流し行ゐ、此時別して遁れがたく存ゐ、此嵐十一日より十三日迄、毎日吹續て、三日三夜東へつかれて流れ行ゐ、いづれの遠沖とも少しもそんじ當無御座ゐ處、十五日五つ時分風少し和らぎゐ間、たらしをとり上げ、まへの日切折ゐ帆桁幸ひに船の中に倒れありゐ間、又々是へ水棹等を巻添、柱にこしらへ、きり殘りの帆をかけ、辰巳の沖へ走りゐ、元來米は五斗程所持仕ゐ、水も下總銚子にて汲入ゐ斗りゆへ、此時はよほど詰り行ゐ、

此上何國へかあがりゐも難計、米水大切に仕ゐ、水桶へ錠をおろし、みだりには呑せ不申、雨降りゐ時は着物を殘らず出し、雫を請留め、當座は是を用ひ、米も一日六人にて壹升位ひゞゝ、焚き行ゐ、薪も殘らず焚きり、船道具を切割焚ゐ、食事不足ゆへ力も拔けて難義仕ゐ、十三日より戌亥の風毎日吹き、辰巳方へ廿三日まで風に任せて走り行ゐ、此時見知らざる大鳥、船の跡先を飛廻り行ゐ、如斯く見馴ざる鳥の有之ゐ、處に、廿三日の四つ時より東風に相成、申酉の方を走らせゐ、此時は一日に六人にて米五合位ゞゝ炊ぎ行ゐ、其後は段々減じ、米二握位づゝ、六人一日之食に炊ぎ行ゐ、此時まんびきとや魚、船の前後にうかみおどり行ゐ間、板釘を抜て針にし、麻苧にて釣に拵へ、三日に三疋釣上、食として四日の食米を延し行ゐ、誠に神の御助と存ゐ、廿三日より十二月十日迄、毎日西へ〳〵と東風にて流し、十日の朝はじめて山を見付、六人のものども悉くよろこび、定めて人里有之べくと、船を寄せゐ處、人の住ざる燒山島に御座ゐ、其外に六つ七つ島相見へゐども、人住み不申ゐゆへ、大方西なだのかたに國土可有之と存じ、又風に任せて十日より十七日迄七日七夜休まず走らせ行ゐ、此時七日に米壹升五合斗に御座ゐ、十七日の五つ時分、西南の方に陸山見へ行ゐゆへ、大きによろこび地方へ近付ゐ處、魚船一艘見付けゐ、人床しく存じ、高聲に呼度ゐへども、飢疲れ聲立やさず、苦莚を取て招きゐへども、力御座なく、足立兼、度々倒れ行ゐ

體に御座ゐ、漁船も我〳〵共の船を見て、おどろき様子にて忽ち見失ひやゐ、夫より汀を漕寄ゐ得ども、遠淺にて船付がたくゐに付、碇を下げ、善右衞門庄兵衞兩人陸へ上りゐ、てんま船も御座なくゐゆへ、裸になり衣類をさゝげゐて渡りやゐ、船中にては足立やさず程に疲れゐ得ども、陸へ上るのうれしさ、浪にゆられて覺へず安〳〵と越へ渡りゐ、此時米水一切無御座ゐゆへ、米を買可やと錢四百文もち來りゐ處、里人ども七八十人てん〳〵に竹鑓山刀を持揃へ一同に汀に來りゐ、總がみにて齒黑く、いづれも何か赤き物を喰ひゐ體にて、口の兩脇に汁の付よごれおそろしき有樣ゆへ、兩人大きに驚ゐ得ども、兎角逃れざる命と覺悟仕り、譬へ鬼なりとも、にげ歸るべき心無御座ゐゆへ、おづ〳〵側へ寄て言語いたしゐへども、一切知れ不やゐゆへ、庄兵衞日本水戸國と砂に書見せゐ得ば、本の字不審のやうに相見へゐ間、本の字眞に書替ゐへば、合點いたし、樣子にて御座ゐ、甚だ飢へに及びゐ間、食事を與へ賜りゐ樣にと仕方にて知らせ、先よりも色々言語いたしゐ得ども、一切知れ不やゐゆへ、庄兵衞は船へ歸り、其次第を知らせ、左平太十三郎も陸へ上り、米といふ字を砂に書き見せゐ得ば、早速に米四升ばかり持來りやゐ、悉く飢へやゐゆへに、四人ともに打寄、一握りづゝかみやゐ、又一握と手かけゐへば、里人ども手をおさへ、米は腹にあたりゐ間、飯に焚きゐて喰ゐやうにと仕形をいたしゐ間、我々もまた、船中に兩人居ゐ得ば、そのものにたべさせやう度よし、仕方にて知らせ、

船へ持行、少々づゝ噛ませ、殘りをば飯に焚せやゐ、然る處里人ども、粥を持來り、陸の四人まづ少々づゝ喰ひやゐ、暫く有之、日暮方、又々かゆを持來りゐ間、是をも喰ひやゐ、然るに角はしらに穴を明ケゐ足かせとやを、持來り、我〳〵四人の足を、片足づゝ、一木にはめ、兩端を繩にて縛り、其夜は砂に臥しやゐ、下總銚子を出帆より此日迄日數四十三日に成やゐ、翌日殘り二人も船より上げ、是にも足かせをはめやゐ、右六人のもの一所に置き、一人づゝ、銘々にはだかにして改られゐ、此時金子九兩所持仕ゐ處、段々に袖より袖へ送り、隱し通しやゐ、右之やう合いたしゐえ共、通じやさずゐは、此時は重寶に成やゐて、われ〳〵所持の錢四貫文有之ゐをも取上ちはこび、船をは海より川の內へ引込みくれやゐられ、砂の上に七日居やゐ、食事は處の役人よりこしらへゐてはこび呉れ、番人もはじめ上りゐ時は、八十人ほど、後には六七十人にて番仕りゐ、寒中にゐへども、晝は照り强くて凌がたくゐゆへ、山より木を伐り出し、日除をいたしくれゐ、廿三日夜五つ時分足かせをとき、二三町陸の家里の明家へ連られ、此處にて食事いたしやゐ、後〳〵は處の役人らしき家へ引出され、色々問話いたしゐ得ども、少しも通じ不やゐ間、又々明家へ歸り繩にて片足づゝ、しばられ居やゐ處、廿五日繩を解かれ、此所にて越年仕りゐ、南安國のマイニチ濱とや處に御座ゐ、正月の樣子、葉竹一本づゝ、門へ立、祝ひやゐのみ、餘り替る事も無御座ゐ、十五日より人足二人づゝ、

我々共へ相添ひて、近所の家々より米を貰ひたべやれ、十五日より前の食は先達て相渡し置れ四貫文にて扶持致しれと相見へやれ、其銭を返し不やれ、われ〳〵も漸々近付も出來れゆへ、春挽の手傳など致し、米を貰ひ身命を繋ぎやれ、然る處二月に成、此處往來茂く、通りのもの立留り、數多見物いたしれ、其内に南京のコクワンサンとやもの成とて、日本言葉を遣ひものがたり仕りれ間、我々も床敷存じ、日本へ歸り可やう便りを問やれ得ば、心安き事成とて、我々を役所へ連立、役人と物語りして立歸りれ、いよ〳〵長崎へ渡るべきやと尋れ得ば、心安き事と斗挨拶して、何方へか行やれ、其後二月廿三日に成、コクワンサン參れて、いよ〳〵日本へ連れ參るべきとや、先是より十五里ほど南なるホイアンといふ大湊口へ行べしとて、廿六日に我々共をつれ立、諸役人へも暇乞いたし、手前船に乘り、コクワンサン一同に湊口に趣きやれ、順風悪敷所々に掛り、内川へ引船にて漸々三月朔日に成、ホイアンの港へ着船仕りれ、翌日コクワンサン同道にてホイアンの役所へ參り、何か物語いたしれへども、我々には通じ不やれ、役人より米錢抔もらひ船へ歸り、是よりコクワンサンの世話にて六月まで同船に居やれ、船道具の内大綱引綱みな碇一ッ水樽一ッ、コクワンサン斗ひにてうり拂ひやれ得ども、代物何程に成れ哉知らせ不やれ、此時までの食料に成りやれと相見へやれ、此時南京船十七八艘會安に逗留いたしれ、何卒便船にて日本へは不叶れども、責て南京迄も渡りやたく願ひれへば、

便船に乘るべきとやゆへ、われ〳〵打寄相談を致し、金子を請取、六月十五日、船を出てよりコクワンサン金子を請取、六月十五日、船を出てより此方歸り不やれ、然る處奥州岩前郡小名濱のもの三人、是も此邊へ漂流致しれよし、役人より知らせれ間、我々三人參り對面致れ、是等は舟も損しれゆへ、我らを船へ同道いたし、一所に居やれ、南京迄も便船にて渡りれ事を願ひやれ處、初は相成やれ樣に挨拶御座れ間、又々十五日にも出て相願ひれ得ば、其節は今年は相叶ひやさぬよしやれに付、みな〳〵力を落し、涙を流しやれ、コクワンサンに別れ力なく、所のものにたよりれに、コクワンサンに放れれゆへか、至極に世話人多く成、中にも港の傍に親子にて暮すもの念頃に世話致しくれれゆへ、皆々禮に參りれ得ば、錢壹貫文並檳人足二三人にて持來り、墓所へ葬りやれ、八月十三日に成り、十三郎も痢病を煩ひ、是も醫藥を用ひやれ得ども、段々重付近附多くなり、其後は船中よりかわるがわるに出て、所の仕事或は春挽等の手傳ひなど致し、日雇を取、米錢をもらひ暮しやれ、コクワンサン居やれ内は、所の者構ひ不やれ、善右衛門は五月の末より痢病を煩、醫者乘いろ〳〵療治被致れへども、七月十五日頃より段々重りれて、廿四日年四十四歳にて相果やれ、役人へやれ出れ得ば、檳人足二三人にて持來り、墓所へ葬りやれ、八月十三日に成り、十三郎も痢病を煩ひ、是も醫藥を用ひやれ得ども、段々重

り、九月五日三十二にて相果ヤれ、前々の通り、役人より錢棺持來り、同し樣に葬りヤれ、其年此處にて年を取、當亥二月十五日、南京船の船頭トンタイクンシといふ人着岸いたし、日本人此地に漂着仕りれよし聞、其宿へ我等を招き、日本へ便船にて遣しヤれ間、此方へ參り一同に食事も致し、出船を相待ヤべしと、日本詞にてヤれゆへに、佛に逢ひし心地して、十八日より七人殘らず船より上り、南京船の扶持を貰ひヤれ。いづれも情深きものにて、懇ろにいたしれ、就中トンタイクンシトンタイクンシといふは親方と相見へ、年の頃六十餘位ひ、高き人品に御座れ、我等七人へ單もの拾四、雪た十四、錢九貫文合力被致れ、その單物は我等が古き單ものを持參いたし、其單ものにて右の形ち通りに仕立貰ヤれ、誠に色々合力致され、其外煙草等は時々もらひヤれ、右の衆のせはにて、湊中の數船より、大船は米壹斗づゝ、位、小舟は五升位ひづゝ、米澤山に貰ひヤれに、米五斗程餘りヤれ、我々乘りれ便舟に食米に入可ヤとヤれ得ば、トンタイクンシヤれは、夫は只今迄心易く世話いたしれ方へ、遣しヤべしと差圖いたしれ間、其通りに任せれ、五月廿日に船賣ヤれに、南京人のせわにて安南錢六貫文を請取れ、右船賣拂ヤれ、當亥六月廿日に出帆仕れ、トンタイクンシユフホクアン等は跡船に乘り殘り我々とも乘り來りれ船は、オフセキチホイチヤユウサンタイフウサン其外水主とも六十七人、我々とも四人、小名濱のもの三人、都合七十四人、

七月十六日に長崎へ着く、道すがら左りの方に大清國の陸山を遙に見て通りヤれ、日本の海より浪しづかに御座れ、タイハンしまをば右に見て通りれ、餘程大成島にて御座れ、安南より長崎迄、丑寅の方に向ひて、晝夜休まず日數廿七日にて着仕れ、道の程八百六拾里と承りおよびヤれ、會安にて彼是より貰ひヤれ品々、

一、扇子六本、一、安なん錢、一、羅紗煙草入壹ッ、一、さはみ三ッ、一、小鋏二ッ、一、筆一本、一、古暦二ッ、一、絹煙草入十二、一、孔雀羽一ッ、一、指金二ッ、一、櫛一ッ、一、木綿煙草入壹ッ、一、すき櫛三ッ、

安南逼留中見聞仕れ雜談、

一、我々ども、はしめ漂着仕れ毎日濱とヤは、家數五六十軒、みな草葺にて內は大方土間なり、寢所は床の上へござを敷臥しヤれ、戸は革へ押ぶちを當て、廻し戸に致し、引戸は無御座れ、

一、食事はしつほくとヤて、差わたし二尺斗丸き膳へ、大きなる瀨戸もの皿へ汁菜を入、三ツ四ッ並べ、三四人づゝ、集ヒはしにてすくひ上、寄合に喰ひヤれ、但し飯は各茶碗一盛、一人限りにたべれ、びん者は米斗用ひヤれ、菜は魚類或は、ぶた鷄あひる等常に用ひヤれ、

一、衣類は貧者は木綿、中以上の人は紗綾、仕立樣は唐人と同じ、かみ髭剃す、油付す男女共に後ろへ逆さまにくしを差し、卷髪にいたし、かむりものをば木綿或はちりめんにてあたまを

包、男女どもにおなじ衣類にて、指がねをはめゐ、但女斗耳がね下ケゐて、男女わけ見へヤゐ、會安にて五歳斗の女の子に、耳がねを掛けゐを見るに、針のやう成釘にて耳たぶへ穴を明、血留の薬を付、穴にこよりを入置ゐ、苦痛無哉、泣もおどろきも不仕ゐ、

一、會安は海口より一里程川上の港に御座ゐ、家數五六百軒、表向は皆瓦家壁塀など、裏家は皆草葺に御座ゐ、扉は二枚廻し戸にて内は大概土間に御座ゐ、其外に少々椽板張りし處御座ゐ、疊は一切見不ヤゐ、寺は三寺何れも小寺に御座ゐ、一寺の本尊は女の面體にて、額には海國尊親と書ゐ、一ケ寺は本尊薬師にて關羽の像あり、男女ともに日本の如く色白く、人品宜しく御座ゐ、中にも女は美麗に御座ゐ、化粧とヤは不致ゐ、中以上の人は衣類しゆすごんす相用、官人らしき人は日傘を掛差けさせ出入致しゐ、

一、安南人は、上下ともに總じて、「らま」とヤ木の實と、「ほい」といふ白粉、牡蠣灰を「カブ」といふ木のはへ包み、平生巾着に入置、時々喰ひヤゐ、赤き汁出て唇染り、齒黒く成りゐ、我々とも味ひ見ゐに、少し澁く、口中さわやかにゐ、此國にては、きやくゑんのちそうにも、常に絶す相用ひヤゐ、

一、正月は門に薬竹一本ヅヽ立、新しき着物を着し祝ひヤゐ、然し日本程は目立不ヤゐ、男女の正月遊びに、さきてうを造り、細竹二本板の兩方へぬき、下よりくさびをしめ、板の上に二人ヅヽ乗り、つき出しふりヤゐ、後には乗た人自から振りて遊びヤゐ、

一、五月五日には生米を笹の葉へ包み、煮てちまきのやうに仕りゐ、草餅も御座ゐ得とも、よもぎを不用、からむしの葉にて染めヤゐよしに御座ゐ、此日船遊びをいたしヤゐ、小船に十七八人も乗りて、表に龍の頭をかざり、ともに旗を立、かいを左右に十八挺立、はい〳〵とはやして、太鼓を鳴らして競ひわたりゐ、見物人多く集りて、賑々敷御座ゐ、前日トンタイクンシヤゐは、此日に見物に出ゐに、おの〳〵の古草履は處のもの笑ひゐ間、雪駄を誂へ、此國は緒詰りヤゐ間、日本のやうに緒を長くして七足出來へくれヤゐ、其後はなを切れヤゐに付、薬にて立ゐ得ば、所のものにわらはれヤゐ間、捨ゐやうにとて、又七足貰ひヤゐ、七月盆は無御座ゐ哉目立不ヤゐ、

一、南京人に誘引せられ、會安より三里ほど在郷の、象の在る處へ參りゐ處、象五ツ小象五疋、丈一丈斗、毛は鼠色、食事は笹わら相用ひ、我々共錢をまきゐ得ば、其象鼻にて一文ヅヽ拾ひとり、脊中に乗りたる人に渡しヤゐ、笹を鼻にて巻とるに、鎌にて刈樣にすつかりと切ヤゐ、象の脊に櫓のやうなる荷鞍をかけ、三四人乗りて、川邊へ水かひに出ゐを見物いたしゐ、象屋に番人等有之ゐは、公儀より飼置しものと相見ヤゐ、

一、南京のトンタイクンシと安南國王の居處ホヒホンコクとやらヤ處へ參りゐ時、安南國王よ

り馳走をいたしいよし、結構なる乘物に乘せ、上下十四五人にて往來致しやい、トンタイクンシも貴人と相見へやい、

一、安南國は、火を焚き付けや時、いわう付木を用ひず、紙ほくちにて吹付いへば、忽ち火移りやい、畢竟暖國ゆへ、薪柴等火の移りや時、付木を用ひず能く付きいと見へやい、我々ども着岸のはじめ、船道具をわり、火焚やいとき附木無之困り入やい、

一、安南國の稻作りは、年に二度ヅヽ苅納めやい、種は陸田へ苗代をこしらへ蒔きやい、一作は霜月植て三月苅、一作は五月植て九月苅、田植は日本のやうにい得ども、苗を多くもちて根を分け、逆手に植い、苅時は穗首の方を中がりにし、小たばにまるめ、牛にふませてからを落しい、稻こきは用ひやさずい、南京人に日本の稻こき道具を圖に書見せい得ども、南京と日本と同樣成と答へやい、田を耕すは牛二疋にて、すき一ちやうを引せい、鼻取も御座なくい、牛は日本の牛より大振りにて、樣子違ひい、鍬すき萬能等は、日本と大がいは同樣にてい、麥稗は一向見當りやさず、大豆小豆粟もろこし、菜大根芋茄子なんばん、夕がほ瓜西瓜或は木綿日本と同樣にい、野菜諸作年中絶へず御座い、十二月寒中安南の暖氣、日本の四五月のやうにて、稻葉そよぎ、勢ひよく生長致しい、田作りは一作苅取、跡は休め、かわる〴〵に植付い、田作り多く中にも田勝ちの國に御座い、米直段日本升一升位ひは、南京錢十二三文、酒廿四文位に

御座い、酒の味は我朝のいり酒よりも辛く、香氣はなを通し、我々ども呑まれやさずい、木綿直段上品にて一尺十五文位ひ、安南の一尺は日本の一尺五寸ほど御座い、安南錢は日本錢と同樣に御座い、政和通寶大平寶通など、眞字にかき有之い、金の性も色も宜しからず、碎け安く御座い、とたんとやらを入て造りやいよし南京人物語にい、南京錢も多く交り通用いたしい、是は金性よく、日本にて見當りやい錢に御座い、總じて錢通用にて、何程の大商ひも何千貫何萬貫と勘定いたし、金銀は常に通用無之い哉、小粒とふは一向に見不やい、會安にてある人われ〳〵どもへ、金を見せやい、長サ二寸四五分厚サ三分斗、◎形チ如此御座い、中くぼく刻印御座い、大概五六十目ほどなり、平生通用ものとは見へやさずい、錢六十文を百と定てい間、あんなん國の一貫文は、日本の丁錢六百文なり、差しは籐にてよりい、トンタイクンシ南京よりとたんを積み來りいて、安南國にて錢一萬二千貫文請取い時、われ〳〵七人賴まれやいて、四五日貫指の手傳いたしい、

一、安南國より買積い產物は、砂糖こせう、牛の角牛の皮、象牙たうきやう、鮫藥種の類、其外孔雀四十羽、あふむ四羽、鳥のよふなる鳥、猫の樣にて尾長き獸物などに御座い、生き象を見いては、牙は小さく見へやい得ども、拔取賣ものに仕たるを見れば、長さ四尺程廻りは九寸程御座い、會安にて氷砂糖白さとう俵にするを見い得ば、俵は竹をへぎてざるのやうに作り、

俵に致しやれ時は、庭にさとうを山のごとく積み置て、俵に入次第、棒にて突込み、日本の五斗俵ほどに作り、秤に掛けやれ、私ども乗れ船へも、買積れ數二千俵其外十七八艘の南京船、何れも買積みやれ、安南國の産物は砂糖第一大分に御座れ、

一、安南の去年の暦をもらひれに、國號年號も南京とは違ひやれ、當亥の閏月あんなん日本はおなじ九月にれ、南京の閏は七月に御座れ、然らば大清國とは別王別國に可有御座れ、

一、安南人も南京人も人に對して禮致す時は、かならず立て兩手のゆびを組合、腰をかゞめ、頭を下げて禮いたしやれ、

一、安南人の太刀は、日本のやうにて、柄ふち目貫鍔鞘等作りよふ日本とおなじ、さやはまき金などいたし、日本の三度拵のよふに御座れ、柄と鞘とを糸の兩はしにてしばり、左の肩にかけ、右の腰にぶらさげやれ、上衣に帶無御座れ、帶刀には成不やれ、劒は一切見不やれ、

一、南京人船中にて、刀劒武具類一切所持不仕れ、

一、アンナンにてろうそくを瓶の中に鹽漬にして貯へれ、たまごも同様に仕れ、

一、アンナンの刺刀は、小刀の如く、裏は角にて柄を付、柄を引廻してさやにいたし、南京人の用ひやれも同様に御座れ、

一、安南の履は、底は皮、かふは羅紗しゆすなどのきれを用ひ、木履は日本のやうに鼻緒ありて、足のゆびへ挾みやれ、下駄は日本の造りと同様に御座れ、わらんじはからむしにて造り、ちは日本草鞋の如く、爪先へひつかぶせて包み、稻のわらは用ひ不やれ、總じて藁細工は無御座れ、繩網等にも、からいちび、しゆろ竹などを用ひ、別して竹を多く用ひ、大網小網にも竹を細くわけて寄合てれ大竹ありて、川邊のかゝりやには、皆竹の柱にて作りやれ、

一、葬禮を二三度見物いたしれに、寢棺の上に美しき織ものをかけ、輿へ乘せ、こしの長さ六尺餘り、廻り物彫物金銀のかざり、十六七人にてかつぎ、其外こし三ツ四ツ、種々の造物を乘せ、位牌のよふなる事をおりものに書付、臺の上に乘せ、五六人にてかつぎ、長刀のよふなるものを兩方へ對にわけ、百本斗も立れ、道具持は、色々の頭巾をかぶり、幡天蓋も左右に四十本程立れ、供人は男は藤布のやうなる、あらめなるものを着、頭へも鉢まきをして、帶も同じ布に御座れ、女は一所に集り、廻りに長さ二間餘横一間斗の幕を引廻し行れ間、裝束の樣子知れ不やれ、棺の先へ兩人左右に顏をさいしきして鬼の如くに造り、鐵棒を持て警固いたしれ、僧十人程鼠色のけさ衣にて、日本の僧と違ひ無御座れ、小弓三味線笛太鼓かつこしやうこ其外、名の知れぬ器物を合せ打ならし通りれ、總人數三百人餘も相見へやれ、其處の風俗を承れに、貴人死して五ケ月斗りほうむらず、家内に棺を留置やれ、下部のものも、屍を其當座に埋め、その時過て、格式の葬禮は執行ひやれよし承りやれ、

一、籾の字安南にては粟と書ゆゑ、

一、會安の湊に、正月頃より南京船十七八艘、其外諸國の船七月末まで逗留いたし、商ひものを仕込み、南京人斗も千二三百人居ゑ故、半年は町屋賑やかに御座ゑ、市の如く押合て通りゑ、田畑こへて肥し等用ひゆさずと見へて、厠小便所無御座ゑ、貴賤男女大小便猥りに平地に下し、路邊あしき嗅ひ仕ゑ、

一、會安にて、夏の内力立いたしゑ若ものども、腕押をこのみゑに付、少し押ゑ處、おもひの外弱く御座ゑに付、兩手を掛て押しゑやうにと仕形いたし見せゑへば、兩手を掛け押しゑ處、忽ちに押付すり付ゆゑ、又すまひをこのみゑに付、取ゆゑ處、是亦おもひの外弱く、みな〳〵勝ちゆゑ、然る處一人大男すゝみ出て好みゑに付、此方より庄兵衛出で取組みゑ處、二三度突飛し、何程の事あらんと、大手を廣げ待ゑへば、四ッかひにむづと組、押付ゑばかりにて、手段とゆは存せずゑ、大腰とゆ手にてきみよく投出しゑ得ば、起もせずして殘念の樣子にて顏を暫く見て居ゆゑ、見物のものおどろきゑ樣子にて、あゝとゆて手を左右に振り、取るなとゆ樣子にて、其後力立をこのみゆさずゑ、

一、南京船長崎へ着ゑ時は、海口にしばらく碇をおろし止りゆゑ、御番所より物見の船一艘出ゆゑ、續で引船二十艘迎ひに出て港へ引入れゆゑ事、

安南言葉

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、百、千、日、月、星、雲、夜、正月、二月、風、山、雨降、水、暗海、日本、南、東、北、西、國、人、安南國、父、母、妻、子、兄、弟、姉、妹、男、女、病氣、死、男根、女隱、臀、臍、屎、遊女、煙卯、煙管、食、飯、酢、茶、湯、酒、味噌、米、粟、火、石、竹、菊花、藥、大豆、蕃椒、藤豆、芋、葱、生姜、薩摩芋、大根、韮、瓜、餅、茄子、豆腐、砂糖、西瓜、魂燈、馬、牛、魚、猪、猫、鼠、烏、家鴨、雞、海老、木綿、絹、綿、麻、股引、扇、筆、墨、紙、尺、山刀、刺刀、桶、箸、桃燈、蓙笠、蠟燭、油、碗、小碗、薪、笛、柱、帆、碇、網、米春、糸繰車、賣、買、有、善、惡、價如何、勿戲、方來可、集、飽、早寢、痛、貰、泣、笑、休、行未、何所、出行矣、不管、

此一事近藤重藏輯之安南紀略にも引用せり、可併考、

享和元酉年六月寫本に校讐せり、

安南國漂流物語　終

奥人安南國漂流記

明和四亥年奥州小名濱之者、安南漂流之次第、

一、奥州磐前郡小名濱村沖船頭善四郎等六人、十二端帆住吉丸に乗組、此内上乗同村七兵衛米四百三拾俵積、下總國銚子に渡るとて、明和二酉十一月三日、小名濱村出船せしに、同夜半逆風に成り、マキリ居ければ、翌日朝大西風荒波にて、楫を損さし、吹流さるゝに付、帆柱を切折、米二十五六俵粮米に殘し、餘は悉く海に捨、皆髪を切、七兵衛所持の脇差を海に投に、凌ぐといへども、種々に風變り、凡三十日何國ともなく漂ひ、久しく雨不降、十二月頃より呑水切れ、善之丞甚四郎渴死したるゆゑ、菰に包み船中に片付置、同廿六日の夜、雨降に付、端舟桶等に受溜め、漸渴を凌ぎ居ゐ、明年丙戌正月廿五日、初て山を見出し、乗掛る處、翌晝時乗付、三人共陸に上り、何國ともしらず行ゐ處、遙先に人家少し見へ惣髪の唐人衣裳の者五六十人、付柄の鑓を持、三人の物を取巻く、日本人漂着したると云へども、互に詞不通、七兵衛砂上に日本人無水と書たれば、山陰に連行、地を堀て水出たるを呑、渴を凌ぐ、時に役人體の者大勢を引連來て、船具衣類俵米等まで悉く持運ばせ、船具を以て濱邊に小屋を掛け、三人を

入、品々の物は外に置せける、時に何とぞ日本に歸しくれゐ樣にと、書付見せゐへども、此度は一向不通、役人は引取、暮かたより番人は八九人づゝ、晝夜附置、肴肴少々呉ゐ故、船具を薪にして飯を炊き食ゃゐ、翌朝役人兩人來ゐに付、船に死人三と書付見せゐ處、人夫五人船に遣すに付、與三郎久平次も共に行き、三人の死骸を水桶壹つに入、山中一里ほど持行て埋ゃゐ、七兵衛は小屋に殘り、役人之前にて改を受け、るに、金六兩貳分錢壹貫二百文有之、內金子は取上げ、外の品には封印して歸り、二月二日頃、右役人一人來、米手廻りを人足に持せ、三人をつれ、三里ほど行き、アンナンの內ナンエッ（校曰、南越は同じく安南のことなるべし）といふ在所の明屋に入置、米手廻りを其內に積、晝十人夜十四人づゝ、附をき、其後乘捨の船解たると見へ、船釘三包にして送遣しゐ、六月十日頃右之役人來り、米手廻右之人足に持せ、三人をつれ、同十六日安南の內ホイホンコクと云在所に着、直に役所につれ行ゐ處、役人一通り三人の者を見たる儘にて、米手廻りを人足に持せ、三人を一町ほど次ぎの明家に入、翌日役所迄呼出し、先達て取立たる金六兩二分、帆十二端碇四頭釘を幷へて置、何か云ゐへ共、一向不通丁錢十貫文相渡すに付、定て右品々を買取、代錢と推量して受取、明家に歸る尤番人一兩人づゝ、晝夜附置ゃゐ、同十九日役人來り、是より又他所に送るに、難所多くして重荷持がたし、米賣拂ふべしと仕形するに付丁錢六百文に賣拂ひ、役人と一所に川船にのり、翌日陸に上り、

十四五里行、同十一日又川船にのり、安南の內異國人漂着し船住居し居たる由、兼て知る常州磯原村佐平太庄兵衞友七吉四郎善右衞門十三郎六人居たると同く引渡され、倶に日本船住居に都合九人と成ゃゐ、（知人と邂逅せるも奇なり）七月十三日兩度不殘役所に行、歸國の事歎きゐへども、其後は善右衞門十三郎病死仕ゐ、役所へ、訴ゐ所、錢六百文つゞもらい、野外に營み葬ゃゐ、久しき逗留心細く、月日を送りゐ處、亥二月十唐船二月十五日安南國へ到着、即日上陸いたし承候處、日本人漂流有之由に付、度介抱致遣渡たる日本話心得たる林宗德同道いたし、翌日船へ參り候事承候由、）その身旅宿へ可來と云て、翌々日むかへ一人遣し（つ）き爲、佐平太所持の金三兩二分預置ゐ處、木綿二反、日本向之雪駄二足づゝ、呉しを、木綿は單物に仕立ゃゐ、其上又煙草料とて、都合七人に丁錢五貫四百文呉れ、此木綿錢其外とも、船頭三世吉より與へたるよし、五月二日頃乘捨の船丁錢三貫六百に賣拂ひ、此錢不殘唐人に預け、小名濱村の者も、遣ひ殘り丁錢十五貫六百文有りしを唐人に預ゐ處、唐人方にて遣ひ代にと、紗綾七端調へ遣しゝを、是又唐人に預ゃゐ、旅宿逗留中丁寧の撫育に預り、幷に能く日本言葉心得たる唐人（此唐人は、此度渡り候林宗德なり）有之、始終此者に世話に成、六月廿日會南出船いたし、何國へもよらず、明和四亥年七月十六日長崎に着船いたしゃゐ、

奥人安南國漂流記 終

薩州人唐國漂流記

松平薩摩守家來　禪宗　池山喜三右衛門　年六十五歲

同　眞言宗　中原仲右衛門　年四十歲

右ノ口

私共儀、唐國え漂着仕ゐ處、此度當午四番同五番唐船より送り來ゐに付、踏繪被仰付ゐ上、國所出船の樣子、積荷物の品、幷漂着の次第、委細可ヲ上旨、御吟味御座ゐ、此度去る卯年松平薩摩守代官、三原濱右衛門儀、琉球國の內沖永良部島へ爲在番罷越ゐに付、私共同役迫田甚藏儀、右濱右衛門え附役の儀、薩摩守ヤ付ゐ間、同年四月六日薩州鹿兒島出帆、同五月廿五日に沖永良部島へ着船仕ゐ、先達て相詰ゐ者と交代いたし、去巳六月迄在勤仕罷在ゐ處、薩州より代り役罷越ゐ間、交代仕、代官三原濱右衛門幷迫田甚藏は別船に乘船、此三原濱右衛門迫田甚藏乘組ゐ類船の義、當地へ相詰ゐ薩摩守家來へ相尋ゐ處、沖永良部島出帆後、洋中にて難風遇、五島の內へ漂着仕ゐ得ども、乘組のもの幷船ともに別條なく、去巳十月薩摩へ歸船仕ゐよしヤしゐ、私共兩人下人四人は、棄て薩州より差越ゐ十帆帆、船頭同國へ加世田小松原長兵衛船水

主十人、外に水主不足に付、沖永良部島地の琉球人登世村と島森とやもの両人相雇ひ、都合拾九人乗組、其外沖永良部島より、琉球大島の藏元へ相納ゐ藏米四拾七石四斗餘、幷薩州へ持越相納ゐ尺蔀三百弐拾八束と六枚、其外私共幷乗組のもの共手廻り之諸道具、船中粮米且、彼地在番の者より、薩州への届けもの等、船に積入、去巳六月廿四日沖永良部島出帆仕ゐ處、洋中風不順にて難乗取、同廿六日琉球大島の内屋喜内間切とや港え走り込み、同所にて七月廿日迄滞舟いたし、右滞船中大島藏元へ相納ゐ藏米四拾七石四斗餘、右の處より荷揚いたし相納め、同廿一日同所出帆仕ゐ處、同廿三日夘辰の風おこり、翌廿四日は大風雨にて暗夜の様に相成、方角分りがたく甚危く有之ゐに付、無是非帆柱を切捨ゐ内、梶も折れて可致様無く、碇綱弐房おろし流、漂仕ゐ處、同廿五日風和きゐゆへ、船板を取集め、假梶を造り立、やない桁を以帆柱にいたし、帆八端に縮めゐてかけ、風に任せ子丑の方へ夜通しに走りやゐ、其後日々風變り、方角も不相分、いづくともなく數日漂て罷在ゐ、然る處船中呑水を遣ひ切、難義仕ゐゆへ、潮を煎じ水を取り、飯を焚き、呑みものに仕ゐ得ども、多くたべゐ得で、咽乾きゐ間、少しづつたべ、漸く飢を凌罷在ゐ處、同八月五日丑寅の風強く、翌六日も同様の風にて大雨降りゐに付、水桶は勿論、端船或は飯鉢等迄飲水を請溜、飲み水に仕ゐ、其後は折々雨降りゐに付、溜置相凌ぎやゐ、右の通り數日洋中に漂ひ、十方にくれ罷在ゐ處、同月十九日より同廿三日迄、

寅夘の風にて戌の方へ走り、同廿四日子の風に成り、同廿五日風強く相成、島近く相成ゐ處、小島六ツ有之人家無之、夫より西之方へ段々大き成島みへやゐ故、右島を目當に走りやゐ、潮の色赤にごり潮行はやく大浪にて、夜に入島かげへ乗り入、碇をおろしゐ得ども、風雨強く、潮はやく船流し岸近く相成ゐに付、吹付ゐては破船可仕、碇二房おろしゐとも止り兼、次第に地方に吹付ゐゆへ、二房ともに取揚ゐ間合無之、一房切捨、一房は漸く取揚、島かげへ走り入繋ぎやゐ、同廿七日子の風いよ〳〵強く、大波ゆへ、碇三房おろし、同廿八日も同様に吹續き難義仕ゐ、右山々の様子、唐國にても可有御座ゐ哉、若し唐國にて御座ゐ得ば、琉球人薩州へ掛路之義は、唐國へ對し惡敷ゐ由乗て及承罷在ゐに付、乗組水主の内琉球人両人交り居ゐては如何と存、月代を剃日本人之姿に仕立、登世村を村右衛門、島森を島右衛門と名付置やゐ、同廿九日に、碇二房吹切り、麻綱一房相殘、風下岸近くわづかに二三間有之、既に破船可致體に罷成ゐ故、衣類幷用意之錢等手許に有之分所持致し、惣人數端船に乗移り、岸の方へ乗付ゐ得ば、岸上より唐人と相見へゐか十人斗、熊手繩等を下げ、端船を引寄ゐゆへ、みな〳〵右熊手等に取付上り、端船は直に破船仕ゐ、夫より陸へ上りゐ節、人を吹倒ゐ程の風雨はげしく、みな〳〵原野に罷在ゐに付、右唐人ども、手眞似等致し、人家有之方へ連行呉ゐ様に相頼ゐ處、案内いた

し、半道程行ゝ得ば、夜に入四ッ時頃人家有之ゝ所へ漸く罷越、尤端船より持上りゝ衣類其外腰物等も、唐人ども同道ゝ間持ゝて、堂の様成處へ入置、唐人文字を書見せ、何國のものにて有之哉之旨相尋ゝ趣に相見へゝ間、日本國薩摩の者にて、一船十九人乗組と申義を相答ゝへば、程なく飯酒菓子など差送りゝに付、みな〳〵打寄たべ申ゝ、此處は人家も餘程有之港にて、此港の義漂流人連渡之、唐人共へ相尋ゝ處、浙江寧波府定海縣の内舟山と申處の濱付にて、大魚廠と申港にて御座ゝよし申之ゝ、右堂の様成る處は土神を祭りゝ堂にて、所之鎮守の由唐人どもゟ聞ゝゆへ相分り申ゝ、同夜半頃、役人體のもの入來り、（此役人體のもの、義、唐人共へ相尋ゝ處、千摠官と申武家の下司にて把摠とも申、海邊を守りゝ役人にて御座ゝよし申ゝ）文字を書見せゝ間、一覽仕ゝ得ども聢と不相分、漂着之次第を相尋ゝ趣に相見へ申ゝ、然る處前書に申上ゝ通り、琉球國より薩州、掛路の義、唐國に對し琉球にては忌ゝよしに付、態と相僞、日本國の内薩州のものにて、十九人乗組、米藩を積込み、武州江府へ運送の船の處、逆風に逢ひ帆楫等を損し、數日洋中に漂ひ、此處へ流着ゝ間、助命致し呉ゝ様、文字を書き、又は仕形にて相答へゝ得ども、右役人體の者、私共答の趣、聢と相分り不申様子にて罷歸り申ゝ、其夜は右土神堂に臥し、九月朔日早朝、私共乗捨置ゝ船破船の程、心元なくゝ間、水主甚平喜右衛門と一右衛門彦右衛門、治右衛門、爲見屆差遣申ゝ、然れども様子氣遣敷、船港内へ引入度、

所のものへ手眞似仕形等いたし相頼ゝ處、合點いたしゝ様子にて、土神堂より五六町程も隔、海邊役所體の所へ連參りゝ處、（此役所體之處を唐人共へ相尋ゝ處、海邊相守りゝ番所にて御座ゝよし申ゝ、）役人不居合趣にて、右海邊かゝり居ゝ船へ連れ參りゝ得ば、前夜土神堂へ參りゝ役人體の者罷在、右の者へ右案内いたしゝ、唐人引合ゝに付、私共乘りゝ船港内へ引入呉ゝ様文字又仕形にて相頼ゝ得ば、天氣晴次第可引廻様子、文字を書見せゝ間、右土神堂へ罷歸り申ゝ、船の様子爲見屆差遣ゝ水主ども歸り、船別條無きよし申聞ゝ、同日所のもの世話いたし、近邊十二軒敗程の明家を補理いたし、土間藁を敷、私どもを入置、食事の義は唐人共近邊の茶屋體之處へ、私共幷水主等三人五人づゝ、連參り、飯をたべさせ申ゝ、同夜五時頃、役所より相招ゝに付、罷越ゝ處、文字を書見せ、此處海賊有之に付、私所持の錢一貫文差遣はしゝは〳〵、小船一艘相雇、鐵砲太刀の兵器を爲持、乘捨ゝ船の爲警固可遣ゝ間、私共方も達者のもの五六人差遣ゝ様にも聞ゝ趣相見へゝ間、海賊に逢ゝては如何に存じ、承知ゝ趣も罷歸り、錢一貫文右役人體のものへ差遣し、水主甚平衛門と一右衛門彦右衛門治右衛門〆五人差遣申ゝ處、翌二日の朝、右役人體の者私共住居へ參り、昨夜差遣ゝ警固船、今以不相歸、無心元ゝゆへ、右役人參り可見屆の旨、右に付私共義も參りゝ様にと仕形いたし見せゝに付、右役人幷私共兩人船に乘組參りゝ處、船別條なく、夜前遣しゝ水主共も罷在、夜中無別條由も聞ゝ、

然る處に海賊の義無心元ゝ間、仲右衛門はそのまゝ、船に罷在りて、喜三右衛門は陸へ罷歸り居ヤゝ、同三日私共船港へ引入の義、喜三右衛門右役所へ罷越、又々相賴ゝへども、大波にて引入がたく、同五日挽船六艘にて港へ引入ヤゝ、此港舟山の内大魚廠とヤ處のよし承りヤゝ、然る處、翌六日引船賃錢一貫文相渡ゝ樣、右役人體の者ヤ聞ゝゆへ、船積入置ゝ錢取出し、引船賃錢相拂ひ、且亦右役人體のもの、段々世話に相成ゝ間、錢二貫文幷沖永良部島にて積入ゝ品の內尺蓆二束、鹽ぶた一桶差送り、尚亦錢一貫文幷尺蓆一束右役人附添之ものへ謝禮として差送りヤゝ、右之通港內へ船引入ゝに付、同七日私共船に乘りゝ樣に仕形致し見せゝに付、殘らず乘り移りヤゝ、上陸の內住居ゝ處、世話いたし呉ゝものへも宿賃として錢五百文差遣ヤゝ、右上陸の間食事の義、最初は馳走の樣に相見へヤゝ得ども、追々は代錢拂ひゝ樣にヤゝに付、食事の時一人前錢廿四文づゝ、相拂ヤゝ、同八日官人と相見へ、供廻り餘程召連ゝもの船にて參り、私共船近邊に船を繫ぎ致しゝ處、同十日私共船へ乘移り、漂着之次第相尋ゝ樣に有之ゝ得ども、埠と不相分、所持之鎗長刀弓鐵砲等渡しゝ樣仕形いたし、追て本國へ差歸りゝ節は、可渡道樣子相分りゝに付、殘らず相渡しゝ處、指刀も渡しゝ樣に仕形いたしゝ得ども、帶刀の義は隨身の品にゝへば、手放し難き旨仕形にて相答ゝ處、官人船に罷歸り、近邊繫ぎ居ヤゝ、右官人の名前其節承りゝ處、鐘老爺とヤもの、よし、書付見せヤゝ、（此鐘老爺とヤ官人の義、唐人

どもへ相尋ゝ處、千摠官とヤ武官にて、則海邊を守り、他國の船往來等を相改ゝよしヤ之ゝ、）同十二日又々大船一艘入津、是亦供廻り等も、餘程召連れゝ官人にて御座ゝ處、私共船へ乘付ゝ得ば、最前繫ぎ居ゝ鐘老爺船も乘付、一同に尙亦私とも船に乘移り、見分致し、漂着の次第分趣に相見へゝ處、其日乘り來ゝ官人、「此國朝廷法令」とヤ文字を書見せ、帶刀相渡しゝ樣仕形致しゝに付、國法とヤ義に可有之と存、無據帶刀殘らず相渡ヤゝ、尤右官人至極柔和にて、深切の樣子に相見へ、名前承りゝ處、邱老爺とヤ官人之義、唐人共へ相尋ゝ處、定海縣之典史とヤ官にて、則獄屋幷地方之義等致味吟ゝ知縣之下司にて御座ゝよしヤ之ゝ）同十五日鐘老爺船は湊を出帆いたし、邱老爺の船は同所繫居、同日又々大船壹艘入津いたし、此乘人も右鐘老爺邱老爺等同樣官人と相見へ、是亦一同に舟繫致しゝ迄にて、私共船へ不殘不能越ゝ間、名前承り不ヤゝ、同十九日先達て私共船、湊へ引入ゝ節世話いたしゝ役人へ、爲謝禮差送り置ゝ錢二貫文、尺蓆二束、鹽ぶた一桶、幷附添の役人へ差送置ゝ錢一貫文、尺蓆一束、品々不殘右世話いたしゝ役人、私共船に持來り差返し、何ゆへとも不相分ゝ得ども、請取置ヤゝ、然る處同廿日晝時、大船一艘鑼大鼓を鳴らし入津、右乘來ゝ官人は、餘程重立ゝ人と相見へ、尤添の內帶劍の唐人も十人程罷在ゝ、右重立ゝ官人、日傘を差掛けさせ、私共船へ

乘移り、是亦私共身分漂着之次第等、相尋ね樣子にて御座ね間、前書漂流之趣、仕形又は文字を書て見せ相答へね得ば、日本薩州のものと〻義、右官人相分りね樣子に相見へ〻ね、然る處豚肉鷄羊肉米野菜等、一船之ものへ相與へ、船の義も修復致し、日本へ可相送越の文字相認め見せ、殊の外懇の體にいたし、乘來ね船へ罷歸りね間、私共直に爲謝禮官人之船へ罷越、禮義相述〻ね、右官人の名前承りね處、寧波府定海縣之知縣、段大爺と〻官人之由、（唐人共え相尋ね處、則定海縣之知縣正七品にて、一縣訴訟諸年貢諸運上等の義を、支配致しね官人にて御座ねよし〻之ね）いづれ餘程之重役たる人と相見へ〻ね、前書〻上ね通り、漂着已來唐人共對談之義、文字仕形等にて雙方推量を以漸く事分り〻ね樣に相成、然れども日本詞聞馴れね もの有之ね得ごも、追々雙方ごも書付又は仕形等相分りね樣に相成、然れども日本詞聞馴れね もの有之ねは〻、何事も委敷〻度旨、仕方いたし、右段大爺へ〻達ね得ば、日本通事も有之ね間、可呼寄旨返答有之ね上、近々風順次第、定海縣と〻處の城下へ引込可〻由、段大爺書付見せね間、一同安心仕、舟へ罷歸り〻ね、同廿一日五ッ時頃、私共船へ引船二十艘相附、外に小舟二艘、役人體の者乘組附添、下知いたし、且亦右之外、兼て繋ぎ居ね邸老爺船へ、十五日入津いたしね船も一同差添、右大魚廠の港へ引立〻ね、然る處水主源四郎義、兼て傷寒相煩ねに付、私ども用意之藥相用ね得ごも養生不相叶、同日朝病死仕ね、船中にては可致樣無之、櫃に入差置ね、

其日凡七八里程引船にて罷越ね處、風向七ッ時頃碇入汐繋りいたし、番船二艘付置、其餘の舟は沖へ繋ぎ、引舟は殘らず引拂ひ〻ね、翌廿二日四時頃、右汐繋の場所引立、四五里參りね處、風並惡敷又々碇をおろし、汐繋いたし、翌廿三日九時頃、風順宜相成ねに付、右場所引立、引船警固舟とも帆を揚、邸老爺並外官人舟は見合跡先に乘り隨ひ走り、同七時頃、定海縣と〻處之由、湊の内へ着船仕ね處、邸老爺が船は乘後れ、程なく跡より追付、直に私共舟へ乘り移り、無滯着船の祝詞〻述ね之樣子に付、相應に挨拶仕りね、且亦水主源四郎病死之義、邸老爺へ〻聞、葬之義仕形相賴みね處、合點いたしね樣子にて罷歸り〻ね處、番船等至て嚴重の樣子にて、夜中鑼を鳴らし鐵炮を放ち、相守罷在ね、然る處同廿四日私共兩人を、同所濱際に有之ね役所體之所へ呼寄ねに付、（此濱際に有之役所體之所、唐人共に相尋ね處、海邊を守りね番所にて御座ねよし〻之ね、）罷越ね得ば、段大爺邸老爺、外唐人二人罷在、其砌も無滯着船之挨拶有之ね上、源四郎死骸本棺に移し、葬送可致よし仕形いたしね間、彼是世話にも相成ね事故、入置ね櫃之儘にて葬呉ね樣に辭退仕ね得ごも、不屆間、葬ね節、人夫等も彼方より差出ねて、私共方よりも見屆之もの差出ね樣、仕方致しねに付、私共義も船へ罷歸りね處、右棺唐人ごも持參り、死骸棺に入、舟よりおろしね間、葬爲見屆、私共下人並水主等都合四人差遣ね處、唐人ごも四五人にて荷ひ、山へ持行、葬りねよし、日本之葬送とは

違ひ、吊等の様子無之由、水主共罷歸りや聞ゐ、且亦段大爺より、私共兩人へぶた羊鷄肴等を煮、錫の鉢に盛船へ差送り、下人水主共へも、食物品々一同相與へゐ間、打寄たべやゐ、同廿五日廓老爺と官人のよし、供五六人召連れ、私共船へ參りゐ、（此廓老爺と官人の義、唐人共へ相差ゐ處、定海縣の巡檢使と武官にて御座ゐよしや之ゐ）荷物相改、送り帳面に書留罷在ゐ内、役人體の唐人壹人、私どもへ眞文字相認め見せゐに付、一覽仕ゐ得ども、聢と相分り不や、推量いたし相考へゐ處、私共宿の手當や付、荷物も一同爲入置可やゐに付、私共壹人の内、上陸いたし、宿へ參り居、船より取揚ゐ荷物を請取可や旨、且亦荷物持運びゐ人夫も、彼方より可差出ゐ間、私共下人幷船頭水主共義は、持運び途中見守いたしゐ樣にや聞ゐ趣之書付と相見へゐ間、直に私共や談、喜三左衞門義下人諸左衞門召連上陸いたし、右書付見せゐ唐人へ案内爲致ゐ處、堂の樣成處の禹王宮とや額相見へ、同所後にも觀音堂有之ゐ處、左りの方に住居有之、私共を差置ゐ趣仕形いたし、荷物も此所に入置ゐ樣相敎へ罷歸りゐ間、喜三左衞門義其儘左之處に罷在ゐ得ば、段大爺參り、程なく荷揚爲致ゐ趣や聞、荷物運びゐを相待ゐ樣子にて罷在ゐ、仲左衞門は船に罷在、最前荷物逸々相改ゐ廓老爺立合ゐて、荷物を揚させ、船頭水主共に途中見守りゐて、唐人共え爲持遣しゐを、喜三左衞門幷段大爺請取やゐ、其日荷物揚致し、同日相仕廻ゐ間、仲左衞門其外どもに、一同右宿へ荷着滯留仕、私共船空船に相成ゐ

間、爲船番水主共の内差遣ゐ樣、役人體の者仕形いたし見せゐ間、水主兩人づゝ、同夜より日々差遣やしゐ、且亦陣氏陸氏とや唐人、（此陣氏陸氏とや義、唐人に相尋ゐ處、定海縣の書記役にて御座ゐよしや之ゐ、）私共漂着に付て掛りの役人と相見へ、日々右陣氏陸氏より差送りゐに付、（此漂流人共、日用諸賄の義、唐人どもへ相尋ゐ處、滯留中諸事の義、定海縣の入用にて、書記役陣氏陸氏引請取斗、追て勘定に相立ゐ事のよしや之ゐ）私ども船より持上りゐ、鍋釜にて、下人水主等に焚せたべやゐて、日を送りゐ處、同十月晦日、段大爺差送りゐよしにて、菓子食物等種々唐人持參致し來り相與へ、其後尚亦唐仕立の木綿着物、幷袴帽子一づゝ、私どもに世話いたし呉やゐ、同十一月十八日、徐大爺と官人幷（此徐大爺とや官人の義、唐人共へ相尋ゐ處、寧波府の知府正四品にて、一府の訴訟年貢諸運上等の義支配致しゐ官人の由や之ゐ、）段大爺廓老爺一同、私共宿へ參り、何か尋ねゐ事有之樣子にてゐ得ども、詞通事やさず、荷物は逸々相改、船へも參り、船の間數等も相改ゐ上、又々私共宿へ參り、ぶた一疋羊饅頭貳百を相與へ、先達て大魚厥にて預り置ゐ、鎗長刀弓矢取寄見分致し罷歸りゐ處、同廿七日段大爺義、日本通詞劉則木とや唐人召連參りゐ、（此日本通事劉則木義、唐人共へ相尋ゐ處、日本通事とやには無之ゐ得ども、漂流人どもも唐國にて通辨分り兼、日本通商の唐人どもも呼寄せゐはゞ

可相分ゐに付、日本通商の荷主、蘇州の范氏十二家の義は、平湖縣支配の事ゆへ、定海縣の知縣より、平湖縣より掛合有之、范氏十二家の兩荷主へ、日本詞聞馴ゐもの差遣ゐ樣ヤ付、右劉則木義は、先年日本へ度々相渡りゐものに付、右のもの差越通話爲致ゐ事の由、唐人どもヤゐ）右通事を以私共へヤ聞ゐば、迚も乘參りゐ日本船にては、大海歸帆相成間敷ゐ間、右船は留置日本渡海の商船にて可差送旨ヤゐに付、何卒帆柱楫等修復補いたし、私共船にて差歸り度のよし相賴みゐ處、罷歸り、翌廿八日右の通の事亦々參り、先年奥州仙臺のもの十三人乘組、漂着來りゐ節に書留のよしにて、私共へ見せ、其節は船具迄不殘留置ゐ得ども、此節は船斗、船具の分は不殘可爲持返旨ヤ聞ゐ故、所詮私共船にても差返しヤ間敷と存ゐて、其趣承引仕ゐ處、二三日過、私共船引渡ゐ樣、通事を以陣氏陸氏より越ゐに付、通詞同道にて、船頭長兵衞船場へ罷越、陣氏陸氏へ船引渡し罷歸りヤゐ、然る處同十二月十三日、右船の代物として、唐錢四貫文通事より相渡ゐに付、船頭長兵衞に爲請取ヤゐ、前書の通り、段大爺より彼是世話に預りゐ間、禮をもヤ迚、音物等可差送と心付ゐ間、通事へ案内致し呉ゐ樣相賴みゐへば、承知致しゐに付、私ども麻上下着用仕、通事同道にて段大爺役所へ參り、私ども所持仕ゐ荷物の内、芭蕉布十卷、燒酒壹壺、紅花一斗差送り、段々世話に相成ゐ禮、通事を以ヤ達しゐ處、段大爺罷出、叮嚀に挨拶有之、罷歸り、夫より周一鳳とヤ官人のよし、役所へ罷越（此周一鳳とヤ官

人の義、唐人へ相尋ゐ處、武官遊擊の職にて御座ゐよしヤ之ゐ）滯留中世話に相成ゐ禮ヤ迚ゐ處、段大爺差圖の由、通事ヤ聞ゐに付、同道いたし罷越ゐ處、官人對面有之ゐ上、宿へ歸りヤゐ、同十九日格別重立の人と相見へ、季大人とヤ官人とヤ官人の義、唐人共へ相尋ゐ處、海邊相守りゐ惣兵官とヤ、正三品の武官にて、常體の事には下役にヤ付、相糺ヤゐ得共、日本人漂流は格別の事にて、奏聞にも相成事故、入念自身罷出ゐて見分いたしゐ事也と、相聞ゐよし唐人どもヤ之ゐ）此節も又々私共荷物を迚々見分有之、金銀等有之ゐはゞ、差遣ゐ樣通事を以相尋ゐ得ども、處持不致旨相答ゐ處、無程罷歸りヤゐ、同日段大爺より食物品々差送り、前に私共より差遣しゐ音物は、殘らず差返しヤゐ、是迄深切に世話致し呉ゐ官人えも、爲謝禮私共荷物の内、少々づゝ、追々相送りゐ處、其砌は請用致しゐ得ども、いづれも追ては差返しヤゐ、是迄深切に世話いたし呉ゐに付、差遣しゐ品を、みな右の如くに相返しゐは、如何之譯にてゐ哉、其段は承り不ヤゐ、然る處同廿一日、段大爺より通事を以ヤ越ゐは、私共義一兩日中乍浦とヤ處へ可送遣、乘船二艘用意いたしゐ間、今日は日柄も宜ゐに付、荷物積初いたしゐ樣ヤ聞ゐゆへ、荷拵仕り、唐人ども手傳、其日より船積仕りゐ、同廿四日私共宿へ、段大爺通事召連參り、暇乞の挨拶有之罷歸りゐ處、私共不殘乘船いたしゐ樣、通事ヤ之ゐ、右同日二艘乘別、一艘に喜三左衞門同下人諸左衞門遂左衞門、船頭長兵衞、

水主與平次治左衛門甚平休次都合八人幷通事劉則木、外に役人體之唐人一人乘組、外一艘には、仲左衛門同下人彌吉權右衛門、水主嘉左衛門彦左衛門與一左衛門茂右衛門喜平次、琉球にて雇入れ水主登世村島森都合十人、外に役人體之唐人一人乘組れ處、舟中用意として、魚野菜米蠟燭等、段大爺より差送、同夜定海縣の湊を出船いたし、順風にて帆を揚て、凡三十里程と覺走りて汐繋いたし、同廿五日廿六日ともに天氣よく、同廿七日湊え着船仕れ得ば、此所乍浦と申處のよし通事ゟ聞れ、(此乍浦之義、唐人共に相尋れ處、浙江省嘉與府平湖縣の掛りにて、則日本幷奥湊渡海の舟仕出れ湊にて御座れよしゟ之れ)翌廿八日、私共不殘上陸いたし れ樣、通事ゟし、餘程有福成體の人家へ連行れ處、家主のよし謝永泰と申唐人面談いたし れ、(此謝永泰之義、唐人へ相尋れ處、日本通商范氏十二家之間屋にて、唐國にて船を仕出しれ節、諸荷物積入方、幷日本より唐船歸着之上、代り物取引いたしれゆへ、此度の漂流人も、官所よりゟ付、謝永泰引受爲致、宿れ事之由唐人共ゟれ、)懇之樣子に挨拶有之れて、荷物等も殘らず其處へ取揚、日本へ差送りれ迄、右之處へ逗留爲致れよし、通事ゟ聞れ、日々食事其外共に、叮嚀に致し差置ゟれ、此漂流人とも、日用諸賄之義、平湖縣より日本通商の范氏十二家荷主共へゟ付れ間乍浦滯留之内は、諸賄とも荷主共差出れ由、唐人どもゟ之れ、此所より日本通商之船、仕出れ處のよし承りゟれ、然る處、當正月元日の爲祝義、乍浦の諸官人中へ可罷出樣、通事ゟ聞れ處、不快に罷在れ仲左衛門は罷出れ義不相成れに付、喜三左衛門一人下人幷水主共之內三人召連、通事案內にて、役所體八ヶ所連れ參りれ、(此役所體八ヶ所之義、唐人共相尋れ處、乍浦役之文官武官役所にて御座れよしゟ之れ、)其節右通事手札を認め持參仕れに付、右書面見請れ處、『通事劉則木幣同日本難番人池山喜三叩首』と認め有之、八ヶ所とも右同樣之手札致持參れへば、官人體之者、逢れて叮嚀に禮請れも有之、逢不ゟ處は、通事に手札を取次體之唐人へ相渡し罷歸りゟれ、同月三日私ども宿へ、乍浦の府大爺とゟ官人見へ、(此府大爺とゟ義、唐人どもに相尋れ處、平湖縣之知縣堂釣とゟ官人にて御座れ處、乍浦は平湖縣之支配之事ゆへ、漂流人見屆として、謝永泰宅へ罷越れ義と相聞へれよし、且亦左浦にて停敬致しれ樣は、知縣同樣大爺と稱しれ之由、唐人どもゟれ、)私ども水主へも不殘面談致し、來月初旬本國へ可遂歸旨、通事を以懇に挨拶有之れ間、私共一統安堵仕りれ、且又仲左衛門下人權左衛門、正月十日頃より泄瀉之症相煩れに付、所々醫師兩人相賴、服藥等爲致れて、人參迄相用れ得ども、養生不相叶、同十三日病死仕れに付、葬の義、通事を以宿へ相賴れ處、棺幷人夫等迄、手當致し呉れに付、私共下人水主等都合六人、爲見屆差遣れ處、唐人どもも四五人にて荷ひ、近邊の野原へ葬り、尤前書源四郎葬の節の通り、段々世話に相成れゆへ、人參代幷棺人夫等之儀差出度旨通事を以ゟ入れ得ども、其義には不及旨ゟ之れ、尤吊ひ等の樣子は無之よし、下人水主共罷歸

や聞ゐ、病中も深切に世話いたし呉やゐ、同二月朔日、私共へ日本出立綸子綿入縮緬わた入はおり、唐仕立の細袴一ッ宛、脊足袋等も相添へ、弁下人水主共へも、日本仕立之紬わた入、同はをり一ッ宛、是亦脊足袋相添、通事を以謝永泰より銘々へ相渡し、櫂左衛門義は病死いたしゐ得ども、乗て用意致し置ゐよしにて相渡ゐに付、仲左衛門請取やゐ、右公局范局の主人より差送りゐ趣に、書付見せゐに付、公局范局の主人とや義承りゐ處、日本通商之荷主のよし通事や聞ゐ、（此公局范局とや義を、唐人へ相尋ゐ處、公局は日本通商十二家之荷主、范局は范氏の荷主にて御座ゐよしやと之ゐ）右品々之受用仕りゐ、且亦右荷主之内のよしにて、蘇州とや處より沉雲臍とや唐人、先達て乍浦へ罷越居、私共一同出船迄之義、懇々諸事世話いたし呉やゐ、（此蘇州沉雲臍とやもの、乍浦へ罷越ゐ譯、唐人共へ相尋ゐ處、右沉雲臍は、十二家の荷主の内にて御座ゐ由、漂流人どもへ日本へ駈送之義、平湖縣より十二家范氏兩荷主共へやと付ゐ爲、乍浦出船歸國致させゐよしにて、同四日暇乞、年罷越ゐよし、唐人どもやと之ゐ、）私どもへ近々乍浦へ相廻りゐ所々へ又々相廻りやゐ樣、通事や聞ゐに付、同道致し相廻りゐ處、左官府とや武官府の役所之よし、此處にては茶煙草を出しゐに付、（此左官府之義、唐人共へ相尋ゐ處、乍浦地役之武官の役所にて、御座ゐよしやと之ゐ、）暫く罷在ゐ内、勝手口と相見へゐ所より、女中三人美服を着し、附添之女大勢召連れ罷出、一人は四十歳餘一人は十五六歳の年頃にて、私ども

見物の爲罷出ゐ趣と相見へ、餘程重立ゐ樣子に御座ゐ、尙亦砂糖湯など出させて、暫く留置相歸りやゐ、同五日宿謝永泰宅書院と相見へゐ處へ、私どもを相招、唐人共を寄、種々藝を盡しゐ、此藝は如何樣の義仕ゐ哉と、唐人共へ相尋ゐ處、唐國にて格別饗應之節之踊を相催ゐ義も有之ゐよし、右藝者漂流人馳走の爲め、蘇州よりわざ〳〵相雇、爲踊見せやゐよしに御座ゐ、其砌藝の儀は、「天宮賜福」と外題を仕組、夫より三國志水滸傳等之内にて、色々取交ゐ狂言を仕ゐよし、唐人どもや之ゐ夜に入叮嚀成料理を出し、水主共へも振舞、右相濟ゐて又々藝を始め、夜半頃まで饗應仕ゐ、右藝は日本の芝居狂言、又は踊りなどのやうに相見へゐ得共、譯は一向相知れ不やゐ、同九日通事や聞ゐは、日本渡海の舟二艘有之、船主游撲庵蔣培芝とやも の罷越ゐゆへ、右舟より可送歸ゐ間二艘に乗組ゐ樣や聞ゐに付、同日游撲庵舟に、喜三左衛門下人諸左衛門、船頭長兵衛、水主與平次甚平次左衛門休八右八人乗組、蔣培芝船は仲右衛門同下人彌吉、水主茂右衛門喜平次彦左衛門、外に琉球の雇水主登世村島森都合九人乗組、先達て預ケ置ゐ武器類其外荷物殘らず、右二艘へ積入やゐ、定海縣禹王宮に罷在ゐ内も、乍浦へ參りゐ後も、段々叮嚀之撫育に預り、右乗船の節は、乍浦諸役人より、爲餞別品々差送り、長崎着船の上御改請ゐ通りに御座ゐ、私共乗組やゐ唐船二艘とも、當二月朔日乍浦出船仕ゐ處、喜三左衛門が乗りゐ游撲庵船は、汐槩の外いづ方へも舟寄不やゐ、同廿四

日長崎表へ着船仕、仲右衛門乗りゐ蒋培芝船は、乗後れ風順あしく、同廿三日薩州久志浦に沙繋いたし、翌廿四日風直り同所乗出しゐ處、同廿五日又々風向ひ、肥後國天草郡富岡沖へ碇をおろし相繋ゐ處、其所より番船相附られ、當月三日順風に相成ゐ間、警固舟差添、引舟を以右繋り場を引立ゐ處、猶又風あしく、肥後國花島村の沖へ碇をおろし、同所に去る八日迄滞船仕ゐ處、風直りゐに付、同日引舟を以取挽送り、同九日長崎へ着舟仕ゐ、

一、右の通り申上ゐ處、唐國逗留中、切支丹禁制の義無之哉、萬一右體の禁有之ゐはゞ、不包有體に可申上旨、再應御吟味御座ゐ、

此段私共、唐國滞留中、何方にても切支丹宗門禁に逢ゐ義決て無御座ゐ、右體の樣子等承りゐ義は勿論、心付ゐ義も無御座ゐ、若隠置重て右體の義相顯ゐはゞ、如何樣の御咎にも可被仰付ゐ、

一、私共所持の武器類、唐國漂着の上、唐人共へ預置ゐへども、取戻し、此節持歸ゐ外、彼の地へ殘ゐ置ゐ義は無之哉、金銀所持不致ゐ哉、且唐國逗留中、商賣ヶ間敷義は不仕ゐ哉、委細可申上ゐ旨御吟味御座ゐ、

此段、私共琉球國の内、沖永良部島在番交代仕りゐ節、舟へ積乘ゐ武器類、唐國漂着の上、國法のよしや聞ゐに付、唐人共へ預ヶ置ゐへども、不殘取戻し、此度持歸りゐ間、外彼地へ殘置ゐ品曾て無御座ゐ、下人共は勿論、水主の内所持の腰物に至る迄、持歸り、此度御改請ゐ通り、毛頭相違無御座ゐ、金銀の義も素より一向所持不仕ゐ、沖永良部島より持越ゐ銭の義も、於唐國舟山飯料並引舟等賃銭に相拂ゐ義、是亦持歸御改請ゐ通り相違無御座ゐ、滞留中商賣ヶ間敷義決て不仕ゐ、右の通り少も相違不申上ゐ以上、

安永三甲午年三月十五日

松平薩摩守領分	同小久志浦	水主	禪宗	次左衛門
				午二十六歳
右同斷	同國久志浦	水主	同宗	嘉左衛門
				午二十八歳
右同斷	同所	水主	眞言宗	彦左衛門
				午二十二歳
右同斷	同國坊泊	水主	淨土宗	與一左衛門
				午二十六歳
右同斷	同所	水主	禪宗	休次
				午十九歳
右同斷	同所	水主	淨土宗	茂右衛門
				午五十七歳
右同斷	同國秋目	水主	禪宗	喜平次
				午五十三歳
右同斷	琉球國之内沖永良部島	水主		登世村
				午十六歳
右同斷	同所	水主		島森
				午三十歳
右同斷	同國加世田小松原	水主	禪宗	甚平
				午二十六歳
右同斷	同所	水主	眞言宗	彦左衛門
				午二十二歳
右同斷	同所	水主	禪宗	休次
				午十九歳
右同斷	同國秋目	水主	禪宗	喜平次
				午五十三歳
右同斷	同所	水主		島森
				午三十歳

中原仲左衛門
池上喜三左衛門

安永三年午二月廿四日入船仕ゐ、

薩州人唐國漂流記　終

神昌丸魯國漂流始末

幸太夫磯吉取糺の事

漂民御覧之記

雑錄

＊　＊　＊　＊　＊　＊

勢州白子村彦兵衛手船神昌丸船頭幸太夫幷、水主磯吉事、十二ヶ年以前魯西亞國え漂流、此度彼國より送り來ル趣取糺ル一件、

右南人共伊勢龜山領之内南若松村出生之者にて、天明二寅年十二月同國白子村彦兵衛手船神昌丸とヤ船え、紀州御廻米を積入、佐次郎とヤ者上乘にて人數都合十七人乘組仕、同月十三日同所より出帆仕ル所、駿河國沖にて西風にて下りル處、同夜半之頃、俄に北風起り、西風とせり合、楫折れ、翌朝荷物を取捨柱を切折ル間、沖之方え爲吹流、翌卯年七月迄八ヶ月の間海上に漂ひ罷在ル内、船に積ル俵其外取捨、呑水にも盡ルに付、櫓の上へ棧を打、穴を明け、下へ請物を置雨を待ル處、折能雨降りルに付、水には飢へ不ヤ、其内七月十五日夜、乘組之内儀八とヤ

もの相果、同月廿日朝小市と申者四方を見ℓ處、山の樣なるものを見かけℓ得共、もや靄りℓに付、皆々呼出し見せℓ内、もやも晴、山あざやかに見へ申ℓに付、俵をほごして小き帆を拵細二三房を椢にいたし、一向に草木も無之島にてℓ得ざも、通舟をおろし、新少々米二俵幷衣類其外を積、皆々乘て岸へ上り、山の方を心がけ參りℓ得ば、蝦夷人同樣之者二三十人連にて山の腰をつたひ來ℓて、右之内五六人私共側へ參りℓ間、漂流の始末申ℓ得共、一向言語通じ不申ℓ故、袖を引仕方にて敎へℓ處、譯りℓ哉皆々評議仕ℓ樣子にて、手をもつてゆびさし致ℓ間、彼もの共敎へℓ樣に參りℓへば、家居も可有之と存ℓ得共、誰參り可申と云ものも無之、彼是相談之上、小市利兵衞庄藏磯吉外に一人五人之もの參り見可申と、彼者共の後につゞき、日本之道法にて半里程參りℓ處、山の上之方に赤き衣類を着し、鐵砲を持ℓもの立居、五人之者を見ℓて其儘空筒を打、直に側へ參り雙方より色々はなし致ℓ得共、一向に言語通じ不申ℓ故、夫より敎へℓて先へ走山を下りℓに付、後に付北之方海邊え參りℓ得共、家居は相見へ不申、土を覆ひℓ穴藏之樣成所へ、穴の口より内へ入りℓ處、彼是日もたけ空腹に成ℓ間、仕方にて食を乞申ℓ得ば、魚を煮ℓて何やら白き物をあたへℓに付、食申ℓ、夫より小市磯吉を殘置、三人を召連、赤き衣類着たるもの二人付添、道を急ぎ山の方へ參りℓ處、初め參りℓ道にて無之、其上鐵砲鑓抔持ℓ故、扨は何れにも殺に連行と存居

ℓ處、迚も殺されℓはゞ一所に死可申存、磯吉も後より追懸參りℓ處、兩人後より參り引戻小屋の内へ入ℓに付、無是非小屋之内へ止りℓ下唇に角の樣成もの有之、面體の横に青筋有之ℓ女と思しきもの二三十人參りℓ間、大きに驚き、命をも取り可申哉と存居ℓ内、一二人つゞ歸りℓ間、安堵いたし臥申ℓ、夜明ケℓ得ば、船に殘し置ℓ衣類其外、蝦夷人同樣之者共持來呉ℓ、扨船に殘し置ℓもの病人等有之ℓ間、夜ぐ等持運、右の岩穴え臥せ置ℓ、船は碇の綱を摺切り、底は岩にて放れℓ故、上道具斗陸へ上げ置、彼岩穴に二夜泊り、翌日病人二人を蝦夷人之樣成ものに負せ、赤衣類着たる者の小屋へつれ參り申ℓ、右赤き衣類を着たるものは、魯西亞國の王へ運上を上げ、右之島々アミシイツカえ、「ラッコ」の皮其外皮類を取り、あきなひ致しℓ者共にて、手代りを召連所々島々へ渡り渡世致ℓ由に御座ℓ、夫より私共仲間大勢故、右小屋之内殊の外せまくℓ間、皮類を入置ℓ歲と覺しき處へ臥り申ℓ、赤衣類を着せし人、色々問ℓ得共、言語相譯り不申、三十日程過ℓて、仕方にて三ケ月を畫き、下へ九を二十四書ℓて見せℓ得ば、打寄色々評議仕ℓへ共相譯り兼ℓ書ℓて見せℓ得ば、打寄色々評議仕ℓへ共相譯り兼ℓ同年八月九日朝、煩居ℓ磯吉親三五郎病死、同廿日次郎兵衞病死、同十月十六日朝六つ時安五郎病死、同廿三日朝上乘作五郎病死、同十二月十七日曉七つ時清七病死、同晦日長次郎病死、天明四辰年九月晦日朝五つ時藤助病死、彼是此島に半年程罷在ℓ内、七八人病死致ℓ、尤言語

相譯り不ㇾ、物を取りて見せいては「エトッチャア」とㇾ得ば、向にても答いに付、夫より一ッ二ッ宛言語覺ㇾ、扨天明七未年七月十八日アミシイッカを出船いたし、海上千四百里（但し五百間一里日本之道法にては八丁餘にいㇾ得ば十七八里も可有之）同八月廿三日カムシャアツカへ着船、此所には蝦夷人同樣之者住居仕いㇾ、魯西亞國の地續にて、日本にて代官と覺しきもの住居仕いㇾ、夫々役人等も有之町人等も住居之由、當所に九ケ月逗留致いへば、最前の島より同道にて來る商人より、代官と覺しきものへ引渡いに付、幸太夫は右代官の宅に殘り、八人は外へ旅宿ㇾ付、役人壹人醫師一人足輕體の者二人付置、給物代官より相渡いㇾ、はじめの程は麥の粉の樣成ものを給させ、後は牛肉牛の乳抔送りいㇾ得共、給付ケ不ㇾ故相返いㇾ間、干肴等を給させㇾ、然る處折節當所飢饉にて、餓死いものㇾ有之仕合故、食物等も代官方にて手支いㇾ哉、一日に八人え牛肉五寸四方米一合つゝ、相渡いㇾに付、一向給足り不ㇾ、最氣分は平生體にいㇾ得共、足はこび兼、漸々歩行いたし難儀仕いㇾ處、旅宿之亭主ㇾいは、櫻の木の皮をむき、上の黒き皮を去り、甘皮を給いㇾ樣にㇾいㇾ間、右之通り仕給ㇾいㇾ得ば、川も明き魚も澤山にとれいㇾ間、夫迄如何樣にも給つゝきいㇾ樣ㇾ聞いㇾ、然處天明八申年四月五日朝、同船致いㇾ與惣松病死、同月十一日明七時勘十郎病死、同年五月六日藤藏病死仕いㇾ處、漸々右飢をしのぎ能在いㇾ、扨五月に成いㇾ得ば、川も明きいㇾ由にて、鮭より大き成身の色赤き魚

「チエッチャ」とㇾ魚澤山取いㇾ間、此肴にて給續ㇾいㇾ、夫より足輕樣之者二人差添、下代官カツヒタンとㇾ人妻を連來、同道にて同六月十五日川船に乘、此所より三百七十里程有之いㇾチキリと言所へ着致いㇾ、右代官より幸太夫え銀三十枚、レッとㇾ處之人一人ベンカレッとㇾ處之人一人、衣類着たる人に助られ、幸太夫カムシッカと云所へ着仕いㇾに付逗留仕、夫より陸地を來り同時に着仕いㇾ、一、幸太夫は、同年八月朔日チキリを出帆仕、同百里程、日數三十日目に着致いㇾ處、船中大勢故、外のものへ銀二十五枚づゝ貰ㇾいㇾ、ホルトカ茶碗にて斗り給、食物には「チユレムシャ」とㇾ草の根を鹽漬にいたし給ㇾいㇾ、殊外難義仕いㇾ間、色々相談仕いㇾ內、俄に順風相成、陸地え着船仕いㇾ是等も先達て近き島にて彼船の由にて、赤き十二日逗留仕いㇾ內、國王え荷物等差上いㇾ旨、役人ㇾ聞、直に九月十二日役人同道にて、此所を出立致いㇾ、扨此所よりヤコウツカまでは宿も無之故、三日程食物並水盡いㇾ間、一日に一度宛、水を致、夜中は木綿にて蚊屋の樣成ものを釣、野宿いたし、漸々半分道も參りいㇾ哉と存いㇾ處、雪降りいㇾに付、木の枝を折其上に皮を敷臥ㇾいㇾ、馬に乘り行いㇾにも手足こゞへいㇾ間、折々馬より下り歩行仕いㇾ、同九月十一日ヤコウツカとㇾ所へ着仕いㇾ、此所は北東の角みにて、六七八月の頃

は晝夜分り不ㇾ、日輪入ㇾても日本にて曇りㇾ日より明るく御座ㇾ、當所より北海迄凡二千四百五十里程も有之由、最海上夏冬の差別なく氷りはり、人家もヤコウツカより五百里程の間は所々に有之、夫より先は海邊に住居仕ㇾ者無之よし、右海邊に獸の牙有之、象牙より白き角に有之ㇾ、夏の內ひろいとりㇾて賣ㇾㇾ由、且つ諸國より買に參ㇾ由承りㇾㇾ、此ヤコウツカに罷在ㇾ內、幸太夫は銀三十五枚、磯吉は銅錢二貫九百文代官よりもらいㇾㇾ、扨足輕體のもの差添、同年十二月十三日ヤコウツカを出立ㇾ節、大き成そりの上え、箱番屋の樣成ものを作り上せ、或は馬に乘替拔いたし、日本の年號寬政元酉年二月七日、イリコウツカと云所へ着仕ㇾ、最ヤコウツカより此所迄道法り凡二千四百七八十里も有之由、此所に落着いたし、國王の都へテルホルと云所迄、我々日本へ歸國の願差出ㇾㇾ、其內カムシャツカよりヲヽツカ料として相渡しㇾㇾ、然る所右國王の都より返事には、日本へ歸國不致、此國に罷在ㇾはゞ、相應の役人に取立可ㇾ旨ㇾ來ㇾ間、暫く逗留の內、代官より錢十文づゝ、日々飯迄同道致ㇾ下代官、此所え着致し、所々へ呼れ咄抔致、或は所々見物致罷在ㇾ內、又々歸國の願書差出ㇾㇾ、其內カムシャツカよりヲヽツカ相成、彼是歸國の相談等致呉ㇾ內、右體の人々二三人も出來、一日參り不ㇾㇾ得ば、呼に參りㇾ程に相成、日々都の沙汰を相待居ㇾ處、二度目の返事には、此國に住居いたし商ひ致ㇾ樣、

金子は國王より給し被下、年貢等も取りㇾ間敷由ㇾ來ㇾ、右書狀參りㇾてのちは、十文づゝの錢も呉れ不ㇾㇾに付、知るもの、方へ參り、食物等貰給ㇾㇾ、扨キリロと云人は、至て仁心の者にて、彼是心を付、朝夕の食事等旅宿へ送りㇾ程にいたし呉ㇾ、又ㇾ三度目願書差いだしㇾ得共翌々亥年正月迄相待ㇾ得共、一向沙汰も無之ㇾに付、右キリロㇾ聞ㇾは、兎角重役人共、國王へ不ㇾ上ㇾ樣に相聞へ、ら ち明き不ㇾㇾ間、同道致へテルホルへ罷登り、相願ひ可ㇾㇾ間支度致ㇾ樣ㇾ聞ㇾ內、乘組のもの九右衞門と言もの、同月十三日病死致ㇾ、夫より支度調ひㇾに付、同十五日幸太夫磯吉外にキリロ幷アタムレ一人ㇾ、最着替等に至迄持參仕、大き成箱番所の樣成ものを拵へ、そりを付、臥ㇾも右の內に臥し、歩行の時は馬に乘りㇾ、最乘組の內相殘り居ㇾもの五人の內一人足輕體のもの一人同道いたし都へ參りㇾ相成ㇾ、幸太夫磯吉は、國王の都へテルホルえ着仕、國王の花石持とㇾへ參りㇾに付國王より馬は出ㇾ、食物其外皆キリロ物入に御座ㇾ、尤キリロの儀は、大金持の由、彼國一二之大百姓之由に御座ㇾ、晝夜道を急ぎ、イリカウツカよりヘテルホル迄、道法り五千八百廿三里、モクスワとㇾ所に一日逗留、道中日數三十五日相懸り、同年二月廿七日國王之都ヘテルホルへ着仕ㇾ、宿々より馬差出し、道にて附替引せㇾㇾ、道難所はそり一ッニ馬八九疋位、道能所は馬も減じ引せㇾㇾに付、一晝夜五六十里參りㇾ、ヘテルホルえ着致可ㇾ三日目前、キリロ病

氣にて以の外の大病に相成、三ケ月程臥ゐ間、看病傍歸國之願ひも打捨置ヤゐ、

一、乘組之内利藏と申者、イリカウツカに殘し置ゐ處、大病相煩ヲロシヤの宗旨に成、同年五月本腹致し、國王の藥種積ゐ船と一所にヘテルホルへ參りヤゐ、

一、同年十二月九日、國王へ被呼出、役人を以、日本へ歸國之願ひ相叶ひゐ間、歸國可致旨ヤ渡有之、且役人宅へ被呼ゐに付參りゐ處、國王より金の玉の樣成物に拵ゐ香箱の如きものと、烟草入一ツ貰ヤゐ、同漂流人取扱ゐ役人宅へ參りゐ處、金の丸金にて表之方に當時之國王之姿、裏之方に元祖國王之形彫附有之ゐ根付時斗一ツ貰ヤゐ、尤時斗も烟草入も至て能細工にて、ヲロシヤ國產物に致ゐよし、スウエツアイと申所より渡りゐよし、王而金（校曰、勳章なり）は國王之印成由、此品至て重寶成るもの、町人抔は益に相成ゐ旨、手柄致しゐもの貰ひゐ事之由にて、當時町人之内にも、二三人ならでは持ゐもの無之由に御座ゐ、右之品を首に懸往來仕ゐ得ば、何方へ參りゐても、麁末に致不ヤゐ、

一、ヘテルホル之都は、日本之道法凡二里四方も可有之ゐ、武士屋敷町家家居に至迄、皆四階五階に作り、家之内磨石にて、或は珍敷木を以石疊之樣に作り、内に大き成腰置け有之、紅革羅紗類を張り、又往來之内は、水道之由にて、十間程づゝ、川所々に懸り、堀之兩岸磨之石垣にて、高サ三尺位之手摺を付、唐草の彫物至て細工宜敷、石垣の石は色々の石を以見事に築立、

二十間に水吸口を付、都合宜敷場所へ橋を懸け、尤橋杭は無之、兩方より石にて懸け出し、中にて繼ゐて、要害之爲中を一枚指上げゐ樣にいたし置ゐ、大川は船橋にて、長サ百二間程有之、是は國王之居所に付ゐ方は石垣見事に築立、諸國之廻船之分は、大船殘らず海手に懸り、中船までは乘込ゐ由、道筋は中をひきく作、下水を中に流し、二十間に一ツ宛千鳥懸けに燈籠を燈し、尤硝子細工にて、夜分往來之者提灯持ゐものは無之ゐ、

一、幸太夫に金錢二百五十枚、小市磯吉へ五十枚づゝ、外に兩人へ銀の丸金之樣成物一枚づゝ、道中乘ゐ「キビツカ」と申輿之樣成もの二ツ、幷路次之爲傳馬四疋貰ヤゐ、右旅銀乘物は、何もキリロに相願世話致もらいヤゐ、尤金子之儀は彼國の金にても無之、カランツカヤの金にて、小き丸金にてゐ得共、位宜く、直段も能、一枚に付錢三百廿五文づゝ、通用に相成ヤゐ、

ヘテルホルに九ケ月逗留什罷在ゐ內、小遣に差支懇意のものに借用致、追て返しヤゐ、

一、五月朔日より八月晦日まで、國王之夏之都と唱へゐ所はヘテルホルより廿五里程も放れツハロスユセロと申所御座ゐ、是へ移り、夏中住居仕罷在ゐ、

一、ヘテルホルに逗留中、所々重役人、或は大町人其外諸國より集りゐ諸役人方へ被呼、日々馳走に相なり、食事抔も旅宿にて致ゐ事無之、重役人度々城中へ同道致て見物仕ゐ、國王へも心易く度々參り噺等仕ゐ、國王之子息其外女達迄、日本人珍敷ゐ故、側近く被呼、噺致ゐ事有

之ゐ、

一、亥霜月廿六日ヘテルホルを出立、キリロ新藏同道にてモスクワに日數十四日逗留仕、子正月三日イリカウツカへ着仕ゐ、尤ヘテルホルを出立前、重役人え被呼、當五月頃にも出帆いたしゐ樣にと、國王より被ヤ渡ゐ由ヤ聞ゐ、其外出立前、所々より酒食珍敷肴等貰馳走に相成、彼是手間取り、同年五月廿日キリロアタム通詞同道にて出立仕、同六月十九日ヤカウツカへ着仕ゐ、同七月二日同所出立、八月三日オホツカへ着、アタム幷大船頭等、彼國之もの三十九人幷幸太夫小市磯吉都合四十二人乘組致し、九月十三日同所出帆、同年十月十七日東蝦夷地子モロとヤ所へ着仕ゐ、●時分は日本之九月三日に相當りヤゐ、天明四辰年より日本之曆無之ゐに付、魯西亞國之月日相用ヤゐ、

一、小市儀、寛政五丑年本蝦夷地キイタニツとヤ所之内、子モロとヤ所にて病死仕ゐ、

一、都てヘテルホル邊り米抔も出來ゐ得共、多くは雜石のみにて米は少く御座ゐ、然共諸國より萬物夥敷渡ゐに付、何不自由も無之、惣て魯西亞國は獸類多御座ゐ間、諸國え諸獸の皮類を相渡、金山銀山等も有之、都近邊は屋根を瓦の替りに鐵の延葺にて、彼國通用金ともは、紅毛より相渡ヤゐ、人の頭の如き錢の如く、魯西亞國王之似顏を彫付ヤゐ、國王之都ヘテルホル家數二萬軒も有之ゐ、イリカウツカとヤ所ヤカウツカハ家數二千軒も有之、

ヲホツカ、カムシヤアツカも凡家數三百軒程も有之、皆都より役人等參り、土地之者を支配仕ゐ、

一、魯西亞國は藥種類少く、澤山成もの獸の類に御座ゐ、萬端牛馬にて運送仕ゐ、喰物は大豆麥蕎麥小麥粉餅之類、牛肉猪鹿肉魚類のみ食物に仕ゐ、且都の南に當りヲキロシヤとヤ所有之、暖氣にて米わた類其外實のり能ゐ、然共彼國南之所にても五十度以上と國繪圖に相見えゐ間、先つよき產物は拂底に御座ゐ、

一、魯西亞國之內にても、言語別段の國五十ケ所餘有之、ヤコウツカより東をシビリヤとヤ、蝦夷同樣之者山奧に住居ヤゐ、髮毛眼中黑く御座ゐ、然共都鄙之ものにても、蝦夷人と違、家居も宜、國々え相詰ゐて數年共土地を支配致能在ゐ、牛馬犬抔多飼置、荷物持運之辨理に致ゐ、右之もの幷旅人往來等も、車又はそりに乘馬に爲引ヤゐ、かちにて往來致ゐものは少く相見へヤゐ、

一、魯西亞國至て寒國にて、秋の末より海氷り張ゐに付、ヘテルホル邊之商船は、格別國々に且住居、壁は多分牛のふんを水にて晒し塗りヤゐ、先立犬とヤ獸は、一疋金五兩程にて賣買仕ゐ、或は下唇へ穴をあけ、鳥の羽根を以牙の樣に唇之下え出ヤゐ、アメリカ邊のものは耳又は鼻へ金を通し、西亞國之風俗に相成居ゐ得ごも、唇之下に穴をば只今も明たるまゝにて有之ゐ、

ても出船之分は、九月十五日を限り出船仕ゐ其後出船之儀皆々停止にて、四五月迄は氷流れ危く、六七月頃より出船有之ゐ、

一、インケレス是はヲメッなり、トレッコへ是ハクロホウなり、キリメイスコエ是は中華之事なり、

右之國々幷其外餘國よりも、魯西亞え出張有之、右國々より役人罷越居ゃゐ、宗旨之義は國々に寺有之、何事によらず善惡とも罪次第により、ヲロシャにては相構はず、其國々の取扱に仕ゐ由、尤ヲロシャよりも、右國々え役人其外も參り居ゃゐ、又魯西亞國には捨子役所とゃヘテルホルの都に有之、夜中右之役所之門をたゝきゐ得ば、切扱之窓内より箱を出しゐに付、右之箱へ子供を入ゐ得ば、直に内へ入、右之箱へ錢五百文入て出ゃゐ故、右錢をとり相歸ゃゐ、翌朝役所之門へ張札致、昨夜何時何歳位之子供捨ゐに付、何番目部屋え入置ゐ間、勝手次第門内え入捨子見屆ケ可ゃゐ書付張札致ゃゐ、都て魯西亞國にて、重科之者にても死罪には不致、耳鼻を切り、金堀に仕、島々え遣ゃゐ、尤入牢仕ゐ得ば、食物を遣不ゃ、日々銅錢一文づゝ、相渡兩足へ鐵の鎖りを付、足輕樣之もの鐵砲を持跡に付、乞食爲致、夜中斗牢の内へ差置、晝之内は右之通り致、人民之見せしめに致ゃゐ、尤罪極りゐ上は、牢内へ入、食物相渡、乞食は爲致不ゃゐ、

一、魯西亞國の人、本蝦夷之地キイタッフとゃ所之内ヲモロに罷在ゐ内、湯風呂有之、凡二間に三間程に土を持て塗堅め、室の如く仕、硝子の窓有之、内にて石を積、其上にて火を燒、扨火をけし燒石になりゐて水を懸けゐて、其内へ入ゐ日本のから風呂の如くに御座ゐ、

一、魯西亞國は、至て廣大にゐ得共、人數は少き趣に承りゃゐ、天下の城とゃは、日本之大名衆の屋敷程に御座ゐ、總て武備之儀は、不鍛錬之由、只鐵砲斗相用、具足等も無之、鑓長刀等も少しに御座ゐ、

一、魯西亞國、開てより當年迄、千七百九十三年に相成ゐ由に御座ゐ、

一、神昌丸乘組之十七人之内、十二人病死、殘り五人之内、庄藏新藏大病にてイリカウツカに相殘りゃゐ、新藏は兩足とも腐り、膝ぶしより切り取療治致全快仕ゐ、兩足を木にて作り繼足仕ゐ、

一、魯西亞より送り來ゐ人々名前左之通り、

一役人	アダム、イテ、ラックスマン	
一地島役	エユルイツノイチトコロコウ	
一地方役	イツンセリホイシタラヘチニコウ	
一次小船頭	セリホユキロイチムホイレソ	
一大船頭	クシレイ、ヒヨウトロイナ、ロウソチフ	
一通詞	日本の久助	
一小船頭	ヲシレイロノイチナウレウナ	
一海役	チエホンイロノイチサホシレ	

一商人　イツレキリロクイチホロモシノフ　　一同　ウラスニキラロイチハヒロウ
一代官忰　ワシレイワノノトチコロフ　　一大船頭忰　ヲレキセイワシレイイチロウソツ
一水先　シャハリン　　一鐵砲役　船方

都合三十八人
外に幸太夫磯吉也

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

漂民御覽之記

寛政五年癸丑九月十八日、吹上の御物見に於て、去ぬ天明二年壬寅十二月十三日、勢州白子を出船し、其夜駿州の沖にて俄に大風に吹放され、同三年卯七月廿日、魯西亜之屬島アミシツカといふ地へ漂着し、其よりカムサツカ、オホツカ、イルカウツカなどいふ地を經歴し、歐羅巴洲なる魯西亜國の都へ出、女帝に見へて許しを受、去年九月三日蝦夷の子ロモと云地まで彼國の船にて送り歸されたる、神昌丸の船頭大黒や幸太夫、同水主磯吉なる者を、上覽有之、○○○○○○○○○○○○○○御物見の正面に、御簾を懸、御透見ある樣に御座を設く、右の方の御入側には、松平越中守、加納遠江守、平岡美濃守、高井主膳正、列座れ、其前に張出しを構へ、御小納戸頭取龜井駿河守、小野河内守、多紀永壽院、桂川甫周列坐、是等は事の由を尋訪すべき旨を命せら

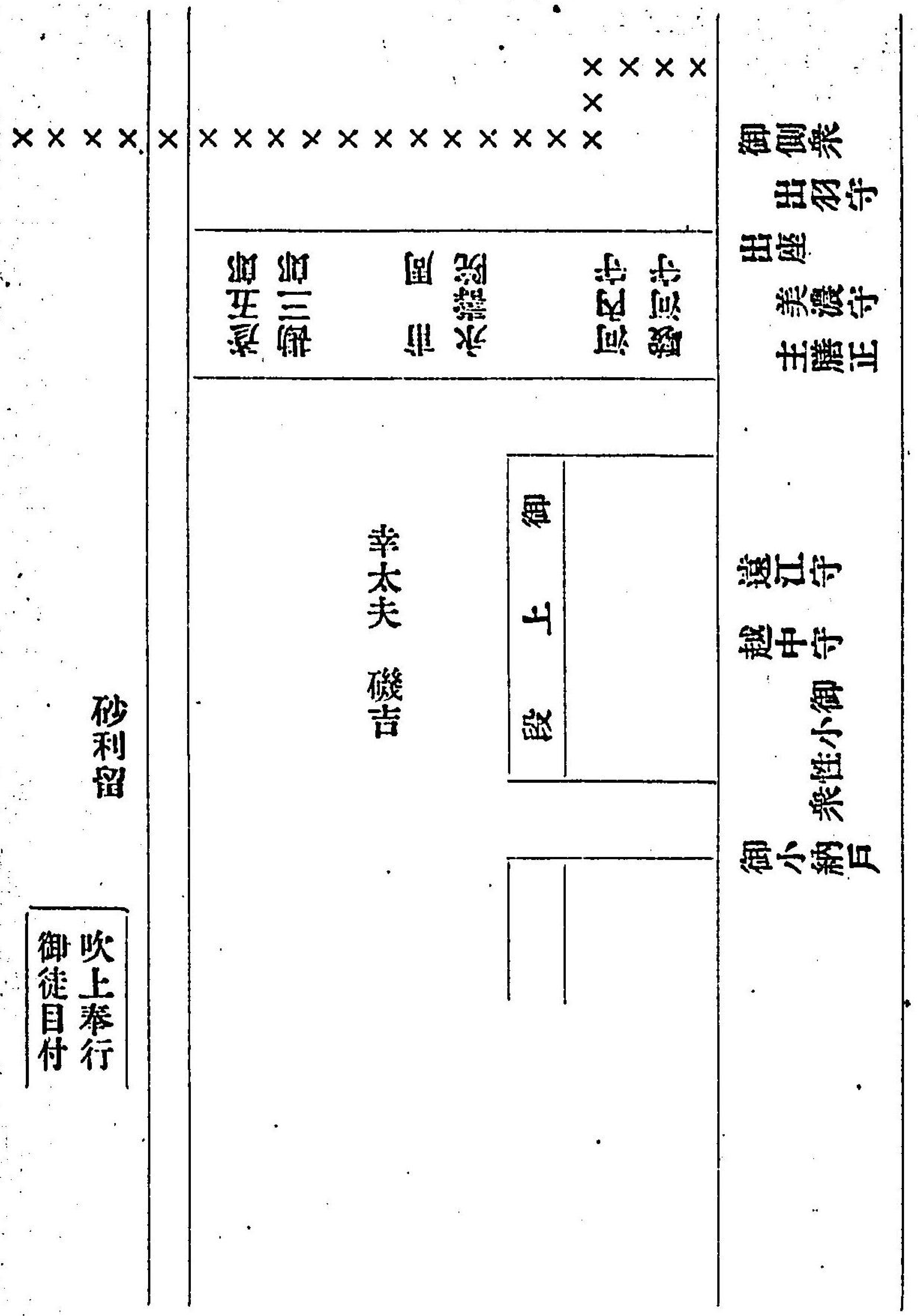

吹上御上覽所之圖

る、次に御目付中川勘三郎、矢部彦五郎、此兩人は今日の執事なり、御座の後は御小性、御左には御小納戸群居せり、御白砂に床几二脚を据る、是は彼二人の者の爲に設たるなり、扨午の初になん〳〵たる頃ほひ、幸太夫磯吉を召出さる、幸太夫は齡四十二、鬠をば三ッ組にて後にたれ、黒き絹にて卷、黒き氈笠を脇ばさみ、襟には黄金にて造りたる小き鏡の如き物をかけ、桃色の銀莫臥兒にて製したる筒袖の外套に、赤き玉の衣紐を施し、同じ織物の袴をはき、紺地の錦の緊身を着し、足は白き莫大小の上に、黒き百爾西亞革の深沓を履、魁藤の杖を突けり、磯吉は歳は二十八、同じさまに鬠を組、幸太夫が懸たる如き物の、銀にて作りたる物をかけ、笠を取て脇ばさみ、紺哆囉呢の外套に、銀の衣紐をつけ、緊身は猩々緋に黒き縁を懸たるを着し、黄黒間道の飛鵞絨の袴を着け、白めりやすの上に深沓をさす、是は幸太夫が沓とは少し違ひて、半より上は柿色の革にて繼たれと、製作は同じ様なり、諸共に笠を地に置、拜をなして床几に座したる體、更に此國の人とは見えず、紅毛人の形に髣髴たり、夫より彼二人に問を下すことに答る所的實にして、いさゝかも虚説なし、誠に千古の一大奇事なり、

遠問。其方ども最初に着船したる所は、何とゞ地にいや、

答。アミシッカとゞ島へ漂着仕い、此所に四年罷在い内、食事は魚の潮蒸、黒百合の根を水にて煮、研て白酒のごとくに致しい物をたべ居り、彼地の女は、腮に二本、鼻の穴に二本角有て、

面體並に手の甲に青き筋を入墨仕い、其角は、自然に生い物にては無之、鯨の牙にて筆の軸の大さに削り、長さ二三寸懸はづしに相成い様に拵いものに御座い、常にははづし居ゞい、男子は被髪にて、男女とも鳥の毛を着、穴居にて御座い、夫よりカムサッカとゞ地へ罷越い、在留の中、乘組の内六人死去仕い、其病體、日本にては見及不ゞ「チンカ」とゞ病に御座い（和蘭にて「シケウルホイク」と申候即青腿牙疳なり）此地にて、魯西亞の加比丹（官名なり是は紅毛にもあり）チモヘオシポイチとゞ者に出逢ひ、オホッカとゞ地へ連渡られ、夫よりイルカウッカとゞ地に四年滯留仕い、此處は寒氣殊に甚敷、冬の間外出仕いには、裘を着し、狐の皮にて面を包み、目斗り出しゞいて歩行仕い、若哉引合せの透間より耳鼻などもあらはしいへば、沍にて石のごとく相成、家に入暖氣を得いへば、忽解落ゞい、頬先などはゑぐりたる如くに拔落ゞい、右の節は乳酪に丁子肉桂の末を加へいを塗ゞいへば、癒ゞい、嚴敷寒氣を受い得ば、手足も脱落ゞい、既に同船の者庄藏とゞい者、右の症にて相惱い所、彼國の醫師大なる釣懸鋸にて足を挽切、燒酒に浸しい木綿にて切口を包、療治仕い、煎藥は硝子へ入與へ、勿論療治前にも飲せゞい、食物の手當は、一日に錢十文宛被渡い、右の錢にて牛肉小麥などを調給ゞい、十文にて一日の雜費十分に御座い、去ながら右の錢、後には態と相渡し不ゞ、不自由にいはゞ元手貸くれい上、追々取立ゞべくい、地代年貢等も取ゞ間敷い間、商人に被成い共、又は奉公仕いとも致し、彼地の人に相成い様、ひたすら相進め

ゐへ共、何分日本へ歸國仕度願に御座ゐ處、一向承引不仕、兎角仕露命をつなぎ、あれ是え、歸國願の事相願ゐへ共一圓らち明き不ヤ、其中にて支へ、女帝の御聞に達し不ヤよし承出ゐに付、私共一人都へ上り、帝へ直訴仕ゐ、右の旅中はキリロとヤゐ旗本の厄介に相成、其砌女帝はペテェルボルとヤ所に御座被成ゐ、私共儀、早速召出されゐ處、宮中には數多の官人相詰、玉座の左右は宮安雲のごとく圍繞仕ゐ故、心耻敷樣にて、猶豫仕ゐ得共、御老中とも可ヤ官人、手を取て女帝の御前へ伴ひ、兩手を重ね出樣に教られゐ故、右のごとく致しゐへば、女帝御手を差延、指先を私の掌の上へ、そと御のせ被成ゐを、三度いたゞきゐて掌ゐ樣に可致と教られゐ間、右の如く仕ゐ得ば、初て帝に見へゐ時の禮のよしに御座ゐ、歸國の願も早速相濟ヤゐ、扨王城の構へは、一向城とは相見不ヤ、煉土にて土藏作に仕、又は石にて疊み上、五重六重に仕ゐ、家の二重め三重めに、築山泉水杯を構へ、花畑などを作りヤゐ、下地を銅にて張、其上へ土を入ゐ物の由御座ゐ、家作の義は、王城も平人の住居も、左迄違ゐ義は無御座ゐ、

遠問。火災之儀はいかゞにゐ哉、

答。右ヤ上ゐ通、家居大方煉土石等にて御座ゐ間、火災は甚稀に御座ゐ、彼地に居ゐ内、火事兩度御座ゐ、二階の火事を三階にては存不ヤ、尤隣家などにては、猶更存不ヤ樣にて御座ゐ、畢竟立家類燒仕ゐ義は無之、家内に御座ゐ道具或は内造作等、燒失仕ゐ迄之義に御座ゐ、去なから木に作りゐ家の所は、隨分火災も御座ゐ由承りヤゐ、

遠問。城樓の上に、大なる自鳴鐘有之由見及ゐ哉、

答。殊外大造成物に御座ゐ、大サ此國にて仕ゐ水車の輪ほどつゝに相見ヤゐ、

遠問。城門の上に、魯西亞中興の帝伯多錄の像有之よし、見及ゐ哉、

答。伯多錄の像は、靈臺に安置仕御座ゐ、御寶庫に大なる磁石有之ゐ、大サ三尺斗にて、四角に仕、筋金を入ゐて釣下御座ゐ、其四隅に百貫目つゝの碇一挺つゝ吸付居ヤゐ、磁石の脇に仕かけゐ螺旋を振ゐ得ば、吸付喰違ゐ故にや、四方の碇地に落ヤゐ、又々螺旋を戻ゐ得ば、件の碇飛上り、元の如く吸付ヤゐ、

主問。ムスクワに大石火矢有之由見及ゐ哉、

答。銃口へ仰向に臥して手を延ゐに、指先少々つかへヤゐ、長サは三間斗りに相見ゐ、同所に大鐘御座ゐ、燒落ヤゐ由にて、鐘は大地に喰入居ヤゐ、周りを堀、石垣をいたし、其内へ下りて見ヤゐ樣に致御座ゐ、其大なる事言語に絶したる事に御座ゐ、重サ日本の四貫五百目を一貫目にして、二千五百貫目有ゐ由、小山のごとくに相見へヤゐ、

美問。駝は見及ゐ哉、

答。ヤカウツカよりイルカウツカへ參ゐ道にて見ヤゐ、一體鼠色にて、殊外大きく、背に瘤有

之ゐ、頸は殊外細長く、頭は小き物に御座ゐ、ベルベルウダとヤゐ、

美問。たばこは此方同樣にゐ哉、何とヤゐ哉、喜世るは燒物にてゐ哉、かねにてゐ哉、

答。此方のよりは下品にて御座ゐ、やはりタバコとヤゐ、きせるはやき物も御座ゐ、かねも石も御座ゐ、水晶にて天火を取、夫にてたべヤゐ、私共は勿體なくゐゆへ、天火にてはたべ不ヤゐ、何故と尋ゐゆへ、勿體なき段ヤゐへば笑ヤゐ、

出同。武藝は稽古致ゐ哉、

答。右之體一向見及不ヤゐ、足輕體の人の鐵炮稽古仕ゐを見物仕ゐ、專足の踏樣を習ヤゐ、弓は侍の持ゐ體見及不ヤゐ、獵師の持ゐを見懸ヤゐ、至極麁末なる物にて、矢張蝦夷人の弓同樣にて御座ゐ、刄物は甚鈍く、一向切不ヤゐ、金色は荒砥にて白研に仕ゐ如くに御座ゐ、

河問。老中ども相見ゐ人、往來の體いかにゐ哉、

答。是は至て手輕なる事に御座ゐ、輿は甚高く立派に作、車の輪四ツに仕、馬六疋に牽せヤゐ、輿の內には四人程つゞ乘ヤゐ、私義も折々御老中と同車にて野遊びに出し事御座ゐ、女帝の行幸とても、手重き儀は無御座ゐ、車の先に前驅二人立ゐ迄にて御座ゐ、乍然諸備は餘程相見へヤゐ、尤人留等の義は無御座ゐ、

駿問。首に懸ゐ物は何にゐ哉、腰に下げゐは何にゐ哉、

答。腰にさげしは女帝より賜りたる時斗にて御座ゐ、襟にかけゐは「メンタアリ」とヤ物にて御座ゐ、片面は開祖伯多錄帝乘馬の像、片面は當今の女帝エカテリナの肖像にて御座ゐ、是も女帝より賜ゐ、此「メンタアリ」かけゐ者は、魯西亞國中何方へ參りゐても、麁略之取扱不仕ゐ、總て私共儀は、制外に仕御座ゐ間、何方へ參ゐても、咎め人も無御座ゐ、食事の節など、御老中の宅へ參り、一所に給ゐ事なども御座ゐ、

此問答終りて、上にも暫入御、漂民にも晝食を給ふ、扨支度相濟、御白砂へ召出さる、此度は外套を換へたり、幸太夫は油綠色の呢哆、磯吉は老虎色の哆囉呢なり、

越問。其方共事、魯西亞にて救命の恩、其外厚情、仇には存まじき事に有之ゐ、いかゞ存ゐ哉、大切に存居可ヤ事に有之ゐ、

答。恩儀に於てはいさゝかも仇には存不ヤゐ、乍去大切に存ゐとヤ程の義は無御座ゐ、

越問。左程に恩儀も有之ゐ處、何故强て願を立、日本へ相戻ゐ哉、

答。恐ながら本國に老母妻子兄弟共も御座ゐ得ば、恩愛の情忘がたく、其上食物等にも不自由にて難義仕ゐのみならず、第一言語明白に相通かね、朝暮心に任せざる事勝に御座ゐに付、身命を擲、一向歸國仕度相願ゐ事に御座ゐ、

越問。言葉は覺ゐにては無之ゐ哉、

答。是とても聞取にて御座ゝ得ば、誠に萬分の一にて、まさかの所に至りゝて、一向通辯仕ゝ事相成かね、何角に付て不便利なる事のみに御座ゝ、唯饑凍ヤゝ事無之迄に、用を辨ゝ事に御座ゝ、

遠問。歸國の儀ヤ渡ゝ節、何ぞヤ付られゝ事は無之哉、

答。老中とも可ヤ役人、歸國の砌ヤされゝは、世界の國に大抵我國と交易通商せざるは無之ゝに、日本のみ通信無之ゝ、此度汝等を送り歸ゝ因みに、交易の儀を取結び度事に有之ゝ、去ながら強てとヤ筋にては無之旨呉々ヤ含られゝ、此儀女帝の仰渡されゝ事にては無御座ゝ、全く右之役人の存寄にてヤ聞られゝ事と推察仕ゝ、

遠問。彼地にて、耶蘇宗門に入改宗致ゝ者は、四十二日水を浴、うしろを向て唾吐し、其上にて名を改ゝ由、勿論名を改ゝ折も、水を浴せゝ由、見及ゝ義有之哉、

答。御尋の如く　御座ゝ、名を附ゝ時は、何れ水を浴せゝ事と相見ゝ、小兒七夜に名を付ゝ節も、大鉢に水を湛へ、小兒を水中へ三度浸ゝ上にて名を付ヤゝ、小兒殊外啼ヤゝ、

美問。宗門に入不ヤゝては、左樣の義見及ヤ間敷事に有之ゝ、

答。前にもヤ上ゝ通、私共は制外ゆへ、何方へ參りいか樣の儀を見ゝても、左まで咎ゝ者も無御座ゝ故、右體之儀とも心儘に見物仕ゝ義に御座ゝ、

越問。十文字に致しゝ物を貴ゝ義、見及ゝ哉（是ぼ切支丹の法器なり）

答。是は家々の入口にかけ、人々首にかけヤゝ、名をば「キリス」とヤゝ、但十文字にては無御座ゝ、末廣がりに横木を三本入ゝものに御座ゝ、都て人の宅へ參ゝ節は、參り懸に先佛檀を拜し、其上にて主人へ挨拶仕ゝ事に御座ゝ、罷歸ゝ節も、主人へ暇乞不仕ゝても、佛檀へ拜さへ仕ゝへば宜敷ゝ事に御座ゝ、佛の事を「ボーフ」とヤゝ「ボーフ」とは上とヤ事にて、即ち天の事をヤゝ樣に承及ヤゝ、

主問。硝子をふきゝを見ゝ哉、

答。私ベテエルボルえ出ゝ節、旅中萬端世話に仕呉ゝキリロとヤゝ者は、硝子師にて御座ゝ間、彼宅に罷在ゝ内見物仕ゝ、石を粉に仕、山鹽と小麥の粉の如き物、其外に二品程交物仕ゝ、是は承ゝへ共敢不ヤゝ、板硝子を吹ゝには、先づ德利の如きものに吹、夫より筒にふき立、山鹽にて竪に筋を引、窯に入ゝ得ば、右の筋より二ツに破れ、竹を破ゝ樣に成ヤゝ、右を三方土に塗ふさぎゝ窯の内へ並べゝて、燒ゝ得ば、兩方へのびゝて平らかに成ヤゝ、

駿問。濶の制法見及ゝ哉、

答。隨分見物仕ゝ、地を堀ゝて甎をいけ、厚板にて蓋を仕、多く穴を明け、其上へ土をかけ、松杉の類總て脂多き木を積ゝて、火をかけヤゝ、火廻りゝ時分、上より生草殺ひ、蒸燒に仕ゝ

得ば、下の甕へ自然に溜りやゐ、瀦一斗出ゐ得ば、上に水二升程湛へゐものにて御座ゐ、

美問。哆囉呢の織方見やゐ哉、

答。是又見物仕ゐ、綿羊の毛を紡きゐて突杼にて織やゐ、織止ゐ節、水を噴き毛の硬き刷毛にてこすり、疊付やゐ、

周問。魯西亞は冬至の頃は、殊外日短に可有之ゐ、いかゞ覺ゐ哉、

答。さのみ短き樣にも覺不やゐ、只五月より八九月迄は、夜中も殊外あかるく、曇ゐ晝よりもはきと仕ゐ樣にて、細に認ゐ物にても、灯なくて讀や程に御座ゐ、

遠問。何ぞ格前に恐敷と存ゐ事に逢ゐ義は無之ゐ哉、

答。左迄恐ろ敷儀にも逢ふやゐ、只恐るべきは彼地方の寒氣にて御座ゐ、最初にもや上奉りゐ如く、耳鼻も解落、手足も切落ゐに御座ゐ得ば、是程おそろしき儀は無御座ゐ、

美問。鴈は年中居ゐ哉、

答。大抵年中居ゐ、其内春の中頃より秋の初まで、別て夥敷卵をもうみかえしやゐ、家々にも羽を切鶩の如くに養置、卵を取食料に仕ゐ、雄四五羽に雌三四十づゝつけ置やゐ、卵の味は甚よき物に御座ゐ、

美問。ムスクワに、大なる石橋有之由、見物いたしゐ哉、

答。其橋は損ゐて當時は板にて假橋を懸往來仕ゐ、

主問。彼方にも日本の事存居ゐ哉、

答。何事によらず能存知罷在ゐ、日本の事實を詳かに記しゐ書物、幷日本の圖なども見及やゐ、日本人にては、桂川甫周樣、中川淳庵樣とや御方の御名をば、何れも存知居やゐ、日本の事を書ゐ物の中にも書載有之樣に承及やゐ。（中川淳庵は、若州の侍醫なり、往年病死す、彼邦にては、官醫の樣に心得居趣なり、）

越問。水車風車は見及びゐ哉、

答。水車は所々に有之ゐ、鍛冶や錢坐等、皆水車相用ゐ、風車は羽根四枚にて、殊外大造なる物に御座ゐ、是は流れ川無之所に相用やゐ、尤風無之節は相廻り不やゐ、

越問。都の入口に、彼國の掟石に彫付有之由、見及ゐ哉、

答。一見仕ゐ得共、文體相分不やゐ故、いか樣成儀共辨別仕かねゐ、

一、私共歸國願、度々差出ゐ得共、兎角遲滯仕ゐ故、日本へ通船仕ゐ段兼て承及ゐ故、紅毛人にたより、日本へ送歸し呉ゐ樣相願ゐ處、魯西亞の帝へ差出ゐ歸國願を願ひ下げに仕り、魯西亞の手を放れゐはゞ送り屆可やとやゐ間、海上何程懸り可や哉と相尋ゐ得ば、三年懸ゐよし答やゐ、魯西亞よりは左程年月は懸り不やゐ樣に承ゐ得ども、萬一願ひ引しろいやゐはば、紅毛人に相願可やと存居ゐ内、歸國の義や渡されゐ事に御座ゐ、

イルカウツカにて朝鮮人を見ヤル、唐人をも見ヤル、北京人のよしに御座ル、
冬中は橇にのり、氷の上を犬に牽せヤル、一人に犬四疋づゝ、騒りヤル、殊外早き者に御座ル、
貴人は馬にて牽せヤル、

ペテエルボルに、鼠程の野猪、兎、雀程の鶏御座ル、野猪は歸國の節持歸り可ヤと存、三疋まで飼置ル處、彼國の者ども、所詮保ちヤ間敷ル段ヤ聞ル得共、若哉と存飼置ル處、殘らず落ヤル、

當今は女帝にて、御名はエカテリナ、アレキセウナとヤ、御年は六十四、太子の御名はパウル、ヘトロイチとヤ、御年三十九、皇孫は一人をアレキサンデルパウロイチとヤ御年十六、一人をコンスタンチンパウロイチとヤ、御年十四に相成なされル、

右件の問答終りて後、二人の漂民は御暇賜はり、雛子橋の外なる御厩の宿りに、歸りぬ、實に昇平大和の御代に生れ出、御身近く仕ふまつる故にこそ、かゝる事をも見聞すれ、去にても只に聞すてがたき事ならねばとて、柄短き筆を取て、ひそかに記し終る事になむ、

侍醫法眼

桂川市周國瑞誌

井弘光寫

寛政五年丑五月日

（校曰、寛政六甲寅秋八月寫竹本氏藏本、癸己初冬宗亭寫本、文化五辰年八月高橋氏寫本漂流秘錄、文化十三丙子歳仲冬蝸舍左佛寫本等に據りて校讐す。）

＊　＊　＊

寛政六寅年六月十二日、御用番戸田采女正殿より、御勘定奉行え御渡被成ル御書付に、

幸太夫
磯吉

右之者共外國え漂流致ル處、年月難儀を凌、無恙歸國仕ル事奇特成志に付、金三十兩宛被下ル、

此度以別儀在所之儀は不相返、當地に差置、住所之儀は番町明地藥草植付場之内に爲住居ル、月々爲御手當、幸太夫え金三十兩、磯吉え金二十兩宛相渡可ヤル、

一、兩人共勝手次第、妻をも呼、致安堵住居仕ル樣可致ル、尤植場手傳等ヤ付ル義先見合、無役にて差置可ヤル、

一、外國之樣子、猥に物語抔不致ル樣被仰渡ル趣、右之兩人へも可被ヤ付ル、且兩人領主えも何れもより可被相達ル、身分之義は、藥草植場に差置ルもの同樣に支配可致ル、

一、御勘定奉行より、留守居を呼出し、左之通り御書付を以、被仰渡ル、

日向守領分勢州河曲郡若松村幸太夫磯吉儀、外國え致漂流ゐ處、年月の難儀を凌ぎ、致歸國ゐ事、奇特成志に付、金三拾兩づゝ、被下ゐ、此度は以別儀在所へは御歸し不被成、當地に被差置、住居之儀は、番町藥草植場之内被致住居、月々爲御手當、幸太夫え金三兩、磯吉え金二兩被下置、兩人共勝手次第妻をも呼、爲致安堵先無役にて差置ゐ、右御勘定奉行支配いたしゐ趣、可ヤ渡旨、戸田采女正殿より被仰渡ゐ、此段ヤ達ゐ、

六月

同年八月五日、御勘定奉行久世丹波守宅え、領主留守居呼出、去る寛政丗年魯西亞國より致歸國ゐ節、旅中にて致病死ゐ勢州龜山領之内南若松村水主小市妻、十三年以來後家を立、四石餘之田地を致農業罷在ゐ段、達御聽、奇特成志に付、此度銀十枚被下置、幷小市彼國にて致着用ゐ衣類、諸道具被下置ゐ、左之通被仰渡ゐ、

石川日向守領分　勢州河曲郡南若松村　水主小市　後家

夫と小市儀、外國え致漂流、年月之難儀を凌ぎ、志を不變歸國之儀相願、蝦夷地え罷越ゐ處、致病死ゐに付、後家え銀子十枚被下、小市所持之品、別紙を以相渡ゐ間、是又後家え相渡可ヤゐ、右之趣采女正殿御差圖に付ヤ渡之、

小市所持之品

一王面銀國王之印　一枚、
是は公儀より御止めに成
一島天鵝絨胴着　一ツ、
一白羅沙胴着　一ツ、
一花色羅沙もゝ引　一足、
一島天鵝絨股引　一足、
一女利安下沓　三足、
一毛織頭巾　一ツ、
一皮足袋アザラシ　五足、
一匕　一本、
一襟卷　二ツ、
一印判　一ツ、
一鐵大釘　一本、
一萌黄羅沙着物　一ツ、
裏ざろめん
一同黒羅沙胴着　一ツ、
一毛織蒲團　一ツ、
裏毛皮
一飛色羅沙股引　一足、
一島布蒲團　一ツ、
一布單物　一ツ、
一毛織帶　一筋、
一花色羅沙合羽　一ツ、
裏白布
一櫛　一枚、
一白布大風呂敷　一ツ、
一白布襦袢　一ツ、
一手袋　二ツ、
一羅沙胴着　一ツ、
一島布胴着　一ツ、
一紺羅沙股引　一足、
一白布股引　四足、
一鹿皮着物　一ツ、
一布頭巾　一ツ、
一紺羅沙着物　一ツ、
一庖丁　一挺、
一コハセ　二ツ、
一糸　一把、
一きせる　二本、
一島風呂敷　三ツ、

一きせる筒　一ッ、　一袋縫針　一ッ、
一はさみ　一挺、　一はり入　一本、　一白羅沙胴着　一ッ、
一銀錢　十六枚、　一銅錢　一ッ、　大四枚、小六枚、　一銅小鉢　但めしわんなり　一ッ、

日本より持參之品

一金分判　二兩二分、　一木綿布子　一ッ、

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

（校者曰く、幸太夫のことにつき、漂流叢書編者竹本光朋の書き留めと、武江年表の記事とを得たれば、こゝに附載す、此他、幸太夫談話等の書類數通あれども、すでに上文に盡きたれば、重復をいとひて省く。）

光朋曰く、伊勢白子一見拗右衞門同店淺草諏訪町紅屋拗藏見世支配人拗兵衞と申者、上原元永（靑森儀兵衞漂流口書中に、見えたる人なるべし。）懇志にて、彼宅にて予も度々逢ひし人なり、其初伊勢の漂流人を異國より送り、蝦夷地へ來れる段承れる故、上原にて咄れる節、右拗兵衞も來居り、承れて、伊せより漂流の船の行衞不知は、無之、大方相分りれへ共、本店一見の船頭幸太

夫と申者の乘れる、船先年行衞不知申れる、若其船の者共には無之哉と申れる、右幸太夫乘れる船、行衞不知れる故、三ケ年は相待れへ共、一向不知れる故、海上にて相果れる事と、於白子も佛事致し、前々より多く水死の者のぼだいの爲、江戸回向院えも卵塔を建れる、其内に幸太夫も書付置れる由咄有之れる、其後段々承れ得ば、則幸太夫にて、右拗兵衞も昔より入魂の者にて、歸國の後度々紅屋へは參りれて、元永は面談も致れる事に御座れる、

回向院裏の卵塔場に有之石塔も見申れる處、多く水死の人の名を書付有之、內光太夫と彫付有之れる、船の形の石塔なり、又曰く、世人幸太夫とのみ記せども、實は幸には非ず光太夫なり、光太夫自筆のオロシヤ文字の末にも、光の字に書きしを見しなり。

武江年表　嘉永四年辛亥五月の條に云く、『五月（日缺）儒師大黑梅陰卒（五十五歲なり、本鄉興安寺に葬す、梅陰稱を龜二郎といふ、天明中北亞米利加魯西亞等へ漂流して寬政中歸朝せし、伊勢白子の船頭幸太夫が子なり、父沒して後市店に奉公して、其主家の衰へし時忠義あり、後九段坂上小宮山侯の潘にあり、儒學敎授をもて業とせり、大黑を以て氏とすることは、幸太夫大黑丸の船頭たりし故とぞ、母に仕へて孝ありし人なり、名利をいとひて世人に交らず、故に名をだに知る人稀なり、死後事跡をしるして牛島長命寺へ碑を立たり）』

校者曰、環海紀聞中にも、悉く光太夫とあれば、幸太夫に非ざること竹本氏の說の如くな

るべし、

神昌丸魯國漂流始末 終

鳥島物語

日向國諸縣郡志布志浦なる、桑右衞門宇助八五郎總右衞門善助の五人、同浦の商人中山屋三右衞門の運送船住吉丸に、胡麻鯨魚の苞を積み載せ、寛政元年己酉十月二十五日を下して、同浦を出帆したりしに、乘組の一人なる宇助は老境に入り、些の病痾さへありて、心地例ならねばとて、各々商議して船を同國福島に寄せ、宇助を郷里に歸らしめ、其代りに同所今町なる甚右衞門と呼べるものを雇ひ乘せ、同月廿八日の朔風に開帆して、同國飫肥郡領内海の湊に碇泊し、鵜戸の神社に詣て、海上の安全を祈念し、翌日直ちに拔錨せしに、此日は天氣淸朗にして、海面頗る平穩なりければ、名にしおふ日向の大灘を安々と航り、同國細島に至り、潮繫りして炊水を汲み取り、西風を俟ち得て帆を揚げ、矢を射る如く進航して、同十一月二日備中國なる玉島に至る、當港は備後國鞆の港より東方五里を隔てたる一の廣地にて、商家軒を並べ、賣買盛なる中にも、當國の產物綿花を購ひ、已に歸帆の際に臨み、總右衞門善助の兩人、又もや病に罹りければ、秋月の人重次郎といへるものを雇ひ乘せ、同月十五日土地の商人等に來歲を契り、心徐に開帆して備後の海に至る頃ほひ、逆風舟を止て艤るに便あしければ、止むを得ずして

るべし、

神昌丸魯國漂流始末 終

鳥島物語

日向國諸縣郡志布志浦なる、榮右衞門宇助八五郎總右衞門善助の五人、同浦の商人中山屋三右衞門の運送船住吉丸に、胡麻鯨魚の苞を積み載せ、寛政元年己酉十月二十五日を卜して、同浦を出帆したりしに、乘組の一人なる宇助は老境に入り、些の病痾さへありて、心地例ならねばとて、各々商議して船を同國福島に寄せ、宇助を鄕里に歸らしめ、其代りに同所今町なる甚右衞門と呼べるものを雇ひ乘せ、同月廿八日の朔風に開帆して、同國飫肥郡領内海の湊に碇泊し、鵜戸の神社に詣て、海上の安全を祈念し、翌日直ちに拔錨せしに、此日は天氣淸朗にして、海面頗る平穩なりければ、名にしおふ日向の大灘を安々と航り、同國細島に至り、潮繫りして炊水を汲み取り、西風を俟ち得て帆を揚げ、矢を射る如く進航して、同十一月二日備中國なる玉島に至る、當港は備後國鞆の港より東方五里を隔てたる一の廣地にて、商家軒を並べ、賣買盛なる中にも、當國の產物綿花を購ひ、已に歸帆の際に臨み、總右衞門善助の兩人、又もや病に罹りければ、秋月の人重次郎といへるものを雇ひ乘せ、同月十五日土地の商人等に來歲を契り、心徐に開帆して備後の海に至る頃ほひ、逆風舟を止て艤るに便あしければ、止むを得ずして

鞆の港に碇泊せしが、翌日は順風船を送りて、藝州沖の航路を渡る迄は、最も穩なる海上なりしが、俄に逆風起りしにより、鹿留渡に繫船して數日を累ねたりしに、一日順風徐に吹き來りしかば、待つかひありと歡びあひ、俄に出帆の準備を整へ、周防國上の關なる近海を艤るとき風又變りて同國蟾井島に碇泊せり、今宵は廿日餘の月なき頃といひ、殊に天色かき曇りて、平素に目慣し嶺峯も、其れか否か覺束なくも、また心なく日を重ね、同十二月廿六日、本國の細島に着船し、一同雀躍して家鄉の近寄しを怡び、今は自家に新春を迎へんと、各々歸心矢の如く、確と天氣をも見定めず、東風に帆を揚げて日向灘を航るに、風忽ち東北に變り、海氣朦朧として十里許になりたり、茲に各々懸き騷ぎ、遽にして西風を起し、船は漸次に漂ひて、細島を離るゝこと幾里ともなく、方向進路を定めんとて、遙に西北の方を視渡せば、國地の峯嶺朦々として幽かにも見へ分たず、雨は彌々篠を亂し、西風は倍々肌を裂き、怒濤天を衝て千雷の響き轟くが如く、水霧は深く鎖して暗夜に異ならず、一葉の敗船空に上るかと思へば、忽にして水底に臨む、冷汗玉を轉ばし、寒風膚を犯して物凄まじ、爰に於て各々爲す所を知らず、仰で天に向ひ神と呼び、佛と叫びて、只管に助け給へと呼聲は、是や叫喚大叫喚、氷の地獄焦熱の、玉なす汗に身も冷へて、又た詮方もあらざりける、已にして夜に入れば、風波は彌々烈しく、曉天に至れども唯黯然として方位を分たず、船は忽ち海瀏（潮水の相鬪ふ所

俗に潮サイト云）に遇ひ、舵損じ舳敗れて、洽道を開き、今にも沈沒すべき勢なれば、各々周章狼狽し、漸く敗れをとぢ固め、一時の危急は免るれども舵は船第一の要具なるに、是さへ今は損じたれば、危急を此に極めたり、最早壽域の涯なりと、積載せたる綿花苞を海に投じ、檣を伐り髯を斷ち、死骸を繫ぐ爲にとて、袖より袖へ長麻索を通し、又一條の垂纜を、艫の方へ流し、舳を先にして風雨の中に漂蕩す、（難船舵を失ふ時は、艫に纜を永く垂れ流し、船を逆になし乘るを船夫共の敎とす、斯くせざれば復沒するを以てなり、）終夜風雨小止だにになし、黎明に風少しく靜まれども雨なほ降驟り、海上は渺漫として奔波聳き渡れり、斯く漂ひ在ること既に幾晝夜、遂に曆日を忘失す、一日天氣淸朗なるに遭ひ、天外を仰ぎ瞻るに、一點の孤島だに見へす、何れを指して航り着くべき針路もなければ、潮汐に任せて、鳥も通はぬ太洋上に汎濫する事廿日許り、覓には儲へし糧食も盡きたれば、せん方なく潮を綴り、辛く命をつなぎ留め、必死の願ひをかけまくも、畏こき神にも佛にも、祈り盡して今は只、死をまつより外なかりけり、去る程に或る日曉方、海氣靜にして天心澄亘り、一片の纖雲だになき折から、熟々見渡すうち、三里計にして一个の島山見へしかば、各々力を得て、頓に艫を前め、怪しき帆を調へ、風に任せて流れ寄るに、間際一里半許りにして、島根に風起り、輒く船を着るの術なく、如何せんと躊躇せしが、若し此島に上らずして、又洋中に漂ひなば、寄るべの岸あらざるべしと、

力を限り手を盡し、漕寄るまゝに、日も西山に傾きければ、爰に一夜を俟ち明し、又島山を望み瞻るに、少し漂ひ去りしと思ひしが、未だ三里に遠からず、方位尚ほ舊の如し、各々商議して神籤を作り、神慮に任すべしと、二個の神籤を作り、一は此儘本船にありて、天然を俟つべきか、一は脚船に乘りて孤島に上るべきかと記し、手を濯ひ口を漱ぎ、丹誠を凝して信心を極め、一個の神籤を取り披き見るに、脚船に移るべしとの方を抽き得たり、いざや脚船を下すべしと、嬉しきまゝに疲勞を忘れて、脚船を下し、既でに乘り移らんとす、船頭先づ領主の章號を染出したる小幟と、本貫津口鎭衞の券文を取出し、八五郎に附與し、假令身は溺死するとも佩て失ふことなかれと示托す、八五郎首肯し、堅く體に結着け、心安しと勇み立ち、八五郎善助眞先に乘り移れば、船頭船神を捧げ持ち、續で各々此の船具匠器及び釜鍋食器の類を携へ、本船を去り、疲勞したる身にて、艫櫂を操り、孤島をさして艚き出せば、彼方此方に落殘る、星の光輝は哀れにも、心の暗を照すらん、稍や明け離る空際に、島根を屹と瞻渡せば、二町許を隔てたる岩上に、人の如きもの五六人立ち駢び、喚び、叫ぶ聲嚣々と聞ゆれど、何者なりやを知る由なければ、やをら船を近づけて、其體相を窺へば、蒙髪躶體の異人にして、中には襤縷を着けたるあれど、屹立たる松の膚は、深山に立る杣木に似たり、赭石なす面の色、二星を欺く眼の光りは、鬼か人かと怪まる、嗚呼前門の虎後門の狼、洋上の大難を脱れ、漸く孤島に便

れは、又斯の如し、往て彼等が爲に屠殺せられんよりは、寧ろ船に在りて死するこそ勝りなれと、本船の方を向け艚返さんとするに、又呼び叫ぶ聲天外に響て、皇國の語風に聞へしかば、是全く殊域に非ず、我版圖の邊陲なるべしと、崖頭近く乘り寄すれども、巖高く浪荒ければ、八五郎先敏くも、帆綱を取て丈餘の高岸へ投げしかば、競々として船の觸れ碎んことをあやぶむ折から、先づ八五郎を引上げたり、八五郎其者共に向ひ、此地は何れの國なりやと問しに、彼等答へて云ふよふ、何れの國たるを知らず、我輩は僉日本の民にて、難風の爲に此島に漂着し、糧はつき船はやぶれて歸るに便り無く、啼く〳〵も此地に在て數年に及べり、且暮救助の船もがなと、神に佛に倚に聲に、絶へで願ひし甲斐ありて、今日圖らずも各位の着船あり、あな悦ばしや嬉しやと、言葉短かに物語れば、今は疑ふこともなく、纜を脚船に投げやりて、其端を雙手に纏ひ、難なく船を磯際に引上げたり、五人のものは、船具匠器を携へ上れば、空船忽ち岩石に觸れ、嗟乎と見る間に沈沒せり、今は是までなり、責ては船材なりとも失はじと、沈沒船に結附けし、拖綍の末を岸の巖に繫ぎ留め、互に面を見合せて、九死の中に一生を、免れたりし嬉しさと、今は古きも新しき、共に手に手を取かはし、千行の淚にむせびたり、暫くありて在島の漂人、長平と云へる者膝を進めて語りけるは、己れは土佐の者なるが、去る天明五年の春、睦、

月の末の事なりき、乗合ひ僅に五人にて、木國山内家封内の倉米を積み載せ、同國田の浦の米倉へ回艘し、同所へ碇船せしが、折しも浪風荒くして、船體少しく破損せしかば、船を天巳浦に繋がんとて、同國矢流口まで漕ぎ戻りし頃、西風益々烈しく、見る間に洋中に吹き流され、西に東に漂ふうち、又もや北風大に起り、奔波船を越し、已に檝を損なひ、今や沈没せんとするにぞ、止ことを得ず檣を伐り棄て、皆一同に髪を断ち、神佛の應護を祈り、力の限りに凌けども、復た詮方もあらざれば、只運を天に任せて、風のまに〳〵漂ひ居ること數日、或る日一檣の島山あるを視たり、今こそ天の助けなりと、爰に初めて勢ひ立ち、辛じて此島に艤ぎ寄せ、等しく上陸したれ共、糧食は一粒一品だに携へず、人家はなければ、一夜を明す蔭もなく、釜鍋燧石等は皆本船に殘したれば、煮焚も心に任せず、兎角する間に、日もはや暮けれれば、岩に凭り石を枕とし、須臾く寢んとすれごも、未だ二月の中旬なれば、露吹き結ぶ衣の風、膚に徹して堪へがたく、耳を貫く波の響きは、草の褥を動かし、寢んとすれ共眠られず、既往將來の事を思ひ續けて、坐ろに心を惱すのみ、夜既に明けたれば、一同之に力を得て、島中を巡視するに、谷の中央に、方二三尺なる洞穴あり、依て之を六尺四方計りに堀廣げ、茅を蓋ひて扉に當て、僅に雨露を凌ぐべき所と爲し、其より貝磯草の類を採て、生の儘にて食す、又溪間多く栖める白き鳥あり、人を見て驚かず、翅を張れば五六尺あり、手づから此を捕へ、其肉を鹽水に漬して食するに、味粗惡にして脂多く、息氣最も甚だし、稀には其卵を拾ひ取りて食するに其味鷄には似たれ共、亦臭氣甚だし、共に初めは食するに耐へ兼ねたれども、久しくして其臭氣を忘れたり、日々此鳥を捕へ、肉は食用に供し、羽毛は衣服に作れり、然るに夏の半となる頃には、此鳥全く飛び去りて、其行衛を知らず、（按するに、此鳥は今云信天翁なり）故に、飢て又食ふべき物なし、恰も飢饉に逢ふの思ひをなしたり、水は天水を溜て渇を凌ぎ、降雨少なくして水盡れば、海水を飲むの外なし、哀なる事共なり、我が乗組の一人なる源右衛門と云る者、船中より病に罹り、九月に至て終に沒し、長六は翌年八月に、甚兵衛は同九月に、共に泉下の客となり、我身一人死もやらず、痛哭悲嘆に沈めども、施こすべき術計なし、三人の遺體を谿間に埋葬し、標しの石を建て、心計りの回向して、靈魂を慰めつゝ、一人命を存らへ、憂き事の數を累ねたり、其よりは自死せんものと心を定めたれども、又熟ら顧れば、死るは最も愚痴なり、命だに有るならば、又如何なる僥倖ありてか、家郷に歸るの期なからんや、且つ三人の妻子へも、漂流せしより病死せし次第物語らば、一ツハ死者への供養なりめと、漸く心を取直し又前の如く磯草を摘み、魚介を漁りて、墓なくも爰に四年の月日を送りぬ、嗚呼悲しきは今より後も、身の成行を如何はせんと、思ひまはせばなまじひに、生き延びて頼む陰なき島守の、辛苦を重ぬる種となりしと、演べて死なぬを悔る男泣き、哀れと云ふも愚なり、斯りし程

に、傍らに只茫然として坐し居る、大坂船の儀三郎は、流る、涙押し拭ひ、膝すりよせて云ひける様、否とよ各々聞給へ、長平殿の話しに等しく、我らも二年前の霜月に十人除りの乗組にて、武蔵國江戸川を開帆し、相州浦賀なる船役所の檢査を受け、師走の二日に同港を出帆し、同月八日下總國銚子港犬防岬まで艇りしに、急かに北風起りて、あなやと云ふべき暇もあらず、忽ち洋中に吹流され、此より後ち、長平殿の先刻より物語られし、無恨の困苦に露も違はず、斯くも洋中に漂ひ在る事五六十日にもや成りぬらん、食糧固より飲水迄でも盡きはて、輙鮹の市に上りし如く、死もやらず生もやらず、風のまに〳〵流る、中に、遙に一個の島山を認めたり、其喜ばしさ限りなく、島よ〳〵と呼びつゝも、此に各々力を得て、辛くも上陸をなしたるに、是れ此の島にて有つるなり、斯くて長平殿に名乗合ひしに、四年前より此島に在りしと聞けば、蜻蛉の我身獨の秋ならずと、聊か心は聊めたれども、抑も此は何國にて、如何なる島かと問ふよしも、又知るよしもなか〳〵に、我が日本の方位さへ、何れにあるかは知り難けれ共、稀には行通ふ船もかなと、思ふばかりに、晴れし日は阜に立ち登り、四方八方見渡せど、其れかと思ふ影もなく、只憂き事の數のみは、有し昔に變り行く、昨日の花も白雲の、住み果て難き荒島に、泣きつ嘆きつ空蟬の、言訪ふ者も颶風の、外は嵐や木枯の、果ては磯打つ波の言に、寢さめわびしく今日と暮れ、明日と明して梓弓、春の日影を花に問ひ、あらぬ暑さと詠めたりし、木々若葉なす夏山に、夏かと思へど、日を知らず、天如何なれば斯く迄に、我等を苦しめ給ふにや、恨みは我に有明の、月はさやかに照せども、身はなほ暗き木下闇、秋や來ぬると思ふ間に、時雨降夜の小夜嵐、哀れや増る島守の、歸らん術も荒磯海の、眞砂の數は盡れども、盡ぬ嘆きの數々は、硫黄島に在りしと聞くと、涙と共に物語るにぞ、八五郎等は諸共に、悲しさに堪へずや有りけん、泣き伏したり、斯くて有るべきにあらねば、皆諸共に洞穴中に寄宿し、木實草根鳥魚などを食し、僅かに命を繋ぐのみ、旦暮歸國の方術を談合ひ居たり、

斯て幾程もなく、大阪船の五兵衛は、病に罹りて遂に死亡し、總右衛門も積癖に惱み、後に腹滿の症と變じ、不日にして亦死亡せしかば、彼是方の如く埋葬を營み畢りて、是より後は、一同に歸心彌々増し、常に茅を岡の上に積み置き、萬一にも運行の船あらば、人あることを知らす爲めに、之に火を附けんと、豫め其備をなし、年既に二歳を經ると雖も、一片の帆影だもなし斯る折がらに忠八も、亦病に罹りて死亡せり、實に哀れ墓なきことにぞ有ける、

斯る歎きの累るまゝに、或日各々語らふ樣、生者必滅は人生の常なり、明日をも知らぬ命を以て、爲すともなく徒らに、島根の露と消んよりは、寧ろ孤舟に棹して、叶はぬ時は大海の底の藻屑とならんのみと、身を棄てこそ浮ぶ瀬もありと、世の俚言も此處なりと、互に勵まされて遂

に造船の見込を立てたり、八五郎は造船の業を知り、久七は鍛冶の術を知れども、其の器具無きを如何せん、且八五郎は、當時善助が病氣に心を苦め、日夜傍を離れず看護し、自親から製作するの暇なければ、甚右衛門へ其法を傳へて、艚一坐を造らせたり、去る程に、善助は追々危篤に趣き、亦無き人の數に入りぬ、先きに死したる者の如く、形許の葬禮を爲し、事果て、の後ち、造船の事を議るに、漂着の諸材を拾ひて船材とし、破船に在る所の古釘を集めて之を打ち、人々の破れ衣服を綴りて帆を製すべしと、籌算粗整ひしかば、毎日海邊に徘徊して、諸材の流れ寄るを俟つこと數十日、一日巽の方より、最大なる良材漂ひ來るを見て、人々喜び競ひて之を引上げしに、船底と爲すべき樟の厚板なりき、又島に在る所の異木の生皮を剝ぎて水に漬し、螺殻を燒きて灰となし、船仕立の料に備へ、追々流れ寄りし大小の諸材を聚め、概ね三年にして一隻の船大略落成したれども、船中に水を盛に涸桶と爲すべき物なし、抑此涸桶の製作し難き所以は、島中にては、竹を生ずること無ければ、簞笥と爲すべき物なく、蔓にて爲すとも締るべきなし、水は船中第一の用品にして、須臾も無くては叶ひ難きものなれば、兎やせん角やせまじと、評議に日を經る折柄に、天此の人々を乘て給はざるにや、青々たる大竹の流れ着きたるあれば、之を拾ひ取て水桶幷に帆檣の箍に爲したりける、最初造船の議起し、より、六年を經て爰に完く成就し、今は粗ぼ不足の物も無ければ、此上は蓄水こそ肝要なれと、降雨

を溜て其用に備へ、豫て備へ置く所の干腊を莅にし、準備全く調ひしかば、各々商議して、天明年中より以來、三艘漂着の顚末、及び衣服食餌居住器具造船の事に至るまで、木牌に書き記し、船の雛形輔燧器及び鍋一口を函に入れ、表書を爲し、之を洞中に藏め、標を建て、後日漂着する者の一助に備へ、イザヤ出帆せんとはしたれども、何くとも分けぬ孤島の事なれば、何方を指して行きたれば國あるべきや、當て途もなければ、此上は神籤を作り、一同誠心を凝らし、神明を祈り、之を抽くに、西北を得たり、頃は水無月の半頃にして、海面平穩なれば、天氣を見立て、一同新船に乘り組み、西北を指して艇ること凡八里許にして、後への方を覩れば、島根も何つか見へずなり、涯しもあらぬ太洋の、天に連る波間をば、覺束なくも乘り渡り、竟に一ケの島根に着船せり、碇を投じて何れの島にやと窺ふ所に、島人等も最と不審なる顏色にて、入替り立替り船を覗きて行みしが、船と云ひ人といひ、世にも見馴ぬ形り容ちなれば、異しと見しは道理なり、果ては島人等集り來りて、船を岸頭に引き寄せたり、船中のものも、島人の風俗を見て、日本の離れ島なることを知り、一同大に喜び合ひ、島人の頭立ちたる者に向ひ、各々生國鄕里より、船主船名等を始め、通稱年齡且つ漂流の年月顚末等、其他異の方に當れる無人の島にありて艱難せし事共など、言葉短かに告げしかば、島人等も漸く不審を晴せし體なるにぞ、再び當島の名を問ひしに、此處は伊豆國に屬し、八丈島より南方三十五里を隔て

たる、青島と云ふ所なりと聞き、各始めて蘇生の思を爲したり、實に是れ寛政九年五月十三日にして、長平等漂流せしよりは十三年目、儀三郎の漂流せしよりは十一年目、粂右衞門の漂流せしよりは九年目の事なり、斯て島人等は、粂右衞門の談話を聞き、其の漂流せし島は傳へ聞く小笠原島ならんと云ふにより、始て在し島の名を知ることを得たり、兎角する內に、島役人來り、三艘三度漂流せし顚末を筆記し、島人と共に人家ある所に誘はれ、下役の家に寄寓すること數日、島役人に賴みて、八丈島へ渡らんことを請ひけれども、通船の便宜無きにより、復彼の船に乘り、同七月八日辰の刻に、吉三郎吉藏の二人を案內者として同島を出帆し、同日亥刻に八丈島大賀鄕八重の港に着船し、直ちに上陸して島役所に至れば、役人列坐して漂民の口書きを錄し、次に其携帶せし所の匠器雜具完船に至る迄書き錄し、又携へ來る所の死者の遺骨を宗福寺に葬り、各、其鄕里俗稱年月を記し、之を鐫刻して石碑を建て、聊か冥福を修せり、斯て又八丈島に淹留する事二ヶ月餘、同年九月四日に至り、島役人護送して同嶋を出帆し、折節風追ひ惡しく、伊豆本州洲崎に碇泊し、同十七日に至り漸く順風を待ちて、同所を出帆し、相模國橫須賀に着船し、同十八日同所の番所に繫船す、同所の役人船手形を檢め、口書きを調へ畢て、同廿日同所を出帆し、廿二日江戶鐵砲洲に着船し、上船して船問屋に淹留せり、其より三船の漂民十四人は、日々伊豆相模の代官の邸に呼出されて調べを受け、漸く口書き出來て後

ち、復た勘定奉行の邸に呼出されて、數回の御調を受け、口書き全く出來、調印畢て其本國の奉行及び領主地頭に引渡し、各舊里に歸らしむべしと指命せられたり、因て同月二十七日、漂流人等は船問屋伊勢屋莊次郎の樓上に離別の宴を開けり、其人々には、

土佐人長　平　三十二歲　（在島十三年）
肥前人儀　三　郎　四十四歲
加賀人久　八　三十六歲
大阪人松　兵　衞　四十歲

（以上九人在島十一年）

日向人粂右衞門　五十三歲
秋月人重　次　郎　五十二歲

（以上四人在島九年）都て十四人

此日遺憾なりしは、長平は此程より病に罹り、此席に列なる事を得ざりしなり、其他は一席に團欒し、年久しく憂き島山に在りたりし辛楚艱苦を語り合ひ、思へば悲しく怖ろしく、又助かりし嬉しさに、盃の數も重りて、各々喜悅の眉を開き、今は恨みもなしと口には云へど、昨日まで親とも子とも兄弟とも、互に賴み賴まれしを、今日を限りに西東へ、別る、ことの名殘の惜しさ、互に惜み惜まれ、頓て泣々袂を分ち、各々歸程に就きにける、

日向人八　五　郎　七　五十二歲　加賀人市の丞　四十四歲
江戶深川人吉藏　三十六歲　出雲人清　藏　三十五歲
南部人三之助　三十歲　越後人由　藏　二十五歲
秋月人甚右衞門　五十八歲
日向人八　五　郎　三十九歲

無人島談話目次

上卷
放洋始終
下卷
地形　方位
氣候　物産
洞穴　服飾
食料　器材
衾名
附錄
土州船漂落紀聞、　大阪船漂落紀聞、
遠州船漂落紀事、　江戸船漂落紀事、
日州船漂落紀事、

鳥島物語　終

校者曰、漂流の書類甚だ多しと雖も、就中最も面白く讀まる、はこの一篇なり。次に出せる無人島談話の上卷を燒直せしものと思はる、著者明ならず、標題も亦傳はらざるを、假に鳥島物語と命じたるは、予のわざなり。

（此日州船の紀事は、別に採錄せり、其他四件は、別に詳說あれば、今之を省く）

校訂者曰、本書の著者は、本草家にて、本文苦みて漢語を用ひ、文理澁硬なる上、焉馬烏鳥の誤寫多くして讀むに堪へず、然れども未だ類本を得ざれば、獨斷にて正誤せしもあり、又、括弧内に書するものは、すべて校訂者の挿入にかゝる、修正も考證もあり、

明治廿六年五月念六一讀

明治三十三年一月念六識

無人島談話上卷

薩摩侍醫曾槃識

放洋始終

日向のくに諸縣の郡志布志浦なる運送船に、を業となしける、原注なり、以下同し、帆幅五端、住吉丸と號す、船主は中山屋三右衛門と云、時に寛政元年（光格天皇の朝、德川家齊將軍代）己酉の歳十月、楫師一人水手三人都て四人を雇、（ひ）、かぢとり宇助、水手八五郎、惣右衛門、胡麻鯨善助、みな同郷志布志のものなり、魚の裝苞を載（せ）、同月二十九日風便をうらなひ、僉妻子兄弟親族と、およう盞を屬し、かりそめの別を決（し）、順風に颯（り）よすかたしら浪のうへえと潸いでける、此日天象澄爽にして、つねにみるめの海なれば、心にかゝる隈もなし、但老境の宇助、聊病ありて、氣色つねならねば、僉老をいとひ、商議して、船を福島のみなとへ繫（ぎ）、宇助を故村へ還（し）、かれが代として甚右衛門をやとひける、福島は、即日向の地にて、志布志をさると三里、秋月領なり、甚右衛門は同所今町のものなり、同二十八日の朝風に開帆し、此日内海の畏に碇宿（り）、鵜戸の祠を拜す、内海また日向の地にして、飫肥領なり、鵜戸の翌日微風に競（ひ）、なにしほふ日向の大灘を、夢の枕に細島のみなとへいたる、細島はまた日向の地にして、我くにのお

ほみなとなり、志布志をさるこゝにしばらく風便をまち、晨炊晩爨の水をとり、すでに西かぜをえて開船し、飛鳥のかけるがごとく、十一月二日に備中の國玉島にいたる、玉島は、備後のくに鞆のみなとより東五里灣曲のうちにありて官領なりといふ、蓋一小の港里なるべし、今こゝに日本輿地圖行程記、および國華萬葉記等を閲るに、この名をのせず、私貨をひさぎ、また綿花の裝苞を載(せ)、歸帆の期も程みえしに、いかでか惣右衛門善助、ともに病にあひて、動作つねにことなれば、幸こゝに淹留にてありける、秋月の重次郎をやとひ、同月十五日に其地の商戸と互に來歳の交易を約し、開船を祝(ひ)て此日玉島の環曲をいでければ、備後の浦わたりより風少く、ふね行かねたるゆへに、鞆のみなとへ停舶て、翌日(の)日さしいづる比纜を解て、安藝のくにまで心よくはしりけるに、また囘風あしく、かるといふ所に落帆す、かるといは、安藝の地にして、少の村落ありといへり、こゝに累日天象をうらなひ、漸順風徐にきたり、(ければ)、頓にふねをいだし、西風にきほひ、周防なる上の關のこなたをはしるうちに、風またかはりて、になひといふ所に碇泊(し)になひは上の關の東半里ばかりにあり、わづかなる島にて、人家なし、海泊風波をしのぐ所なり、是周防の屬島なりと云、こゝにまた日をうつしけり、時に風飄然として(出)來(れば)、直に船首をまはしいてけるに、はや廿日あまりの月なき宵の空なれど、常にみなれし連山疊峯をとり、霜寒(の)夜をこえて、細島の湊へいたりけり、頃は同年十二月二十六日なり、いつしかに、ふる郷の空の渡りもやしほのうえに程みえて、なみゐる人の春をとなりに心いさみていそぎけるにや、すでに二十八日の比天

象もあらましに見ながしけむ、東風に開帆して、あかねさす日向の灘を、我がもの顔にかくる大洋にいでしとかや、かくて風は東北にかはり、海氣朧々としてくらく、亥の刻ばかりに淅瀝として雨來(り)、寅の刻とをぼえし頃、西風はげしく起(り)、終に細島のかたより十里ばかり放洋ければ、西北のかたをのぞむに、日向の山々峯々は、朦氣のうちに幽なり、僉愕然としてせむかたなく、逆風に漂流す、凡舟子のこと葉に、たゝよひ流るゝことを、つかせはしりといふといえり、こはいかにと、ひたすらに船神潮神をいのるばかりなり、烏羽玉の夜はすでにあくるといへど、雨猶頻にして、西風いよ〳〵はげしく、駭浪の音高く、煙波のかぜくらく、眉を歛て四方を顧に、渺茫として、方向をうしなふ、此夜もまた星光なく、船蕩々として行方をしらず、驚濤鳴浪は、猶震雷にひとしく、こゝろ悸(き)かたち縮(り)、遂に臥(し)、神號佛名をとなへ、曉をまつに、風猶厲し(く)潮水湍急にして、其勢山を拔がごとし、午の刻とおぼえし頃、海翻の所にあたり、潮水相たゝかふ所を、舟子の詞に、あるひは是をしほさひと云といえり、舵いたみ舳やぶれ、潮水船中に滲いり、みな周章してこれを防(ぐ)、漸して其所をかたむることをゑたりといへど、かゝる大洋風波のうちにありて、要具を損し、いかで大地へよるべきかたなし、かちのはら板を、舟子のこと葉にあるひはわかはと云、これ洋船第一の要具なり、僉密に思ふやうは、壽域こゝに窮(り)けむとは、裝苞を擲(ち)、牙檣を伐(り)、髻を薙(り)、あら鹽のやしひのうちに投じ、唯神是誓(ひ)、勢州天照太神、讃州金毘羅なりといへり、按に金毘羅てふ者は、實に素盞嗚尊なるに、有合の徒みだりに天狗の所化となしけると、いと淺まし、寒心落膽、白汗淋漓として、

艫のかたへ、一房の垂綱をながし、舳を先にして風雨の中にたゞよひげる、難船柁なき時は、へさきたれつなをながし、さも先にして、流るゝなり、かゝる時は、船粗漏すといふ、夜のあくる頃、漸風をもちて雨のみ降けれど、渺瀰たる大洋なれば、くせざれば、船粗漏すといふ、夜のあくる頃、漸風をもちて雨のみ降けれど、渺瀰たる大洋なれば、滄瀾搖盪として、辛楚艱勞いふべくもなし、神を拜（し）請命をいのり、かくのごとく夜も日もわかず、いつしかに曆日もうしなひけり、あるある日白日明朗の時ありて、其外を瞪目す（る）に、一斑の孤島なく、うち寄て羅針に南北を測（り）、また日の出沒をみて、東西を知るといへど、もとより經緯の高低、をよび推歩宿度は味ければ、何のかたに在ことを知らず、はじめ、西風にはなたれければ、但東方にありと思ひけり、かくて潮汐に任せ、鳥もかよはぬ渺漫のうへに、空く星光をうつし、うき身をしのぎけるも、はや廿日斗とおもほゆるに、糧は遂に盡て、せんかたなく潮水を酒樽に盛て、時々渴を愈（し）、梶服をしのび、神明の感應をまつに、ある月かすかなる頃、正月二十八日か、九日とおぼゆといへり、あしたより海氣靜にして空澄わたり、一片の纖雲なく、歷矚うちに、煙波の末（に）、ひとつのをしまあらわれたり、船より三里ばかり隔てみへたりといへり、みな力をえて、げに島はもみえわく斗になりて、島をさること一里半をしまの山おろしの起きて、船はいかにもよりかたなく、僉おもふに、今此島をうしなはゞ、此世のかぎりならむとて、すみやかに錨を施（す）に、海ふかく抓とゞまらず、つな三房をつなぎておろすといへり、島はいよ〳〵隔ち、ゆふ日つれなく入て、うばたまの暗にまどひ、憂心沖々として曉をまちわびけるに、船は遠くへだつといえど、もとの方位にあり、島をさること三里餘りなりといえり、みな商議して、神籤をつくり、一は本船にありて、自然を待べきか、一は脚船にうつりて、孤島にのぼるべきかとしるし、誠心誠意をなし（て）ふし拜（み）、籤を決するに、脚船のくじを見たり、船長揚々としていざや脚船をおろせといひければ、みな〳〵、疲勞をわすれて、たちまち淅瀾の上に放游す、時に船長、潘府章號の小幟と津口鎭衛の文券をとりいだし、八五郎にわたし、假令身は溺るとも佩てうしなふことなかれといひこれは、其この如（く）に守、善助と與に脚船にうつり、次に船長船神を載てうつり、うちつゞきみなとり〳〵に船具匠器を携うつり、本船をうち捨て、星をいたゞき、おしまのかたをさして潛行ほどに、丑の刻と思ひしころに、浪いとたかき島のきしに下矼（る）、丁ばかりといえり、あかつきを待けるうち、すでに崖上より、散髮裸體の人、或は纔縷をきたるもの六七人立ならび、喧叫の聲〳〵として辨すべからず、其風貌骨相、我くにの人にあらず、あやしき樣なり、其きしを望（む）に、かゝるあら海なれば、磯石怪危、落むとしてあやしき島は、道なき國にやありけむ、これまでとなる島は、道なき國にやありけむ、これまでとぶきいのちをわたり、今此所にいたり、かれ等が爲に浪死せむもいとはかなしとて、洋のかたへ船首をむけていでけるに、人聲愈高（く）雲外にひゞきければ、我くにの辭夙にきこゆ、僉い

ふは、かならず他の國にあらじとて、頓に船をまはしおしよすれば、潮水澆磯てむらかえり海嘯のごとく、時に八五郎逸先かけて抛綆を持て一丈餘の高岸え投ければ、島人是をとり、八五郎を牽揚ける、即其人に對し、是何の國といふことはしらねど、我等は皆日本のものなりしに、往歳にこゝに漂到し、累年かえるに由なく、日夜日本にかよふ船もありなばと待侘ける身にしあれば、今このふねをみて悦(び)かぎりなしといひけり、又其心ばえを想みるに、直なる樣なれば、持たるてなはを脚船にほごこし、彼人もろともに牽よせ、五人のものどもかはる〳〵船具匠器を携（へ）のぼりけり、其空船は、頃刻の間に暗礁に遮(られ)、竟に破(れ)にけり、ありける人、即索に就て水際にいたり。其船材を繋〻め、後崖上にをさむ、是よりして、ありける漂人と水魚のまじはりをなし、互に若干の悲をかたらひける、此時、土佐のもの一人、大坂船のもの十一人、都て十二人あり、按に、大坂船のもの、はじめこゝにいたりし時、二三日を過て、食をもとめむために、阻雖のみちをよぢ、山上にのぼり、崖下を望(め)ば、おやしき姿の人ひとりたゝずみたるをみて、これをたゞり山をくだり、其人をみるに、昭暗打て髪をかうぶり、烏羽ひとへを衣たり、げにおそろしく覺て、暫じさいまりけるに、其人聲をかけしかゝ〳〵のことを云、是綿布のぼろにあらず、俗に烏羽をぼろといふ、是ぼろとほろと、清濁の音轉してあやまるなり、土佐のものゝ云、是長平なり、或説に、ぼろとほろと、清濁の音轉してあやまるなり、つねに茅を薪(とし)、船のもの、火うちなたづさへ來てより、はじめて火食(せ)しといへり、天水をのみ、異草を嘗、恠鳥を啖(ひ)、たゞ月の盈縮と日の昏暮をみて、立月をうらなひ、浪ならで誰とひよばず、寥々として太古のかたち緬涘として餘あり、僉何のくにと云ことをしらず、かくばかり便なきところに、空く月日をわたり、涙ながらに夙に起てはたがひ

にいふべの夢のみかたり、せちに故郷を思ひて、思ひのみたれ海にみちふさがり、單坐の閑も安からず、一啖の食も甘からず、さはあれど、淺ましき身のうゑにしのびがたく、寂寥の濱に釣し、泚涼の山に捕て、天年をたもち、つねに佛神の妙感を頼(む)斗なり、偶奇峭を攀(ぢ)嶮崖を匝(り)みれば、敗鎗の殘剩あり、又一圓の鐵鏘あり、思ふに敗鍋の痕なり、また一の坎中をみるに、枯骨二叢あり、一叢は函壞て露たり、一叢は白殭しまゝなり、按に、口供には、其一は別の死にありといふ、また木牌二枚あり、ともに文字ありといえど、敗壞堙滅して讀がたし、大阪船の忠八、此を考索するに、一は遠州船とみへたり、歳月詳ならず、一は江戸鹽町宮本善八船一艘、元文三年正月漂着とみへたり、後榮右衞門これをみるに、猶かくのごとしと云、今按に、享保五年、遠州荒井筒山五兵衞船一艘、十一人のり、この島に漂落す、又其後元文四年正月、江戸堀江町宮本善八船一艘、十七人のり漂落し、遠州のものを便船して、同年六月歸國せり、事詳に其日書にみへたり、これによりてみるに、三年と讀鹽町とよみたるは、皆たがひり、此其木牌には、死したる人は、終につまびらかならず、故に其石牌に、たゞ古佛を刻て收葬す、僉我身のはてもかくやあらむと、悲(み)嘆(く)うちに、程もなく大阪船の五兵衞は病に死せり、此時は寛政元年六月とおぼゆ、歳四十餘といふ、其尸を焼て白骨を簞、石碑を建歳月よりり俗名を刻、またこゝに骨を收て、朝夕に一滴の水をほどこし、後は又拂えもち行、幾もなくまた惣右衞門も日々に積癖を生じ、後腹滿膨の症となり、若干のかなしみをのこし、空しく藻鹽のけふりと、ともに消うせにけり、此時また、同年六月二十九日とおぼゆ、歳二十六、葬式は五兵衞とひとし、か、るためしのかずあれば、生還の想かぎりなく、晴たる日は、阜崗のうへに攀て、四方を眺望し、我くにのふねし通ば、此島によせよ

とて、つねに積茅を設、雲火の備となして、かくてとしすでに二週をふれど、絶て一斑の帆影をみず、まれにみるものは、鯨魚の脊(の)出沒し、あるひは神龍雲騰の象あり、きしより一二里、あるひは三里ばかり外に、ありとしことに、一二度、またなきとしもありといへり、またあるひは、鰐魚の恠鳥をとるをみるのみ、大鳥、海上に游泳する時、或ひはにはかに海水旋轉して、鳥水をはなるゝことあたはざることく、ついに其うづまく所へ沒せり、これ鰐魚のとるぞとおぼゆといへり、かゝる世にことなる所に沒落して、再日本えかへるよしなきことを、日々に打より嘆息するうちに、また忠八も病に死せり、此時は寛政四年の六月頃とおぼゆ、歳三十、葬式は五兵衛が時の如し、ある説に、忠八五兵衛ともに、日州船いたらざる前に死と云、僉袖をしぼり、ひとり彼のみにあらず、我々もいつかはこゝに朽はつべき身なれば、假令海中に浪死するとも、をしからぬ命なれば、一葉の船をうかめ、天運にまかせ、人のすみゐるくにゝかへるべしとて、みな心をあわせ、船隻修補のことを企けり、幸に藩府のもの、修船のことに心ありて、匠器を携けるこそ陰助なれば、これよりして、漂到の諸材をひろひ、船材の故鐵をゝさめ、布帆の料は衆の衣服を集綴べしとて、皆一所にをさめ貯、冬は大鳥の毛羽をつゞりて、風寒をしのぎ、明くれ心をつくしけれど、潮汐によりくる物なれば、そこはかとなく、おもふに尚いまだ匠器に乏(し)く、且(つ)鐵釘を錬鎚するに、鍛冶第一の風箱なし、按に、和名抄に云、俗にいふ鍛冶あやまりなり、これ鍛冶を鍛冶といふと、其流習すてにひさし、八五郎かねて其造法をしるといえど、當時善助は病に心をいため、つねに其側をはなれず、敢てみづから製に暇なし、せむかたなく、甚右衛門え其法を具につたへければ、遂に風箱一坐をつくりえたり、時に善助は、日

々に憔悴甚しく、首に黴毒を發し、積癖心に衝て、むなしく異島のけふりとなりぬ、此時寛政五年の七月二十九日と覺、歳三十五、葬式また五兵衛が時とおなじ、僉、身にしみて、傷まとひにけり、ある時、洋のかたより、つねにみなれぬ、良材の漂きて、岸によりければ、みな喜て競とりあげみるに、船底となすべき樟の板なり、此風箱をつくり、凡半年を過てこれをとりえたりといふ、材の長四尋幅二尺ばかりなりといへり、このごろ、みな船の敷木となすべきものあるまじとまとひありしをりふしなりと、後洋船をつくるにいたり、此材に脚船のしき木を縫て、五尋あまりとなすと云、按に、載馗が鼠業に云、登萊一帶は、唯平底をもちふべし、洋過は尖底をもちふと、我くにの船もまたかくのことし、時にあるひは、異木の皮を剝て、水にたゝらし、螺殼を燒て灰となし、其修補の料材、日々にみな面を（不明）もちふ、久七はもとより鍛工のことに心ありて、平面石を鐵碪となし、鐵斧を鐵搥に代(へ)錬鎚の工をはじめ、利用の匠器を製(り)漂流の木臬をとり、捨て炭となすと云、次に鐵釘をつくりける、其器材利用は、いまだこと〴〵くそなはらずといへども、修補の時は、おのづから神の助もありけむとて、みなともに相はかりて、茅のむしろをもて、洋船の形をつくり、是に準じて復摸船一隻をつくりける、長三尺斗といへり、諸材、鐵釘、尚いまだみちたらねど、神籤をとり良辰を決、北方をゑらみて、潮神を祝(ひ)、修船のことをはじめけり、其修補の地、險夷曲直ひとしからず、故に修補のかたはら、其所を鑿し、海に靡にせむとて、おほひに工夫を費(す)、山海に食をとり、暇なく、僉無何有の鄕に洒々として、光陰をおくるも、また何の因縁なることをしらず、凡三年にして、船も船具も皆成(る)頃、路もまた漸平夷になせり、時に船中の盛水桶をもふけむとせしに、竹筐の料たへてなし、

僉腕をまじえて考るに、更所思なし、此頃は、專に神にちかひ、牙牆をつくりし時なりと云、一日海氣晴て、潮水靜なるうちに青々たる竹竿たゞよひきたりけり、僉飛踊して、水際にくだりとり得たり、在島中、凡十年の久きに、青竹の流より來ることなし、此時二三度ながれ來て、五六本をえたりといふ、即これを、篦となし、盛水桶四口をつくり、また牙檣を合接する篦となせり、材四本を接し、四尋一尺のはしらをつくりしといへり、はじめ修船のことを商議してより、歳既にむたびめぐりて、遂に完船修補のこと終り、かねて收る鳥魚の乾時を裝苞となし、また雨降の神をいのり、天水をたくわひける、雨降の神は相州大山の神社なり、これ人智のかしこき、自然の妙、かくの如にして、生還の期も程みえければ、みな商議して、天明以來、三船漂落の始終と、衣食居住器用、かつ洋船修補のことを木牌にしるし、また摸船風箱火燧をよび鍋一口、おの〳〵かたく函中に、納(め)、皆上記を書(き)、洞穴の中に藏(め)、標識を達(て)、後來漂客の助となすのみ、ことみなおはり、風便もよろしき頃なれば、いざや船をうかめむとて、神籤をつくり、一は西方一は北方、一は南北の間の方、此三件をしるし、我しき島の神々に誓をいたし、頓首禮拜して、籤を決するに、西北の間方を得たり、頃は炎暑盛にして、南風吹しく時なれば、あるひは六月といひ、あるひは五月といひ、あるひは七月といひ、みな一定のことなし、今やおそしと、天象靜に南風さだまるをうらなひ、紙をきり幣帛をなし、僉一同に神明の感應を祈(り)、あしたに百木の船をうかめ、雜色の帆を開(き)柁を西北の隅にとり、かゝるあやしき、薄氷におとらぬ、船を頼に、渺々たる天涯をさしてはしりけれど、僉豁然として、鳥の樊をいつるがごとく、雲

の岫をいづるがごとく、心體愉々として歷矚するに、午の時と思る、頃、凡八里程をさるかと見しに、かのをしまは浪間に隱れ失にけり、海は八隅ともに天と攝し、もとより羅針もなく、かけたる帆と、たてたる楫を便に、行方も知らず夜をこめて、同風にはしりけるうち、降しきる雨はなけれど、海翻の所にあふこと、凡四五回、しかはあれど、海靜にして船恙なく、其所を過(ぎ)、日五日を經て、ゆふぐれに、艫のかたにあたり、一島をみたり、これを的識となして行程に、あくる己の刻と思ひし頃、其島の岸に、木碇をおろしければ、しばしの間に、島人かはる〳〵にいできて、百木のふねに雜色の帆なれば、あやしとやおもひけむ、後遂に船をきしに牽よせけり、即産所船主およびしか〳〵のよしをしめし、其岸に(上り)つく、島人既に船を陸にひきあげけり、よる浪あらく、大石にさへきり、ふねのやぶれんことをいとひてなり、とりもあへず、島の名をたづぬるに、これなむ青か島てふ所にて、八丈島の南、三十五里にあり、按に、海島風土記には、三十里、島谷某の説に十八里と云、僉欣然として、神佛をふし拜、涙ながらに、歳月を尋るに、是歳寛政の九年なり、けふは六月十三日なりといえり、此時、はじめて六月八日に、かの島をいでしことをしるといへり、島吏とおぼしきもの來(り)、あらましに漂落の始末を記と竣(り)、島人とともに、嶮崖斷壁の層梯を攀ぢ、上(り)、平夷の所にいたり、屬隷の家に僑寓し、猶詳にしか〳〵のことを云けるに、島吏より晨夕の草糧をいだす、芋魁、芋梗、あしふとの類なりと云、此所に來て、漂落以來、はじめて、相思の煙を吐くことを得たり、折ふしに、島人とふらひける

故、此島の有樣をたづぬるに、往歳火脈沸湧して、村落一時に湮沒し、これより島民、居を八丈島えうつす、按に、此島は、天明三年に火脈を發せしと、井上貞才が曲島記にみへたり、其後なをさること四年にして、八丈島より男子九人かへり、履田をおこせしに、また近來田鼠穀を害し、粒食をたちければ、今に八丈島より通便なし、穀種を得ず、今は但草糧のみなり、頃間、甘藷僅に蕃殖せんとすれど、來歳のために、其種を戸口に分配せしにより、またいまだ藷糧もなしといえり、又かの島に在し時、くらひし、物産をとふに、おほくは此島にありて、其名稱を得たるもあり、按に、青ヶ島の地勢風俗は、詳に海島風土記にみへたり、故にこゝに略す、かくて、日かずをふりけるゆへ、八丈島え送らせ給へとゞけるに、嶋吏のことばに、今更に通船もあるまじとて、かの百木の船をしたゝめ、按針のもの二人を副（へ）、吉三郎吉藏といふもの二人なりと云、同年七月八日辰の刻に開船して、順風にさほさし、同日寅の刻と思ふ頃に、八丈島大賀郷、八重根のみなとにいたれば、いつしか、高阜より、遠く望て、つたへけるにや、地官のたぐひ既に海瀕になみ居たり、按針のもの、即總官の如（き）人に就て、其概畧をゞければ、登岸のことすみ、官亭にいたり、地官相列（り）、兼地恒七兼地左内兼地左平治奥山左京服部源五郎なりと云、屬隷共僉名をしるし、爰書を錄し、また同眼いでゝ、載來の匠器雜具完船を詳錄して、其品はしばらく地官にいだしたり、但布帆を請、僑居に就て各一襲の衣を製す、朝ゆふの給食は、天威によりて勞なし、木麥仁を賜みつあり、あした草岩菜かやうなるものを麥に和し、かゆとなしくらふといふ、岩菜の樣なるもの、いまた詳ならず、はじめ八重根にいたりし時、糯米をくらひけるに、世にことなるものをくらふに似て、この時蚘虫うこき、少しく痧疲を患といへり、

時に屬隷に請て、携來（れる）斃者の骨を宗福寺に收葬し、各其郷里俗名、および大凡の歳月を刻（み）、石牌を建、いさゝか誦經の施を賴けるとなり、僑居にて、つねに守番かはる〳〵ありて、みだりに出あるくこともゆるさず、またつねに歸郷の心絶ねと、今は公にかゝる身にしあれば、こゝに一向に地官の命をまちゐけるに、經承より迴船の命ありて、同年九月四日に官船に乘、酉の刻ばかりに開船（し）、船長水手共に十人、兼地左平次同船、漂客十四人、都て二十五人なり、翌五日日さしいる比、東南の風はげしく、船いくたびか海翻の所にあたり、雨いたふ降て、船は木葉の浪に翻（る）が如（く）搖蕩す、衆みな雷同して、神に誓（ひ）、漸其あやうき所をしのぎ、夜既にあくれば、海氣穩にして終日風東南のかたより來り、船はきほひてはしりけり、ゆふぐれより、空のけしきいと暗（く）、戌の刻ばかりに、東南の風ことにはげしく、驟雨驚浪の聲大虚にひゞきわたり、目みるべからず、口道（ふ）べからず、心うごき神おどろき、時に船長神籤を決し、丞に帆を落（し）、只檝をたよりに行方しらず流るほどに、丑の刻の比より、漸風靜にして空はれ、星光きらめきわたり、西風おほひに起ければ、僅に布帆を揚（げ）、東のかたにはしるに、一島あり、此豆州屬島の新島なりと云、また其側に小島あり、豆州屬島圖をみるに、此新島の屬島なり、即其東に碇宿（り）、あしたに其小島のきしにとゞまり、此夜たゞに停泊す、あくる七日の朝、南風を行てゆふべに、伊豆のくに洲崎にかゝる、同十七日にこゝをいでゝ、此夜相模のくに浦賀に下矴、同十八日浦賀の鎭衞に船をつなぎ、屬官文券

を檢口供を閲す、竣て同十九日、倘こゝにあり、風便をまち、同廿日に發船し、同廿二日に江戸鐵砲洲みなとへいり、上岸して船社に滯留し、船會所は伊勢屋莊次郎といふ、日々に八丈島郡官の邸にいで、審問を復言すること凡三回、此即口書となる、九月廿三日事白て、公署に付渡せられ、公署は御勘定所岸根鹿前守、また考官の審問を復言すること凡五回、是また口書となり、同年十月二日、同年十月十日、公署より邸官に付渡せらる、我俠、徑承の方をして、其始終を聽、艱勢を察し、饑寒を憐（み）、惠民慈愛の志日々に深し、槩また其人にあひ、此記をつくるに、皮毛洒々として、戰慄の思ひにたえず、甚右衛門が同郷の濱崎宗吉といふ醫生、業を東都にまなび、なが頃にして秋月えかへり、彼が類族、其流失せし七年回忌をとむらひに、あひて、また東都に來る頃、甚右衛門にあひて、はじめは再造人のごとく、あやしく覺けるとぞ、かたらひけり、同月廿七日に、回島のものみな互に送別の宴をもふけ、船社の樓に會集して、相與に杯をあげ、萬歳をとなへ、各袖をしぼり別けり、ひとり土州の長平は、病に臥ねたるこそ、あはれにかひなし、我藩のものは、同年十一月三日に歸國の暇をたまはり、甚右衛門重次郎と、また路程のうちは、藩府のものに屬し、猶盤纏を給て送吏を屬し、またみちに褒願のことをゆるされ、伊勢讃岐の兩所えまふてけるとぞ、僉國恩をいたゞき、揚々として玉鉾の影ふむ路にいでにける、げにあとなき島の、またふる巢えかへる如（く）、これみな還魂の漢といふべし、

無人島談話上巻　終

無人島談話下巻

薩摩侍醫　曾槃識

地形

ことし漂落のもの、遮洋の船をつくり漕（ぎ）いでける島は、我くにの南洋一個の荒島にして、かたち圓帽の如（く）、周圍おふよそ二里程有（り）、按に、元文の口書には、一里としるす、其高（さ）凡（そ）十七八丁、これ行歩の路程をいふなり、按に元文の口書に百三十間といふ、是蓋直立の高をはかりみていふなるべし、四周の岸は皆斷壁にして、奇巒城のごとく、猱猿といへどもいたりがたく、山勢巉然として危石落（つる）が如（く）、崔嵬として復躋（るべからず）、實に目これをみるにあらざれば、其危（き）をしるべからず、はじめいたる所の西崖に、二洞あり、此洞は、始大坂の人住ける所なりと云、其下は、千尋の海に望でめぐりがたし、上嶽崎のところを攀、怪鳥の栖宿する所を過ぐ、上崖にいたれば、崖につらなり小坪あり、嶮崖十餘丈の下は、碧綠の潮水をひたし、駭浪の聲、つねに高阜にひゞき、また北行すれば、洞穴の所にいたる、これ新口六洞ある所なりといえり、東にめぐれば、纔に環曲のみなとに似たる所あり、其上に小阜あり、是修船の地なり、洞穴をさること凡四五

丁なるべしといへり、左右の壁立削が如、飛石上に掩(ひ)、此より南は阻難にして行べからず更(に)、故道(に戻り六)洞穴の所より、其嶺にいたるに、恠石峭瘐さらに人跡のいたるべき所にあらず、其中央以上に登(り)其頂を望に、三尖の峰離列せり、其中嶺ひとり頗高(く)、東西の嶺は稍低(く)愈々のぼりて三峯折裂の所を窮(むる)に、此より以上、皆礁礫頂蹋として昇べからず、蓋いづれの時か、胍豚沸湧し、突出するもの、ごとし、其尖峯の麓、北より南へ巡て、二道の小谷あり、（はゞ半丁長四五丁に過ずと云、）茅草叢蕃し、此怪鳥の栖宿する所なり、北のかた幽谷のきわまる所に、一大洞有(り)、（わたり四五十尋ふかさ三十尋ばかりといふ、）其西南のかた、谷盡て崖をのぞむ所に、また一大洞あり、（おほひさ北洞にひとしと云、）これより南崖をのぞむに、巉巖磊々、是を窺ものは、神をうばゝれ、これを望者は魄を去(る)、其下にいたれば、異木屈縮して、一叢の小林あり、漂落のもの、時をうかがひ、こゝに來住す、玆より西またひむかし、皆壁立の所にして、めぐるべからず、凡此島、上下四周、皆石壁、まれに草ある所に土ありといへども、其厚さはついに一尺にみたず、大風雨にあふ時は、茅草の蟠根剝落して、山骨滑然としてあらはれ、復茅芽を生ずるに由なし、蓋南方窮髮の山といふも、また此たぐひなるべし、我藩の漂民、偶粘土をきづき實して、其地形を模出(す)、今は概略を示(す)、故にこゝにいさゝか地形を識(し)、また其圖を縮て後に繪載す、蓋一を擧て十を遺(す)のみ、

方位

夏六月八日に、無名の島を正南の風にいでゝ、檝を西北の隅にとり、帆をとり檝をひらき、（舟子のことばに、これを口まさもといふといへり、）同月十三日、青か島にいたる、（此間六日たえて島影をみずといえり、）元文漂落の口供をみるに、元文四年三月十日より、同二十五日にて、凡三里斗を隔て五島相つらなり、無人の島あり、同二十九日此無名の島にいたり、同年四月二十七日より、戌亥のかたをさして開船す、（此時は、又島地官の聞書に、辰巳の風にいてたりとしるせり、）同二十八日より一島影をみたるに、回風あしく、翌五月朔日に、八丈島にいたる、（按に、此船脚船なり、此間五六日、海上にあり、聞書には、八日にして八丈島えいたると云、）海上の里程及び島の方位は、詳ならず、あるひは、二百里といえり、また島谷某が記をみるに、延寶三年、閏四月九日のゆふぐれに、八丈島を開船して、同夜青がしまにいたる、其間十八里（或説には三十五里、）同十日夜、四十里にして岩島あり、同夜二十里、同十一日晝四十里にして島あり、脚船にて流覽するに、周回三里斗高二丁程、岩間に小木あり、黑白の島栖宿といふ、（此間里程、八丈島よりおほよそ百十里、）是この島は、此にいふ無名の島なるべし、今諸説を對考するに、日本は辰巳のかたにあたり、其里程はかならず二百里のうちに有、また地球(圖)によりて此島を察(ずる)に、八丈の南、琉球の東、無人の北、二十七八度のうちにあたり、六島一叢の圖なり、八丈をさること斜正凡四五度、（我國の里程にして凡三十里を一度となすといふ、）これ日本より、凡辰巳のかたにあり、今抄錄する所の諸説と、其方向里程及び島數、皆相符合す、おもふに、彼

の無名島は、かならずこゝにいふ六島一叢の所なるべし、しかはあれど、天地の濶、今管窺蠡測のことを以て、これを窮詰するにあらず、尚後の考索をまつ、此島は、もとおのづから無人の島にして、名稱なし、漂民は、私に鳥島と唱へるとなり、青か島の六人、單になづけて、無人島といひけり、按に、世にいふ無人島は、小笠原島と呼所にて、此島と異なり、清の隨園が新島譜に云、海水彭湖にいたりて、漸低、琉球にちかき時は、これを落際といふ、落は水落としてかならざるなり、閩人臺灣に過て、風にふかれ、際中に落、思(ふ)に萬に生理なし、忽大震一聲を聞、人々跌倒して終にうごかず、徐にこれをみるに、方に一荒島にいたることをしる、岸上の砂石盡是赤金、怪鳥あり人をみてとばす、人のゆくときは、捕てこれを食といふ、此また無名の島に似たり、姑異聞をしるし、後考にそなふるのみ、

氣候

曆日、はじめ正月を覺、月候をしるしけれど、後は閏月を、しらずして、遂に正候をうしなふ、日候は、滿月を十五日とさだめけれど、晦朔は詳ならず、按に、享保の聞記には、よしの葉に、朔より晦までの、日かずをしるすといえり、ことし歸るものは、よしあしのあることをいはず、

春、正二月とおもふ頃は、日州の九月頃の氣候とひとし、日州は、北極出地三十二度なりと云、按に、日州の九月

は關東の八月に似たり、

夏、五月とおもふ頃は、大鳥とびさりて、いつくへか行、夏至と思ふころは、旭日ことにあつく、正午の日、中天に、かゝり、炎暑尤烈く、人みづから其影を蹈(む)、按に、夏至の日は、赤道をはなれ、北方え二十三度半行也、今此島を察するに、蓋二十六七度の中にあり、按ずるに其照臨するところ、當にしかるべし、

秋、八月とおぼへし頃、大鳥來(り)、秋の三月と思ふ時は、大抵大地の夏とおなじ時候なり、時々燕鳥むらがり來、此琉球の風土に近し、

冬、嚴寒の頃といへど、霜雪ふることなし、水またこほらず、つねに暖和にして、繙縷一襲、あるひは毛衣一襲にてさむからず、たゞ異木の葉、隕落するのみ、

四季、青艸たへず、琉球にひとし、中山傳信錄に、時寄ありと云、四黃鶯つねに麗韻を囀(り)、繡眼兒また其聲を和すれども、是を耳に悅(ぶ)ものなし、憎(む)べきは、數千のからす、洞穴をうかゞひ、空乏の糧をぬすまむとす、また蚊蠅おほく、其かぐるゝこと、一歲のうち纔に二月にたらず、また羽蟲のあくまで血をすふも、いと物うし、

風、大地とことにして、つねに大風あり、冬月の頃は、日々にいよ〳〵烈(し)、按に、清の王漁洋が香祖筆記に云、臺灣風位、他海とことなり、風大にしてはげしきものを、颶となす、

按に、物井菴云、颶當に颶に作べし音貝、其ものを颱となす、颶は倏發て倏止也、世につねに連日やまず、正二三月發ものを颶となす、五六七八月に發ものを颱となす、九月は北風はじめてはげし、あるひは連月にいたる、これ此島の風俗、臺灣と較相似たり、按に臺灣は、北極土地二十三度餘なり、

雨、　冬の頃は、時雨などのやふに、しば〳〵降けれども、たちまちまた晴けり、春の氣候とおぼへし頃は、半日ばかりもふりつゞくことあり、みなつゝめて、これを石罅岩坎の小池のうちへ汲貯(ふ)、

雷、　夏秋交、鳴わたることありといへども、其聲は遠し、四季なべて大地よりまれなり、

震、　つねに驚浪の聲たかきゆへにや、震動の聲あることをおぼへず、享保の口供をみるに、凡二十年のうちに、やうやく一度震動あることをおぼゆるとぞ、此時海しづかなりとしるせり、

潮煙、　俗に浪のほといひ、またしほじけといふといへり、按に、これはおふかたの名稱にはあらず、蓋日州地方のことばなり、此煙波大風になびき、高阜の香茅をひたし、茅皆かれて、咸黃阜となる、また幾もなくして、青阜となる、

疾、　おほくは皆水腫を患て死たりけり、享保の漂民もまた、四人水腫を患て死としるせり、按に、淮南子、墜形訓に云、崔下の氣腫おほしとみへたり、これ岩洞にありけるゆゑ、即崖下の氣に感(じ)をかさるゝものなり、

物産

茅、　古名智、また智加也、按に、いにしへの時、かやといひしは、凡くさをなべていひしことばとみへたり、即草野姫鸕鷀草のるい是なり、尙つまびらかに、源君美の東雅にみへたり、八丈島の土名に、馬草といひて、其匂萠を馬にかふといへり、此山巘の間、土ある所に生て、四季つねにあり、時々煙波をかうむりて、枯るといへども、たちまちまた生す、大地にあるものより葉やはらがにして芒刺なし、其嫩苗をとり、日にさらし羅となし、履となし、索となし、其老たるは、笠となし、薦となし、筵となし、またつねに薪にあてもちふ、其利ことにおほし、

隨牟秡、　これは大島土名なり、按に、すむばは酸葉といふ名の轉訛なり、漢名酸模、漂落のもの、誤て和大黃といへり、和大黃てふものは、漢名羊蹄俱、本草綱目にみえたり、酸模羊蹄一類二種にして、酸模は葉稍小にして莖赤、其味みな酸、おほくは原野の旱地におふる、羊蹄は葉大にして莖青く、根黃色味澁し、喜て下濕の地に生ず、しかるに、綱目みな水草の部にいたすもの尤いぶかし、漂民はしめ煙草にうゑて、此葉をとりかはかして、換もちふるににほひあしく、後はやみにけるとなり、

延別圖、八丈島土名なり、按に、是えひつかといふ名の轉訛なり、舊和名抄に、えびかつら と注せり、今俗また野葡萄といへり、漢名紫葛、本草綱目にみえたり、莖葉ともに葡萄に似て稍小なり、花もまたひとし、後に小黑子をむすぶ、其みたり潰これをとりくらふといふ、

葦顔、丹波長平の和名類編に、これを隼人草と注す、漢名旋花、本草綱目にみへたり、漂民皆葦さし花をみて、朝顔といひけるこそ、いとあやなし、

保弩父里、薩摩方言なり、其草莠の類にして、尤不用の草なり、

波稜、青か島土名なり、海島風土記に、はんはとしるせり、此海藻の一種にして、かたち裙帶菜のごとし、狹小なり、とり得て煮くらふといふ、日にかはかす時は、硬靭くらふにたへずといえり、漢名いまだつまびらかならず、

異木、口供に、いつさきに似たりといふもの是なり、按に、拾桐、俗にいふ青ざり、薩摩方言に、いつさきと云、其幹屈曲して、一丈にたらず、春のひ、嫩莖を擢て、葉を發すること、梧桐に似たり、夏月のころに碎花をひらき、後に實を生ず、其かたちまた梧桐に似て、小なり、うち山にあり、芥子のごとし、あるひは、白麻子に類すといふ、時をうかゞひ、其嫩莖を剪、皮を剝、水にひたし、其たゝるをまち、日にさらして、索繩につくる、此梗は、煮て引火の灰となすに堪たり、冬月にいたれば、其葉みな飄落す、此樹わづかに南崖嶮峭の所にあるのみ、按に、海島風土記に、安か伊の

木といふもの有、樹梧桐に似て屈曲す、其性やはらかなり、其葉また梧桐に似たり、往者に、田村西湖、伊豆小島に往ける時、此樹をひたしてみるに、本草綱目に載る所の楸なりといえり、こゝにいふ異木も、あるひは即楸なるべし、尙後の識者をまつのみ、

米虞美、薩摩方言なり、予大方にいふ春ぐみ、漢名胡頹子、本草綱目にみえたり、樹の高僅に五六尺斗（り）、其圍り五六寸に過（ぎ）ず、葉は樝子に似て、面青背白、其實は三五相つゝりて枝にうつ、故に延喜式に是を諸生といふ、また本朝式に、諸生子といえり、わがくにの俗、およそ物おほきをいひて、諸といふなり、其實赤く、ついゆる時をまちて、とりくらふとぞ云、

豆藤、またしことこといふ、供に八丈島土名なり、樹の高五六尺、莖にがく、葉は枇杷に似て薄（く）、且やはらかなり、冬月かれて、春月また新芽を發す、春夏の交葉間より穗をいだし、小碎花をひらき、小子をむすぶといえり、按に、井上貞方が、八丈島回島の記にもまた此樹を載（す）、樹聳直にして、高二丈ばかりにいたる、本心に麩あり、其材は用にあたらず、葉は柿に似て柔なり、仲春穗を擢て小花をひらき、季夏實をむすぶ、其形、空木に似て、數十連綴す、熟せば黃なり、豆藤といふ名、此によるなり、今按、に此（れ）荊の類なれど、確當の漢名はいまだ詳ならず、

宇具比須、　國史みな鷺字をもちふ、按に別鑑類函に、顧渚山記を引て云、山鳥烏鴉のごとくにして蒼白、二月にいたることに聲をなすは、春起なり、三月にいたり止は、春去なり、茶を采(る)人よびて、報春鳥となすといへり、これうぐひすの漢名は、卽報春鳥なるべし、烏中にあるものは、四季つねに啅、只冬月は、聲に靈韻なく、しはかる、といへり、また按るに、今唐山の人、呼て紫鵐鴒となすといえり、

花吸、　薩摩方言なり、關東にて眼白といふ、此鳥、眼眶色白(し)、故にかくいふ、漢名繡眼兒、常執緜志にみえたり、烏中に產するもの四季つねに和鳴すと云、

燕、　和名抄に、爾雅の集注を引て、鷰をつばくらめと訓せり、按に本草綱目に、越燕、胡燕、石燕の三種あり、おもふに和名に訓する所の鷰は、蓋卽、越燕なるべし、胡燕は、つばくらめといふ、石燕は、いはつばめといふ、今此島にわたるものは、まさに越燕なるべし、秋の比むらがり來るといへども、栖宿する所、なきにやひさしうと、まらずといへり、また按に、徐保元か中山傳信錄、七月令に、玄鳥來るとしるせり、此島の風氣、琉球にひとし、

烏、　萬葉集にからすは、くらしと、いふことばなり、按に、爾雅に、純黑にして反哺するものを烏といふ、說文に、孝烏といふもの、卽これなり、俗にはしほそからすといふ、又大嘴にして、性貪(る)ものを、師曠か禽經に、大嘴烏といふ、また燕烏、山烏あり、本草綱目にみえたり、これ烏に四種あり、此島にあるところの者は、大嘴烏なるべし、はじめ少しありけるに、後は卵育せしにや、群集して、食に就(き)、巢夕是に勞すといへり、

志良夫、　八丈島土名なり、是白質黑文の鳥ゆへ、かくいふにや、南部にて、しかべと、いふといへり、漂民は、みづから名づけ、大烏といふ、其形鷲に似て尤大なり、兩翼をひらく時は、凡六七尺あるひは七八尺あり、全身白色にして、つばさの端と尾の稍みな黑色なり、嘴のいろ黑く、あるひは淡紅もあり、唇に近き所淡青にして長五寸ばかり、脚もまたあひるのごとくにして、色青黑　按に、海島風土記には、はしとあしみな黃色に點きたり、掌に蹼あり、八月と思ひし頃、東、茅間に栖宿して、卵を育し、つねに海中にいり、魚を捕て餌となす、海島風土記に、鳴聲、鴛に似たりといへり、卵のおほひさ、拳のごとく、雛は、はじめ灰黑色にして、春毛羽を換、五月の頃と思ふ時飛さりける、此島人をみておそれず、島谷某が說に、青か島に百里餘にして、鶴のごとき、黑白の烏あり、水手みづから捕といふもの、またこれなり、按に、新齊諧に、落際の惟烏、人をみてとばす、人うゆる時は、捕てくうふといえり、是またこゝにいふ、しらふなるべし、また按に、元の陶九成が輟耕錄に、信夫緣といふ鳥あり、按に、謝在杭信天翁に作る、又本草綱目にもみえたり、鵜鶘の注是蓋又しらふなるべし、篤信は洋の太夫一名あほふ鳥と呼ものを、信夫緣となす、今按に皆同物なり、

左々魚、　八丈島土名なり、九州西國地方まで、ちむ鯛といひ、關東にて黑鯛といふもの、一種にして、漢名烏頰魚なるべし、明の何喬遠か閩書南産志にみえたり、鱗くろく、あるひは青黑色、肉しろし、此島にてつり得るもの、おほひさ七八寸より、尺餘に過ず、四時つねにあり、海島風土記に云、十月より正月の末にて、うむはと云、藻くさを餌となし、糸三四十尋を垂て釣(る)、頭黑鯛に似てあぶらふかし、臭氣よろしからず、大なるをやぶ鯛と云、小なるを、をはくろと云、また皿渡といふ、此魚菜菜蔬および雜穀をまじへ煮てくらふ、冬春の民利となると云、

沒古、　薩摩方言なり、漂民名つけて赤魚といふ、關東にて赤目張といふ魚のごとし、またはさこに似て、長五寸ばかり、鱗くれなゐにして、肉しろし、これ蓋明の鄒善長が、彙苑詳注に載る所の、緋魚の類なるべし、按に、海島風土記に、きすの魚といふものあり、夏より秋のころまた洋にて釣、丈は二尺餘もあり、肉やはらかにして、あぶらなくくされ易(し)これ鱚のまの魚とはことなり、吳圖載する所をみるに、此にいふ、沒古と其類名稍相似たり、ゆゑにこゝに記して、後考に備、

太古、　漢名章魚、本草綱目に見へたり、まれに捕えたるは、最小なり、大なるはえがたし、

海龜、　またおほかめといふ、漢名蠵龜本草綱目にみへたり、口島にていすといへり、一種

龜と云ものあり、是海中の大龜なり、詳に我濱輯成する所の、成形圖說に載事しげし、こゝに略す、

非良美、　青か島土名なり、俗に新婦碟、新婦笠などいふ、漢名石磷、閩書南産志にみへたり、此かいおほし、礁磯に固着して生ず、形簑笠に似て、一片は殻、一片は肉なり、大小高低、五色斑紋、一樣ならず、此島のものは、大抵わたり一寸ばかりなりと云、海島風土記に云、味さゝへに似てかたし、神田玄泉が日東魚譜に、これを蜄となす、是かひも同類なれど、もとおのづから異種なり、俗に背がひといふ、所謂蜄また閩書南産志にみへたり、志陀多美、　八丈島土名なり、和名抄に、河貝子みなと注するもの是なり、俗蛯字を用るは非なり、又あるひは、からなといふ、和字正鑑に、からなは河みるの略なりといふ、漢名蝸蠃、本草綱目にみえたり、事記神武天皇御製の歌に、神風の、伊勢の海の、大名に蚊もはふつうしたみと譲給り、今按に、和名抄に、崔氏食經を引て、小蠃子、かたらの小螺にして、人能しるものなればこゝに釋せず、古揚氏漢語抄を引て、細螺したたみとす、此を考るに、いにしへいふしたたみは、本草綱目に載る所の老君子にして、俗にいふ醋人なり、是物ことなれど、古昔の名稱、儼然として洪荒の內に□、其舊想べし、

蚊、　是世の市井にあるものより、稍大なり、思ふに盖豹脚の類なるべし、凡一歳のうち嚴寒とおぼゆる頃、はづかに五六十日、蟄といえり、

蠅、　是また稍大にして、其かくる、こと蚊と時をおなじくす、

羽蟲、　是大島の體に生じ、まだ谷間などの敗毛中に生ず、按に、飛ものは蠓なり、爾雅にみへたり、蚊蚋ものは蚋なり、顧野王玉篇にみえたり、和名抄にだにと訓す、皆人に就て血を咂、牀褐の害をなすものなり、

鹽、　炎暑のはげしき時、濱海の大石みな熾が如く、時に海嘯其所に翻騰し、潮水石皿のうろにたゝえ、烈日にてらされ、後遂に凝て鹽となる、此即自然鹽なり、漂民とり蓄て食料に供す、といふ、按に、亞弗利加海島喝布歇示爾のうつ　カッフヘルテ、こゝに　沙剌島、サヽラ即　此地、鹽島の義、日々に潮の來ことに、海岸の地上に漲(る)、其退ときに、海濱に七十箇の大滙あり、其内にのこるところの潮、大陽に煎熬せられて自然に鹽となるなり、しかれども其鹽、沙石塵芥の屬おほく其中に、雜(る)、波爾杜瓦爾の人、是をとりて塗土由自私にいたし、其地の鹽を製する者に、其沙塵穢物(を)さらしむ、此說は、大醫令桂川氏の地球說の中にみえたり、此鹽正にこれ(の)一類なり、

輕石、　此二種あり、漂民のべて辨じえず、一は潮沫の凝結するものにして、其質緻密、世に消皮を磨(く)ものこれなり、本草に載る所の、海浮石なり、一は火山の燃石、海中に飄落して、

曆年波濤にみがかるゝもの也、其質粗、此即山中の石枯て、海中に浮(ぶ)ものなり、按に、方皖桐が物理小識に、青石を燒て石灰になし、其灰となしけるは、石かれて水上にうかぶべしといふもの、また同類なり、

石灰、　蝸蠃石磷の殻を燒て灰となす、此即蛎灰蜃灰と一樣なり、また浮石を燒て灰となす、俱に鹽水に和し、泥となし、小池及盛水桶をかたむ、又船茹の料となす、

識餘

稻、　享保漂民の口供をみれば、在島の時、漂到せし米苞のうちに、粗米ありければ、此を岩間の土ある所を、ほりかへし、はづかに一歩、あるひは二歩ばかり植付たるに、としごとに成實を收むといふ、又同時の記聞に、植付たる稻、一年と思ふ内に、三度みのるといふ、時により二苞あるひは五六升を得としるせり、歸參の時、其米を載來(し)といふ、

晨草、　またあしたはともいふ、これ青が島にて草糧とせしくさなり、八丈島にても、專糧となす、其草、獨活に似て、其葉尙光澤あり、四時つねにあり、大和本草に、これを鹹草とす、また辛貞の氣なく、根魁なして、冬月凍斃せず、錄にありて、葉は斜蒿に似たりといえり、斜蒿の葉を察るに、あしたばに似るべくもなし、

都波、　是また青が島の食料なり、都波は、通俗の稱なり、葉款冬に似てひかりあり、秋の頃

莖をぬひて、煮花を開(く)、漢名蠔吾、唐の顔師古注、急就章にみえたり、

洞穴

漂落していたる時、西崖に二洞あり、大坂のものこゝにありて、後また北崖に三洞あり、按に、享保漂落の一洞を鑿て、其居を分つといふ、今こゝに三洞といふ、おもふに其一洞は、いつれの時にかつくれるもの か、つまびらかならず、蓋元文以後天明以前に、漂落の者あるか、まだいまたしるべからず、其洞口皆東方にむかふ、寛政元年の秋、一洞を鑿(り)、また翌年一洞をきり、其後また一洞をきり、新洞都て三所、みな北崖にあり、其二は東方にむかふ、新故都て八洞あり、洞空方位の概略は、地形圖中にみえたり、其一は西方にむかふ、其廣さ、四方凡五六尺、高も又略おなし、うちに茅筵をしき、一洞に凡四五人ばかり住ゐて、其かたはらに石竈をつくり、盛水槽および小池をもふけ、晨夕をいとなみ、冬は洞口に茅蔀をかけて、寒風甚雨をしのぎ、春より秋の季までは、蚊おほく、しのびがたし、つねに茅を焚てこれを避(け)、あるひは鳥油を燃て明をとり、みな天照大神を禱、歸鄉の誓をむすびけるとぞ、ある時、岸もに小榜の漂到を拾たり、これをみるに、金毘羅權現に、御神酒を供たるものなり、即またこれを齊て、金毘羅に生還のことをいのりけるとなり、是彼島より持參ける、今讃州に齊ひ奉るとかや、榮右衞門は、故鄉をいてし時より、觀音經一卷を身に佩て、朝夕心に暗誦しけるといえり、今この岩洞の住ゐを聞に、是いにしへの天津神雛天津磐戸にこもらせ給(ふ)も、尙かくばかりならむ、さはあれと、其風姿を想みるに、遁世岩穴の士に似て、つねに只日

の盛暮をみて、心は雜慮に堪えず、浦さびしく、世にことなる左遷の人より淺猿かるべし、按に、西崖の一洞、北崖の二洞は、これ自然のものか、またあるひは其先漂落のもの有て、つくりしものか、今あえてしるべからず、揚升菴文集に云、凡山洞岩穴に竅ありて明を通す、小なるを星牖といひ、大なるを月牕といふ、こゝにいふ洞穴中に、これありや否日々に紛綸としてとひをうしなふ、

食料

信夫綠、秋八月の比より、夏五月の比までは、常に此鳥を捕て其肉を鹽水に煮てくらひ、まれに其卵もとりえてくらふ、其肉の味粗惡にして、脂多(く)、其氣またくさし、卵のあぢはひは、鯊に似てくさし、ともにはしめてくらふにたえず、久して其臭をわすれ、猶鮑魚の市に入ものゝ如(く)、山海經に云、方枝の國魚を衣軀をくらふ、郭璞が注に、魚皮を以て衣となす、軀は水鳥なり、音愛、揚塤か補注に、軀、即鷗なり、また均藻に云、玄服の國、魚を衣鷗を食と(すと)、これ他の國にも、またかゝる所のありけり、土佐のくにのもの、はしめ此島に漂落せし時、饑て此鳥を捕(り)、生食して、壽をわたりけるに、夏の半ばと思ひし比、頓に皆飛去て行方しらずなりにければ、うゑて食べきものなし、茫然として、膽つぶれ、荒歎にあふが如(く)、つねの心なし、是よりして魚を釣くらふといえり、また其後は、としごし鳥の立行あ

とは、つねの產なき心地して、おほく捕えたる時は、乾腊となして數多たくわい、夏月魚ども
に骨董羹となしくらふといへり、
左々魚、　螺の肉を餌となして、つり得ることをおぼえたりといふ、つりえて煮くらひ、また
あるいは乾腊となしたりいふといえり、肉臭氣ありて、上味にあらずといえど、四時つねにあ
りて、給食に益ありと云、
沒古、　味あはくして霊なし、あるひは火にあぶりて、病夫の給食となすといへり、
章魚、　まれに捕ときは、鹽水に煮てくらふ、
蝸龜、　在島中、はつか二三頭をえたり、みな鹽水に煮て、くらふといへり、
蝸蠃、　鹽水に煮て、肉をくらふといふ、
石磷、　またしたゝみとおなじ、
波稜、　采得て生にて煮くらふ、乾枯したるものは、かたしと云ふ、
紫葛、　夏秋の交、實をとり生に食(ふ)、
天水、　つねにつとめて、石罅、岩坎、小池、水槽に貯(へ)もちふ、大旱の時は、雨降の神を
いのるといふ、其たゆるにあふ時は、鹹水を飲ことありといえり、淮南子に云、いにしへは、
民草をくらひ、水をのみ、樹木の實をとり、蠃蜯の肉を食、また陸賈新語に云、いにしへは、
民人肉をくらひ、血を飲、皮毛を衣となす、この島も其との如(く)にして、尙太古にひとし、
凡天地の間日月の照臨する所は、蓋しものあり、物あればかならず五味あり、五味あれば、人
の切用にあたらざるとなし、今此無人の島といえども、日月照臨の地にしあれば、人智のかし
こきによりて、壽域をわたり、生還の期を得ること、自然の妙といふべし、

服飾

毛衣、　信夫縁の皮毛を、日にさらし、これをぬひつゝりて衣となす、按に、享保中漂落の人
のはじめより、其翎毛をあらみ、簑衣のごとくに綴て、衣となす、其製更にくわし、今圖に載するものは、
紙をきり、其かたちをうつして再あがき、撰びにそなふ、按に、いにしへの毛裘てふものは、漢の司馬相如か
帝の孔雀毛裘の如き、皆奢侈の珍玩なり、漂客の製するもの、荒島偶然の製にして、猶太古の
人、血をのみ毛を衣たるにひとしく、蓋逋世山林の士、羽衣の仙と稱するものといえど、此人
にしかじ、

佩刀一把、　日州のもの携持たり、
羽扇、　大烏のつばさをつらねて扇となす、むかし諸葛亮が三軍を指麾たる白羽の扇と、孰與、」
茅笠、　かたち山野の人、あるひは雉ねらひと云笠にひとし、冬暑の時、載て日光をさべぎり
雨もまたしのぐべし、

念珠、　漂到の、異木にてつくるものなり、接に享保の客は、口の柄にてつくるとしるす、これ僉荒島の上界に落て、勧善懲悪の心、猶おのつから生ず、天性の善なる所なるべし、

草履、　茅を熱して織(る)、失穀子云、夏商草を以て履となしまた、淵鑑類函に載(す)、劉眞長、家貧にして芒履を織といふ、これ芒履また此類なるべし、

器財

刀一把、　是薩州方言、山からしと云ものにして、形佩刀の如(く)且短(く)、山林に入もの、荊棘を剔といえり、

曲尺一條、

錯子二柄、　一柄は、敗損するものなり、

鋸一握、長一尺餘、

鑿三握、一握は、不用にかゝる、

斧二柄、　以上六種は、日州のもの携いたりといふ、

風箱一坐、　口供に、久七これを製(す)としるしたれど、其實は、八五郎かねて其造法をしりて、甚右衛門えをしえ、遂につくり得たりといえり、風板の四端は、故綿をくゝりつけ、火筒は螺灰を泥となしてつくりたりといえり、

千斤一握、

鐵算子一握、　此(れ)鐵を鎚して算子となし、凡船材を縫に、この物を釘のかしらに當て、うつ定器なり、漢名いまだ何といふことをしらず、俗に釘緊と云、

釘鑿、　凡大釘をぬふに、先つこの器を以て、孔を穿、後に釘を施といふ、漢名いまだ詳ならず、

鐵槌一柄

屠刀、　各つくり持て、木皮を剝、髪も薙といへり、

錐一條、

壁廂一坐、

鐵釘、　以上八種は、在島の時新に製(す)、鍛冶にあつかるときは、専久七其主となりてつくりえたりと、

鍋二口、　大坂船、携のぼるもの一口、日州船携登るもの一口、此うち一口少しく損敗したるものを、洞穴中に藏のこすといふ、

釜一口、　大坂船携登るものなり、

椀、　漂到の杉材を伐、一頭を火に燒、勾刀にて剔あけること、數回にして成といふ、勾は、鐵釘を勾磨して利するといへり、

盛水槽、かたち馬槽のごとく、其造法は、椀を製する法と略おなじ、
盛水桶四面、漂到の竹を以て、木片を箍し、船中に載といふ、
木杓、蒟斗、食筋、撥火杖、皆漂到の木竹を以てつくるといふ、
籠、茅を編てこれをなす、大なるは尺ばかり、小なるは三五寸、其かたち俗にいふ手籠のごとし、
燈盞、石を鑿、其中を凹にす、油は鳥脂なり、其心は異木皮のいとなりと云、
敗硯一面、禿筆二枝、墨屑一塊、楮紙二帖、例にいふ半紙なりと云、皆日州船のもの携持たり、これ荒島第一の珍玩なるべし、遮洋の時、紙を剪（りて）幣帛となし、船神を祭といへり、
鈎竿、鈎絲、鈎、竿は漂到の故竹を合接す、絲は異木の皮を熟して交糾す、鈎は、故釘を磨して、勾曲にす、
筵、薦、ともに異木皮の絲にて、茅を編成（す）、開船の時、筵六扇を載て蓬にかふといへり、」
船材、すべて漂到のものなり、あへて異木なし、皆松杉椎樟の屬なり、發船の前に、流れたる竹は、圍三寸ばかり、長四尋餘なりといへり、
艗五張、また櫓字をもちふ、此字音を呼ものなり、大坂船携のぼるもの四張、日州船たづさへのぼるもの、一張なりといふ、

布帆一張、皆て收貯ける衆の衣服を綴て幅四反につくりえたり、其布に新故あり、其色に濃淡諸色あり、蓋浮屠法衣のごとくなるべし、
木椗一門、あるひはまた山太郎といへり、木勾を縦にし、長石を横にくゝりたるものなり、
今漁舟おほくもちふる所の碇なり、此在島中新に造る、
槳一把、これ漂到のものなり、
纜二房、挽絳二房、纜は圍三寸、長十五尋斗、これ世にいふ、いのちつななり、古歌に、拷縄のふかきいのちと讀けり、挽絳は、はつかに五六尋程なり、皆異木の皮を熟してこれをつくる、これまたいにしへいふ拷縄の類なるべし、
艙船茹、これまた異木皮の索を塡候し、其滲洩する所は、螺灰泥にてかたむといふ、
洋船一隻、長六尋、中間の幅、一尋半ばかり、その材おほよそ、百六十餘枚を接し、縦横斜正其片段般々一様ならずして完造すといふ、蓋し百木の琴のごとくなるべし、

僉名

天明五年乙巳の歳漂落、　土佐鏡ごほり赤岡浦、松屋儀七船、四人乗一艘、内三人病死、水手長平、
土佐の人丁巳歳三十六ことし寛政九年まで、在島十三年なり、
天明七年丁未のとし漂落、　攝津大坂北堀江、龜次郎船、十一人乗一艘、内二人病死、船長儀三郎、

肥前鍋島の人丁巳歳四十四、今年寛政九年まで在島十一年、下皆同、　機師久七、伊豆の人歳五十二、水手市之丞、加賀の人年四十四、同久八、加賀の人年三十六、同吉藏、江戸深川の人年三十六、同清藏、出雲の人年三十五、同三之助、奥州南部の人歳三十、同由藏、越後の人年三十五、同松兵衛、攝津大坂の人歳四十、中山屋三右衛門船、六人乗一艘、内二人病死、船長寛政元年巳酉の歳漂落、　日向諸縣郡志布志浦、中榮右衛門、日向志布志の人、丁巳年五十三、寛政九年まで、在島九年下同、　機師甚右衛門、日向秋月の人年五十八、　水手重次郎、日向志布志の人、年三十八、　同八五郎、日向秋月の人、年五十三、　通計十四人なり、

無人島談話下卷　終

跋

世、頃間、迷凌の者を喧傳すること、上古の説を聞がごとし、故に封内の漂民を、本邸の局中へ招(き)、一日其概略を聞、槩敢てみづから其語話を輯詠して、此を各處の記聞、及爰書數篇を對考するに、互に、前後錯雜して、定擬のことなくに、かへりしに、いまだ郷里を距ること近からず、逸馬として尚五百里外なれば、喜愁紛綸、心神空茫たるべし、蓋晨夕の偶談も、悦豫として自失するものあり、こゝにおひて、本田親孚及槩と相ともに、累日かれを招、毎に豁然として寛話し、其始より反復審問すること數回、乃其確的著明なることを擧て綱となし、綱を引て目を攝、かくのごとくして、申茅を綜覈し、類例を區別す、槩固より、巧は拙に勝ことなく、忙は閑にをよばす、こゝを以、莠辭陋文、且魚陰の羞を遁(る)ことかたし、しかれども、隻言半句、資話を修す、唯其事實をあらはす、却て華を採實を遺ものあらむことをおそる、なり、一二考證あるものは、即其書を援引して、遂に一書となし、聊以異聞をしるして、燈下の閑(覧)に供するのみ、何(ぞ)此を大方の觀に廣るにあらず、

寛政九年冬十一月

薩摩侍醫　曾槩士改識

漂流日記

校者曰、漂客の手つから記したる航海日誌は、いと珍らし、文辭の拙きを咎めず、同情もて讀み往けば、自ら落涙を禁ずると能はず、

*　*　*　*　*　*

天明五年きのとの巳の正月晦日、出船の次第日記に付置ル也、土州鏡の郡赤岡浦松屋儀七船船頭水主四人乘、

一、正月廿九日御用船相勤、御米積入に付、殊更片浦にては有之故、水主一人乘加へ、五人にて積入、晦日に出船仕、田の浦奈半利浦兩浦に卸し方上納仕ルに付、船頭儀七船切手等も岡へ持上り、諸首尾仕、折節日和悪敷相成、直に船は港へ乘廻す節、屋ながれ口より、暮六ツ頃大西風に相成はね嶋等より乘出し、梶を傷せんかたなく流出に付、錨を入綱のしつてを、ともにとりもち、綱三房く、り付、錠同樣に引かせ、西風まともに流る、なり、其夜半過頃、三崎半道程沖より、さきを見立てヤル、

一、二月朔日、早朝見廻しル處、地方より廿里餘り可有や、津呂の御先は下地に見へ、あわの

とまりの端なは上地に見え、晝五ツ時分、あなじ（風の名）北風、火花をちらして吹出、沖をさして流るゝなり、皆々十方に暮、佛神を念じ申計なり、九ツ時分に外ゝとも（船の小名）打落し、水はずつい流し、同八ツ時分、地山等も霞の樣に相成見失ひ、何國ともなく流れ行く、

一、二日あなじ北風強四ツ時分こしあて（船の小名）よりとも上廻り打落しゝに付、くゝり付て海へ引行、皆々何の手便も力なく、皆々髪を切、御立願をこめ、心神計ヤれ、喰事にも水はなし、汐を以て米をむして、夫を食とし、汐を呑、とやかくいたし流るゝなり、

一、三日同あなじ北風強、船あか（校者曰船に入る水をあかと云）はせき入、かわりぐ〳〵にあか汲出し、情限りのしのき方致し、次第に風もやはらぎ、其日暮時分よりなぎ（和）に相成、其夜船も船持能相成ゝ也、

一、四日、朝なぎ、日の出頃より東風に相成、静なる故、右海へ引居る上廻り道具巻上、本の所へ引のせくゝり附、梶も引込、おもて五尺板を以て梶羽板に打付、諸繕ひ方仕舞、錠を切り捨、晝九ツ時分より、東風を以地方へ乗行、其晩より雨を掛、其夜次第に風強く、夜九ツ時分より、北東風強く相成、同八ツ時分、波高き故、上廻り最早くゝり付置ゝ分、又々打落し、梶廻り等も又々打落し、當惑に兼ゝ、夫に付、又々錠を入ひかし流るゝなり、其内大雨故、天水を樽船（傳馬船のこと）へため、荷ひなどにもため、少々取ためゝなり、

一、五日同北東風つよく、晝九ツ時分より雨止み、晴、西風に相成、猶々波高く相成故、上廻り道具切はなし打捨ゝなり、暮時分より其夜波風あらく、其夜もおも梶上廻り打落し、幷とものとこぬき（船の小名）迄も打落し、ぼうず船に相成、夜を明しヤ計なり、

一、六日朝より大西風、殊におも梶かき廻り等は無くなり、波打込み、火とこ廻り（船の小名）鋪板にも皆々地板付へ打落し、住居成がたく相成、船おもてへ住居仕、猶又火たねも失ひ、飯焚事も手當なし、晝八ツ時分に、とも中棚戸立涯より、三尺斗も打さけ、あか水入出しゝに付、おもてよりかんはかすがひ（釘の屬）をぬき、右中棚傷所へかけ、あか留めいたし、幷こしあて貫口等も相傷、船もてかたく、夫より暮時分前に、柱を切り捨て其夜あかすなり、

一、七日朝よりなぎ、暮頃より雨に相成、南風時々吹出、次第に強大南風に相成、晝九ツ頃より空晴れ、西風に相成其儘流るゝなり、飯米も七八升有之、然れども火も水も無く、時々なま米にて氣のつきにかむなり、其夜夫成に明す、

一、九日朝より北風なぎ吹、あか水吸出流るゝ、斗にて、其夜も明すなり、

一、十日朝より北風なぎ吹流れ、其夜も明す、

一、十一日朝より北風なぎ吹、四ツ時分道法四五里に當地を見立、夫より皆々力付、先々御神樣へ御立願を掛け、ごふぞ彼地に着船をさせ可被下旨、一圓に念じ奉るおかげにて、次第に近

寄りたれども、ろかいに不及、唯見ながら流れ居る、

一、十二日朝より北風なぎ吹、早朝見晴しよき所、島地より日の下の方へ、道法六七里もあらき見へやん、晝九ツ時分より、いなさ東風に相成、夫より猶々御立願を掛、何とぞ彼地へ吹付可被下旨願ひ奉り、帆をときわけ、横帆に掛て流るゝなり、潮行は惡敷、夫故船不行、日も暮其夜も明かす、

一、十三日、朝よりいなさ東風にて帆を持せ流るゝなり、其日暮時分に、島地へ道法二里斗に近寄り、皆々心強く相成、其夜八ツ頃島の前に着船いたし、錠を入れて掛るなり、島の様子を船より見る所に、山へ直に波打掛る様子にて、上る所も無之相見へ、何かゝ内、七ツ前より風強く相成、則錠もすり切れ、其場より一丁斗西へ流るゝ、皆おどろき橋船を下ろし、岡へ上る手筈なり、波高故橋船には乗得がたく、其儘本船岡へ打寄、直に岡へ上るなり、夫夜も追付明すなり、

一、十四日朝より南風雨天に相成、先四人共佛神のおかげを以、此島へ首尾能上らせ被下、過分の仕合、皆々いさみ悦次第なり、雨天にては有之、數日水切には逢、何より水はほしく折節なれば、皆々、天水を呑息次ぎ、夫よりはす桶へ水を取ため置へども、あまり荒磯故、住居成間敷様に有之、脇場所に人の住居も有之哉と相考、晝九ツ過にも相成、島中歩行廻る覺悟にて、岡へ上りん所に、別てかや深くて、道はなちから落うせ、せんかたなく又々本の磯ばたへ戻り、近く岩穴の有、其所に一夜明すなり、

一、十五日朝より西風なぎ日和よく相成、皆々朝起上り居る所に、火はもたず、飯米はなし、焚あたゝめて喰ふ事もならず、何の取手もなく、四人の者打揃ひ面を見合、あきれ果、物語り、しよせん叶はぬ事なら、是非はなし、先磯貝にてもおこし、喰べしと、夫より皆々貝をおこし、磯のな(藻)をとり、其日暮穴へ戻り、皆々貝をおこし、物語り、其夜五ツ時分に寝所の穴の口に、荷物の内に、小鳥一羽飛入、夜中にて火もなし、其夜打捨置、皆々打臥寝入るなり、

一、十六日朝より日和能く、早朝よりおき居るに、荷物の中に夕入し小鳥、其儘居ん間、皆々ひもじくは有之、其鳥を殺し少々づゝ、喰んへども、さして味わひもなし、打置、夫より磯貝おこしに行、少しづゝ、貝を取り、穴屋へ歸り、右貝を喰ひ、又其汐水にて朝の鳥を喰ん所、今朝とは違ひ、味も至極宜敷喰覺へ、夫より是は御神様の御しらせと存じ、其時喰初めてより、鳥を取喰て助かれと、我々へ御助けなり、

一、十七日朝より皆々起居る所に、何を手便の力なく、うか〳〵となが める所に、空に鳥のと

まる様子、是はと氣を付見ゐへば、上の岩かげの邊に鳥は居りゐ得共、然れ共其所へ行事叶わぬ所を、色々くめんいたし、道を付、其場にあがり見れば、平地の所なり、其場に大なる鳥多くなみ居る、我々共そばへ寄りゐへども、にげぬ様子、能々見れば子を生、立子を養ふ様子なり、其脇へ行、大鳥四五羽を、石を以て打殺し持歸りゐ所、又物なし、船釘をのべ、夫を拵て鳥を拵ゐへ共、火は持ず、焚て食事もならず、海の汐水をても洗いゐて食ひゐへば、至極味わひ能、夫より朝夕の喰物といたしゐ所に、少しも障りなく、身に相應いたし、身にし、合も、みのり、達者に相暮すなり、

一、朝夕鳥を喰物にいたしゐ得ば、我々喰餘りは、日々干物にいたし置、何となくしまつに及び、心寄り、追付三月頃より次第に鳥がたつ哉、少く相成、夫より皆々氣を付うかがひ見るに、いよ〳〵立行に違はぬ、夫に付ては、鳥の居ぬ間は喰物なしと、夫より干鳥の事に氣が付、何頃迄居ぬやら、其考もなく、壹人前に鳥八拾羽斗りづつ、四人分の干物いたし置ゐなり、時に、鳥は四月末五月始頃迄、親子とも何國へ立行、其中は壹疋も居ぬなり、干物斗りにては、飯米少く様に有之、皆々外に仕事もなし、磯貝どもをこし喰、又干物にもいたし、毎日〳〵磯邊かせぎにて暮しける、時に八月頃に相成、魚抔釣事に氣をよせ、其道具迚も是なし、舟釘を以て魚ばりを拵、苧物抔は磯邊に打寄せ有之を拾ひ、夫を以繩を造り、夫より魚を釣事に仕初め、

喰事には心安く、日を送り、九月五日には、りしやくもちにて、鳥着時分殊の外氣をいたため、其上夏いたみ重り、療治等も無之、終には九月七日相果、其儘取置ゐなり、

一、九月九日、鳥先きより段々多く、場に打付喰初いたしゐ也、地方にて出來秋の様に思ひ暮、年中の事も皆々心にあたり、跡先きを考へ見るに、追付十月頃に相成、最早來年のかこひ鳥も追々取置べくやと談合に付、當年の様子にては、干鳥少く難義に及故、其考にて餘計干置ヲ〳〵くと云合、其頃より時々干鳥いたし、來三月頃迄に干立相濟、勘定いたし、一人前に二百羽づゝ、三人前に六百羽程干立、夏中飯米にかこい置、追付四月頃より、鳥も立行、五月中旬頃には、親子共に立行、壹羽も居ぬなり、夫より干鳥に喰掛り、當夏干物澤山にいたし置ゐ間、さして磯邊に出で働いたすに不及と、皆々身樂くにかまへ、干物ばかり朝夕喰、水は居所の穴屋にたれ水打し有故、其儘呑たき程心のまゝ、磯邊歩行もせず、其上仕事働事はなし、只干物斗り喰いたづらに暮し居けるに、いつとなく骨かたそろ〳〵いたく様に覺へけれ共、さしたる考もなく、うか〳〵と日を過し、折から次第に勢力も落ち、其近邊歩行にもすぢほねいたく相成、是非なく喰ては寢、起ては喰ひ、夫より後には、立居もなりがたく其上干鳥ものんどにとふらぬ様に相成、三人の中長平壹人は勢力落れ共、磯邊にそろ〳〵歩行廻り、右二人の者へ

磯かに抔を取拵へ爲喰ひ得共、別て腹中にうけ能く有之ひ得共、二人分喰前には達しがたく、少々ながら成たけ介抱いたし呉ひへ共、心に叶はぬ運のつきやら、終には相果る、時午八月廿九日長六死す、同九月十七日甚兵衞死す、此土取し、のべいたし、はか所拵水花手向ひ也、

一、九月十七日、新鳥喰初め、夫より日々勢力も付、達者に相成、最早我命は氣遣なけれ共、先死いたしひ若き者共、今五七日先ながらへなば、新鳥喰せ助かる事もあろうものと、かへらぬ事を案じやり、かなしひ、つらき身のうさをたれに語らぬと、思ふ心の只ひとり、尋歩行、岸磯邊にて、何を尋るあてとてもなし、只案じふけるにありて、あわれ身の一心、念佛ともだちとや暮し居けるなり、時に佛神の御たすけやらか、強く思ひ直し、色々考へ見るに、右二人相果ひも、夏干鳥斗の喰物故、我此上は、干鳥澤山には不及、百五十斗いたし、精出し魚を釣べしと相考へ、夫より霜月時分になり、夏飯米とし、其儘磯邊を歩行し、魚を釣り、生魚干物に取り合子ともに立行、干物斗りにて喰にく、有之、百五十斗干立、來年五月には、鳥も親せ干物にいたし、殊に磯邊歩行に間もなく、隨分辛働いたし暮居ひに、喰物等諸障なく、身の草臥をどろへもなし、初ての時分とは違ひ、別て相かはり、達者勝れて暮しける故、夫より身の持樣も存當り、用事なきに磯邊をも廻り歩行、如何成御ゐんに廻りあはんもやとおもひあきらめ、只獨り達者で年も重ねしに、天明八戊申年正月廿九日九州肥前船拾一人乘り、此邊へ漂

着いたしひて、人數無恙陸へ昇りひて、同二月四日行合對面いたしひ、是はと友に悦び、おどろき、皆々打寄て語り合ひ、扨て私事も四人乘にて流れ來て、外三人は此島にて病死いたし、只我一人相殘り、見る形もなき此體に相成ひが、元來火種子も持ず、生物斗にて能相助かり、先々運き仕合之能き人なりやと、我々事も、流れて辛苦の身とは相成りひへ共、是非に不叶運のつき逢事かなと思ひ直し、是よりは樂に相暮しやべし、殊更火種子も持來りひ間、是より食事も燒あたゝめて、夫食にいたしひて喰初めひ也、扨て我身は嬉敷事にひへ共、此度來る飛は居馴ぬ里にて、かなしかろふと、夫を引替て、何とやるせもなき身とは相成ひ哉と、口說歎きひても、最早かへらぬ事と、是よりは兎角我が身の成り行次第、此島に暮す計とおもひはらしひて、信心いたし、明暮願を懸、觀世音菩薩、どふぞや國地に御渡し給へかし、たのみ計を力にて、日を暮しひなり、

一、薩摩國志布志船六人乘り、此邊へ漂着いたしひ、時寛政二年庚戌年正月晦日、遠沖より皆々橋船へ乘込潤付來りひ故、陸より皆々立出ひ所に、磯高く故、橋船へ網をさげ、手道具幷に人迄に皆引上げひ時、皆々殊の外草臥入、勢力も無之體に相成ひ故、友々に介抱いたし呉ひ、遂者に相成ひて、夫よりは互に相暮し、兎角後には、國地に渡る時節も可有哉と、おもひ晴して待暮しひなり、

漂流日記　終

無人島漂流口書

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

追啓ゟ上い、別紙口書の寫の儀は、十三年以前土州漁船無人島へ被吹流、又其島へ御地北堀江龜次郎船被吹流、又其後薩州漁船參り、何れ共今年迄魚鳥計喰物にいたし、助命仕い、年々心願仕い處、薩州船に錐一丁のみ一丁なた一丁御座いて、流寄之木並船具の流等拾ひ、船仕立地方を心掛走出しい處、青ヶ島へ流付、夫より漸々今朝到着仕い、右北堀江備前屋龜次郎殿船は、生は肥前の國船にて、私方の客船御座い、咄し次第荒々承りいへ共、嘸々御難澁と奉存い、思ひ出させいも甚だ氣の毒にて、悅斗ゟ居い、

右無難着の趣、島の口書の次第、船頭儀三郎殿より備前屋龜次郎殿方へ被ゟ遣いよし承知仕い先出土佐さつま肥前の三ヶ國の、無人島にて十年餘打寄暮居いて、又々無事にて陸地參りい事、七拾年餘以前ヶ樣の事有之いよし、先々珍敷儀御座い、於其當地、御屋敷樣方へ御出入の御方より御咄被下度、早速皆々之在所へ相知れ可ゟと奉存、鳥渡御知らせゟ上い、委細は今夕備前屋敷方へ、船頭衆の書狀封込相登せゟい、先當地口上御披見可被下い、以上、

九月十八日

相州浦賀　松崎屋　與兵衛

御番所へ差上ル口書寫、

一、薩摩國志布志浦三右衛門船沖船頭永右衛門、水主六人乘、寛政元年酉十月廿五日國元出船、備中國玉島迄罷越、同所より國許へ歸船の節、同十二月廿八日、日向灘より逢難風、沖合へ被吹流、翌戌年正月廿九日、無人島へ漂着助命仕ル所、右水主の内、惣右衛門善助と申者共貳人、同島にて病死仕ル、尤も江戸表へ往來不仕小船の儀に付、御番所御切手無御座ル、

一、土佐國赤岡浦直乘儀七船水主五人乘、天明五年巳正月廿九日國許出船、同日同國田の浦へ罷越、船頭義七儀は商賣用にて同所へ上陸仕ル處、俄に時化模樣に罷成ルに付、荒濱故船難掛置、殘水主四人にて、外港へ乘廻しル心掛にて、同晦日出船仕ル所、次第に風波強く罷成、沖合に被吹流、同二月十三日無人島へ漂着助命仕ル、右乘組の中源右衛門長六甚兵衛と申者共三人、同島にて病死仕ル、尤も江戸表へ往來不仕小船に付、當御番所御切手無御座ル、

一、大阪北堀江龜次郎船沖船頭義三郎、水主十一人乘、江戸表にて奥州荒濱御城米御受負申上、天明七年巳十一月廿八日登り、奉得御改、十二月三日出船、同三日三崎へ入津、同八日下總國犬吠崎沖合より逢難風、何國とも不相知沖合へ吹流、翌申年二月朔日無人島へ漂着助命仕ル處、右乘組の内五兵衛忠八と申者共二人病死仕ル、尤も當御番所御切手の儀は、船頭大切に所持仕ル、

右三船の船頭水主助命ル者共、何卒國地へ罷出申度、年來相願、彼島にて小船打立、都合拾四人乘組、當六月八日國地を心掛出船仕ル處、同十三日豆州八丈島付青ケ島に漂着、右之段島役人へ相斷、介抱を受、右島より案内の者差添、同七月八日出船、同日八丈島へ着船、於同島吟味相濟、右乘參ル小船の儀は、同島へ揚置、八丈島御用船頭源五郎乘にて、九月八日出島仕、同七日豆州須崎へ入津、右の段下田浦方御用所へ御訴え着船、奉得　御改、尤右八丈島流人方より、屆物書狀等一切所持ふ仕ル、右十四人の者共、其儘御用船に江戸表罷下り申度奉願上ル御吟味に付、船頭水主連判口書差上、右の通り少しも僞不申上ル、

薩摩國志布志浦三右衛門船　沖船頭　永右衛門、梶取　甚右衛門、水主　重次郎、かしき　八五郎、

土佐國赤岡浦直乘儀七船　水主　長平

＊　＊　＊

大坂北堀江龜次郎船　沖船頭　儀三郎、同　久七、同　吉藏、同　市之丞、同　三之助、同　長兵衛、同　清藏、同　松兵衛、同　由藏、

＊　＊　＊

寛政九年巳九月十八日

右大坂詰勘定奉行より差越ル紙面寫、

＊　＊　＊

差出

一、人數貳人

一人　私

一人　岸本浦長平

右は長平儀、無人島より罷歸ゟれに付、此度御國許え御差下被仰付に付、道中筋くるめ方被仰付、正月五日江戸出足、東海道伊勢路通、餘寒甚敷道中十七泊り罷越、同廿二日伏見着、同晩淀乘船、同廿三日大坂着、同月一日町家に罷在、同晩より御屋敷内御長屋に被差置五夜罷在、同廿八日同所乘船被仰付、浦戸廻りを以、今日高知着仕ゟに付、爲御届此の如く御座ゟ以上、

午二月七日

御浦方役人所

右他支配組稜彌藤次差出寫

他支配組稜　彌藤次

無人島漂流口書　終

松榮丸唐國漂流記

天明八申年唐國へ漂流、寛政二戌年歸國ゟ、

南部慶次郎領分　奥州南部田名部之内　蠣崎村四郎兵衛養子　沖船頭　禪宗　善吉　戌四十八歳

同國同所同人悴　水主　法華宗　清藏　戌二十六歳

同國同所同人悴同　同宗　忠左衛門　戌廿五歳

同國同所小澤村　吉右衛門悴炊　禪宗　喜右衛門　戌二十八歳

同國同所川内村　利八悴　水主　同宗　利三郎　戌三十三歳

佐竹右京太夫領内　出羽國秋田能代清助町　長次郎悴同　一向宗　長松　戌三十三歳

六郷佐渡守領分　出羽國由利郡鹽越村　半兵衛悴同　禪宗　吉太郎　戌三十一歳

松前志摩守領分　陸奥國松前東町　又藏方に居候　伊兵衛死悴　水主　一向宗　伊兵衛　戌五十三歳

酒井左衛門尉領分　出羽國庄内加茂村泊町　鹿右衛門悴同　淨土宗　權吉　戌三十四歳

榊原式部太輔當分御領所　越後國岩船郡大月村　作藏悴同　禪宗　與次郎　戌二十八歳

同國同所、長次郎悴同　同宗　長五郎　戌四十八歳

右十一人ヶ口

私共儀、唐國え漂着仕ゐ處、此度戌二番唐船より善吉清藏利三郎長松與次郎權吉、同三番船より忠右衛門長五郎伊兵衛吉太郎喜右衛門送來に付蹈繪被仰付、國元出船積荷物の品、漂着之次第、委細有體可ヶ上旨御吟味御座ゐ、

一、此段去々天明八年七月、奥州松前枝ケ崎彦六舟、二十二反帆七百石積松藥丸え、同人賣荷物酒五十樽、米四斗入貳百俵程、たばこ百斤入十箇、木綿五十端程、古手衣類數三十程、麹三百五十俵程、其外品々積入、沖船頭善吉、楫取佐之介、水主清藏忠右衛門利三郎長松與次郎權吉長五郎吉太郎總右衛門、炊喜右衛門十二人乘組、同廿日松前城下湊出船、同廿九日頃、蝦夷石かりえ着船、荷物水上ケ致ゐ上、鹽引鮭大小千六百四十束と廿九本致交易積入、同十月四日石かり出船、同廿一日松前城下湊え着、同所問屋大黒屋茂右衛門方へ致通達、御改を受、直に江戸材木町三丁目小林宗九郎方へ積廻ゐ積にて、日和待いたしゐ内、嵐鰤四百三十三本、其外粮米四十俵餘、鹽噌薪等積入、甚太郎與三郎伊兵衛を增加子に雇入、都合十五人乘組、同

十一月七日朝、城下湊出船仕、翌八日朝、南部八戸沖へ颪懸ゐ處、酉戌之方より俄に大風起り打込、水舟に相成ゐ付、乘組一同相働ゐ内、帆柱吹折外艫打破、船危く相成ゐ故、積荷物追々刎捨相凌、網四房爲引、碇を入ゐ處、不相保摺切、何國ともなく大灘へ被吹出ゐ間、方角相考元之地方へ乘戻度ゐへども、逆風にて不相叶、其上柱を打折、帆を被取ゐ故、桁を杜代にいたし、颪ゐ儀不相成ゐに付、少も風和ぎゐ節は、繩を爲引漂ゐ内、同月十八日西風にて大波風波の度に、碇六頭摺切、既に及破船ゐ程之義有之、乘組之者共、髪を拂、船頭所持之脇差其外鏡小刀鋏之類海中え投入、佛神へ祈誓を掛け、何卒地方相見ゐて、如何樣にも相乘寄助り度ゐ得共、一向山も不見大灘にて、何國之地共不相辨、殊に數日雨降不ヶ、呑水を遣切、粮米殘少に相成、薪も無之、竹幷に船板等を取放焚ゐ程之義故、食事は一度に飯一椀一盃づゝに相減、刎殘之魚も御座ゐ得共、咽乾きゐ故、一向給ふヶ、日々天水を祈、同十二月廿三日雨降に付、端船幷桶鉢等え請溜め置、咽を濕ヶゐ、去酉正月中頃より、波少々和ぎゐ處、二月中頃より、又々元之通り吹戻、島山迚は一向不相見、一體食事乏くゐ故、勢力盡果、存分之働成兼、其上帆も無御座ゐ故、風に任せ流次第に致し、一同力を落し、數日相歎き罷在ゐ内、同四月廿日頃、遙に山か又は雲とも不相辨物、見出ゐに付、何卒乘寄見可ヶと存ゐ處、見馴ざる船に帆

を上げ、私共船に颿り參る、

（此不見馴船、幷乘組居ゐ者之義、漂流人連渡ゐ唐人どもへ尋ゐ所、廣東省其外奥國海上程遠き處には、海賊居ゐ由、兼而及承ゐに付、定て右海賊船にて可有之由ヤ之ゐ、）

彼船に乘組居ゐ者共は、頭上少し髮を殘し、筒袖の襦袢之樣なる物、股引のゆるき物を着、十人ばかり劒の樣なる物を、持乘移りゐ、詞は一向通じ不ヤゐ、船中相改、給殘之粮米四俵有之ゐを見付、可取歸樣子に付、米相渡ゐては、渴命に及ゐ旨、仕形ゐて相歎ぎゐ所、劒にて突ゐ樣子いたし、船頭所持之小簞笥其外之者共の手廻夜着布團幷に有合ゐ錢六貫丈持歸、難義には御座ゐ得共、定て海賊にて可有之と、怖敷存其儘差置ヤゐ、然所同廿六日明け方、半道程先に山相見、其道に小船廿艘斗り繋居、乘組之者共は、

（此小舟乘組之者之儀、唐人共え相尋ゐ處、其所之漁師にて御座ゐ由ヤ之ゐ、）

最前私共船え參ゐ同樣之人物、彼是日本之地とは不存、唐國にても可有之哉と存ゐに付、右之船に寄、助け呉樣仕形いたし見せゐ得共私共舟え、十四人乘移り、船中相改、何かヤゐ得ども、一向通不ヤゐ、何卒地方へ挽付呉ゐ樣、仕形致見せゐ儀、相通ゐ哉、私共船を、小き番所體之前え挽入、

（此番所之義、唐人共へ相尋ゐ處、海邊を相守ゐ、正六品之武官千總、正七品之武官把總と

ヤ、官人相詰ゐ番所にて御座ゐ、）

彼者共差圖之處へ碇を入ゐ處、無程赤き帽子を被りゐ役人體之者參、見屆罷歸ゐ上、外役人體之者罷越、

（此役人共之儀、唐人共へ相尋ゐ所、千摠把摠等之組下之軍兵にて御座ゐ由、ヤ之ゐ、）

何か尋事有之ゐ處、一向通じ不ヤゐ故、往來切手取出し見せゐ得共、不相分樣子に付、日本と書ゐて見せゐ得ば、心得ゐ樣子にて罷歸ゐ、跡え私共船挽入呉ゐ者共又ゐ參り、太儀料道樣仕形いたし、粮米殘りの分可取歸樣子に付、餉命に及ゐ旨、仕形いたし相渡不ヤゐ處、承知不致ゐに付、米一斗程呉遣し、其儘船に罷在ゐ處、翌廿七日朝地方家村相見ゐ、

（此家村之義、唐人共え相尋ゐ處、廣東省潮州府惠來縣之支配之海邊に、住居ゐ人家にて御座ゐ由ヤ之ゐ、）

何國の地共不存ゐ得共、是迄數月洋中に漂ひ、粮米も殘少に相成、殊可乘出方角不相知、多人數此儘相果ゐも殘念に付、右家村相尋、人家に手寄ゐはゞ、若相助けゐ儀も可有之ゐに付、上陸可致と覺悟を極め、端船を卸、粮米幷に鍋釜相積入、本船は乘捨、地方え漕寄ゐ處、漁人體之者、

（此漁人之儀、唐人共え相尋ゐ處、漁人には無之、海邊を相守、平日武具を持、所々相廻軍

兵共にて御座ゐと申之ゐ、）

私共を見懸、相驚ゐ様子にて、鑓幷飯之様成抜身を持、大勢濱邊へ罷越、右之内役人體之者一人、

（此役人之儀、前書海邊を相守軍兵の内、頭立ゐ者に御座ゐ由、唐人共申之ゐ、）

硯紙筆持參差出ゐ間、日本と書見せゐ處、持歸、無程宮之様成所え連參差置、番人十人斗附申ゐ、

（此宮之儀、唐人共へ相尋ゐ處、關帝之廟にて御座ゐ由申之ゐ、）

此の所には、髭長き木像安置有之ゐ、

（此木像之儀、唐人共へ相尋ゐ處、關帝之木像にて御座ゐと申之、）

私共、食事は、持越ゐ米を焚給申ゐ、然所同五月二日朝、右之處出立致ゐ様仕形いたし、役人二人かごに乘附添、

（此役人之義、唐人共へ相尋ゐ處、巡檢使千摠と申官人にて、巡檢は正九品之文官、千摠者正六品之武官にて御座ゐ、）

同日七時頃、ユウライセントゝ所に着、大成役所體之所へ手廻は人足に爲持、山道拾里程參、同日七時頃、ユウライセントゝ所に着、大成役所體之所へ連參、白洲の様成所え呼出、重役人と相見、曲錄に腰を掛罷在、

（此ユウライセン幷役所役人等之儀、相尋ゐ處、惠來縣は、廣東省潮州府惠來縣と申處、役所は一縣の事務を司る正七品之文官知縣の役所にて、平日役人詰合、諸評議等致ゐ由、重役人は右知縣にて御座ゐ由申之ゐ、）

吟味之様子にゐ得共、一向相分不申ゐ、門之内長屋え差置、番人二人附、私共給殘ゐ米にて、粥を焚、右米給切ゐ得ば、役方より一人前錢三十文宛呉ゐに付、番人を賴み、米薪水等調貰、手煎仕ゐ得共、食事足合不申、右之様子役人見廻之節、

（此役人之儀、知縣より差置ゐ書吏と申下役にて御座ゐ由申之ゐ、）

見請何か私共へ相尋に付、日本にては三度宛給ゐ旨仕形いたし見せゐ得ば、心得罷越、其後は一人前米五六合宛、薪代として錢十文ヅゝ、相與へ、米は私共手前に差置ゐ様、右役人差圖いたし罷歸ゐ得共、番人ども私共へは決して渡不申ゐ、同六月廿二日まで滯留仕ゐ内、三度白洲へ呼出し、吟味に逢ゐ處更に相分不申、

（此吟味いたしゐ譯は、定て漂流之次第を相尋ゐ儀に可有之、其節不居ゐに付、不存ゐ旨申之ゐ、）

翌廿三日右之處出立、重き役人と相見へ供大勢召連

（此役人之儀、惠來縣之縣丞守備千摠等にて、縣丞は知縣に差續ㇵ正八品之文官守備は正五品千摠は正六品之武官にてㇵ由）

附添、私共手廻は人足に持たせ、日々旅籠屋體之所に泊、

（此旅籠屋之儀、驛站と申宿次所にㇵ由、）

同七月四日、クワントウセンと申處え着、役所體の所連參、

（此クワントウセン并役所之儀、廣東省之唐音を漂流人ともクワントウセンと承違之儀に可有之、右者廣東省の城下南海縣と申處、役所は知縣の役所にて御座ㇵ由申之ㇵ、直に堂之樣成所に差置、番人二人附添、

（此堂、土神堂にて御座ㇵ由申之ㇵ、）

此所にも髭長き木像安置有之、

（此木像、其所の土神の像にて御座ㇵと申ㇵ、）

食事は一日一人前錢四十文づゝ、相與ㇵ付、番人を賴、米薪水等調貰、手煎仕ㇵ、然所樣取作之助水主惣右衛門與三郎甚太郎義、追々痢病相煩、與次郎別て不相勝ㇵ故、醫師の義番人へ相賴ㇵ處、早速醫師參られㇵて脈を見、何か

（此醫師義、唐人共へ相尋ㇵ處、南海縣之役醫にて御座ㇵ、）

書付番人へ渡置罷歸ㇵ、後にて番人藥を調持參、煎ㇵて給させ、私共義も看病致し遣ㇵ得ども、養生不相叶同九月十二日病死仕ㇵ、然所番人より役所へ相届ㇵ哉、無程役人參り、與三郎死骸見屆、棺に入葬ㇵ節、

（此役人、知縣より差出しㇵ、典吏と申下役人にて御座ㇵ、）

私共見送度、番人へ相賴ㇵへども、一向外へ出し不申ㇵ、何方え葬ㇵ哉不存、手廻等者燒捨ㇵ由申ㇵ間、同月廿七日まで逗留仕ㇵ處、翌廿八日朝、致出立ㇵ樣仕形致し、川船に乘せ、役人體之唐人、

（此役人は、一省之事務を司ㇵ正二品之文官にて、兼て巡撫より差立ㇵ神泉司巡檢と申、正九品之文官にて御座ㇵ由申ㇵ、）

其外唐人六人附添漕出ㇵ內、右クワントウセンにて、私共一人前銀七ッ宛呉ㇵ由仕形致し見せ、

（此銀相與ㇵ譯は、道中爲遣用、南海縣之知縣より差送ㇵ由、承及ㇵ段申ㇵ、）

其儘右銀は役人手前に預り置申ㇵ、然所吉太郎先達てより之病氣不相勝、次第に差重ㇵに付、種々看病仕ㇵ得共養生不相叶、同十月廿九日地名不存船中にて病死仕候處、附添之役人上陸いたし相屆ㇵ哉、重役人相見、死骸改之上棺に入葬申ㇵ、

（此役人は、其所之知縣より差出しㇵ典吏と申下役にてㇵ由申ㇵ、）

此節何方え葬ん哉一向不存、手廻りの品は、不殘棺に入遣しやん、私共義船或は宿屋體之所に泊り、

（此宿屋之義、前條に有之ん宿次所にて御座ん、）

數日道中、寒氣に趣凌兼ん を、附添の者見請、最前貰ん銀にて木綿蒲團一ッ宛調呉ん、同廿五日之夜五ッ時頃、町屋建續賑敷湊え着船、

（此湊之義は、浙江省嘉興府平湖縣之內にて、諸國其外奥湊等え渡海船之湊にて ん 由ヤ之ん、）

直にクワントウより附參ん役人、書付を持上陸致し、間もなく其所役人罷越ん上、日本詞少々通ん唐人二人參り、

（此日本詞通ん者は、於唐國漂流人等互に詞通不ヤん に付、日本商之錢氏十二家兩荷主へ、日本詞聞馴ん者差出ん 樣、官所よりヤ付ん 故、度々日本へ渡ん王兆龍周福とヤ者兩人差出、通辯爲致ん 由ヤん、此度漂流人介抱として王兆龍は、戌二番、周福は同三番船にて、罷渡ん者共に御座ん、）

私共を上陸爲致、クワントウセンにて貰ん 錢は、本え送遣しん に付、夫迄は相預り置ん 旨、右通詞を以ヤ聞、私共は町家二階に差置、二三日過、

（此町家之義は、日本商之問屋謝永和宅にてん 由ヤ之ん、）

役人付添、役所體之所え連參、重立ん役人罷出、

（此役所幷重役人は、役所は海邊を守り津口船切手等差配いたしん 正五品之文官、海防官之役所、重役人は海防官にて御座ん、漂流之次第吟味之上、一省之事務を司ん 巡撫官え相達、奏聞を經ん 迄は、日本商の錢氏十二家兩荷主錢恩榮沈玄擔え、撫育を加へ差置ん 樣海防官よりヤ付、兩荷主方え引請ん に付、問屋謝榮和宅を補理、差置ん 由ヤ之、）

名、歳、衣類等書留、漂着之次第通事を以相尋ん 得共、埒と不相分、何卒日本え歸し呉ん 樣、此方よりヤ達ん 義心得ん哉、追て日本へ可送歸旨ヤ聞、一同致安堵能在ん、尙正月七日より問屋體之所明屋を補理、二階に差置、

（此問屋之義は、日本商之問屋謝永和支配內之明家にて御座ん、）

番人一人通事二人附添、世話いたし呉、食事は私共心儘に致ん 樣ヤん、日々米鹽魚野菜薪等相渡ん に付、致手煎逼留仕ん 內、日本仕立へルへトアン袷羽織一ッ宛、紗綾帷子一ッ宛、同單羽織一ッ宛、綾木綿袷一ッ宛、木綿綿入羽織一ッ宛、單物一ッ宛、同蒲團一ッ宛、紗綾帶一筋宛、扇子一本宛、股引一足宛、沓一足傘一本宛、蓆一枚宛、籠具一ッ宛、役所より被與ん 由にて、幷錢氏十二家荷主より、追々差遣ん 由ヤ之ん、）